

令和5年度第1回越谷市文化財調査委員会

日 時 令和5年8月1日（火）午前10時～
会 場 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 自己紹介
- 3 委員長及び委員長代行の選出について
- 4 報告事項
（1）文化財保護事業結果について
（2）文化財保護事業計画について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

— 越谷市文化財調査委員名簿 —

(任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日)

(50音順 敬称略)

No.	氏名	所属・役職等	任期
1	いた がき とき お 板 垣 時 夫	埼玉県文化財保護協会 副会長	R5.7.31 まで (再任)
2	か とう こう いち 加 藤 幸 一	元越谷西特別支援学校 教諭	R5.7.31 まで (再任)
3	たか さき こう じ 高 崎 光 司	元埼玉県立越ヶ谷高等学校 教諭	R5.7.31 まで (再任)
4	はし もと ゆういちろう 橋 本 雄一郎	越谷市立平方小学校 主幹教諭	R5.7.31 まで (再任)
5	はた の ひで あき 秦 野 秀 明	NPO 法人越谷市郷土研究会 副会長	R5.7.31 まで (新任)
6	はやし たかし 林 貴史	久喜市文化財保護審議会 委員	R5.7.31 まで (再任)
7	や ぐち たか えつ 矢 口 孝 悦	元羽生市教育委員会 事務局職員	R5.7.31 まで (再任)

3 委員長及び委員長代行の選出について

委員長 _____

委員長代行 _____

【越谷市の概要について】

1 歴史

越谷市は埼玉県東南部に位置し、面積 60.24 km²、人口 345,487 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）であり、平成 27 年 4 月には県内で 2 番目に中核市となった。

市域には古利根川、元荒川、綾瀬川の 3 本の河川が流れ、微高地上には古墳時代前期の遺跡や中世からの開基と伝える寺院などが点在している。南北には日光道中が走り、第三の宿場町であった越ヶ谷宿のまちなみ、行程の目印とされた「蒲生の一里塚」などが残っている。また、「下間久里の獅子舞」や「北川崎の虫追い」などの民俗行事も地域で受け継がれている。

近代に入り明治 32 年には東武鉄道が開通し、昭和 29 年には 2 町 8 か村が合併して越谷町となり、草加町の一部を編入ののち、昭和 33 年に市制施行した（人口 44,595 人）。その後、昭和 48 年には J R 武蔵野線が開通し、区画整理や治水対策、都市インフラの整備を進め、平成 30 年に市制施行 60 周年を迎えた。

昭和 33 年に文化財保護条例を制定し、昭和 43 年度から昭和 55 年度までを事業期間として『越谷市史』編さん事業を行い、資料の収集、整理、執筆を行い、通史編 2 冊、史料編・続史料編合わせて 9 冊などを刊行し、市域の歴史を保存・継承している。

2 文化財保護

(1) 位置づけ

越谷市では、令和 3 年から 10 年間を計画期間として「第 5 次越谷市総合振興計画」を制定しており、文化財の保護は、目標 6「みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり」に位置づけられている。

教育分野については、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とした「第 3 期越谷市教育振興基本計画」を策定し、さらに単年度で実行する特に重要な施策を「越谷市教育行政重点施策」として具体的に示している。令和 5 年度の重点施策は以下のとおり。

1 文化財調査活動の推進

- (1) 埋蔵文化財調査の実施
- (2) 民俗行事調査の実施
- (3) 文化財基礎調査の実施

2 文化財の保存と活用の推進

- (1) 文化財関係施設の利活用
- (2) 文化財活用事業の実施
- (3) デジタルアーカイブの整備
- (4) 郷土資料館についての検討

(2) 職員体制

職員体制は、教育総務部生涯学習課が事務を所管し、生涯学習課長、生涯学習課副課長、文化財担当5名（内1名は再任用職員として大間野町旧中村家住宅で施設管理）、合計7名となっている。他に会計年度任用職員12名を採用し、施設管理などに従事している。

※市史専門員3名（市史全般1名・埋蔵2名）、施設管理職員5名、市史資料整理2名、埋蔵文化財整理1名、本庁勤務1名の合計12名。

(3) 所管施設 【資料1】

生涯学習課所管施設

- ①越谷市保存民家・国登録有形文化財「大間野町旧中村家住宅」
- ②越谷市指定有形文化財「旧東方村中村家住宅」
- ③文化財資料保管庫（旧荻島公民館）

(4) 収集資料など

市史編さん事業を契機に継続的に越谷市が収集・保管している資料は、民具類、諸家文書、行政資料を中心とした近現代資料を文化財資料保管庫(旧荻島公民館)、市立図書館などで分散して保管している。

なお、市史編さん事業で確認した諸家文書のうち、約2,300点については、所蔵家での現地保存とした。

(5) 市内指定・登録文化財（令和5年4月1日時点）

【指定文化財】

73件：国指定文化財2件 県指定文化財7件 市指定文化財64件

【国登録文化財】

12件：国登録有形文化財12件

4 報告事項

(1) 文化財保護事業結果について〔令和4年度実績〕

①文化財の指定及び解除に関すること

特になし

②埋蔵文化財の発掘に関すること **【資料2】**

試掘調査を5か所、発掘調査を2か所実施。

(1) 試掘調査

試掘調査5か所の内、2か所で遺跡を確認。

- ・〈大沢宿饅頭屋跡〉大沢一丁目元荒川左岸における、公園整備事業に伴う試掘調査で、近世陶磁器（18世紀）を確認。新たに埋蔵文化財包蔵地として登録。
- ・〈西口遺跡〉No.2遺跡としていた大成町一丁目地内における、個人住宅建設に伴う試掘調査で、平安時代及び江戸時代の遺構と遺物を確認。埋蔵文化財包蔵地を拡大し、名称を「西口遺跡」と変更。

(2) 発掘調査

発掘調査2か所実施。

- ・〈海道西遺跡〉1か所目は分譲住宅建設にともなう海道西遺跡の調査。調査区は元荒川左岸、河畔砂丘上の140㎡。調査は原因者負担で実施し、平安時代（9世紀）の住居跡2基、室町期の火葬土坑1基、江戸時代の溝1条を調査。令和4年12月28日付けで調査報告書を刊行済み。
- ・〈大道遺跡〉2か所目は西大袋土地地区画整理事業に伴う大道遺跡の調査。調査区は大道神社参道西側約300㎡。平安時代の溝1条、遺物を包含する地形の落ち込みを調査。調査区東側の落ち込み部分からふいごの羽口が出土。江戸時代の土坑7基、溝3条を調査。また、平安時代の落ち込みを切り込む建物跡・柵跡になるものと思われる柱穴痕を調査。

(3) 出土遺物の保存処理

- ・東方西口遺跡出土品3点（木製椀2・桶底板1）の保存処理を実施。

(4) 発掘調査報告書の刊行

調査報告書2冊刊行。

- ・海道西遺跡、東方西口遺跡の発掘調査報告書を刊行。

③無形文化財の助成に関する事

特になし

④指定文化財の修理復旧又は滅失、き損防止の措置に関する事 **【資料3】**

越谷市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、1件の事業に対し補助金を交付した。

・市指定文化財「久伊豆神社の社叢」の樹木診断及び台帳の作成事業へ
1,125,000円（総事業費：2,250,000円）【3ヵ年計画の3年目】

⑤指定文化財の現状変更の許可及び環境の保全のため必要な施設の勧告に関する事

特になし

⑥指定文化財の買収に関する事

特になし

⑦文化財の出品公開に関する事 **【資料3】**

指定文化財の所有者によるご開帳が4回、保持団体による民俗行事が1件実施された。

国指定重要文化財「木造地蔵菩薩立像」（浄山寺）、県指定文化財「木造伝正観音菩薩坐像」（林泉寺）、市指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」（清浄院）はご開帳の際に公開されている。

また、例年7月に実施されている民俗行事「下間久里の獅子舞」は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、「北川崎の虫追い」は7月24日に行われた。

⑧その他、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

< ⑧—1 文化財調査委員会に関する事 >

(1) 文化財調査委員に関する事 **【資料4】**

○会議を3回開催

第1回 令和4年 4月25日

第2回 令和4年10月19日

第3回 令和5年 3月27日

< ⑧—2 文化財の施設管理に関する事 >

大間野町旧中村家住宅、旧東方村中村家住宅、文化財資料保管庫（旧荻島公民館）において、適切な管理及び公開・活用に努めた。

【対象施設】

No.	名称	所在地
1	越谷市保存民家「大間野町旧中村家住宅」	大間野町 1-100-4
2	越谷市指定有形文化財「旧東方村中村家住宅」	レイクタウン 9-51
3	文化財資料保管庫（旧荻島公民館）	大字南荻島 185-1

(1) 施設修繕など **【資料5】**

- ・大間野町旧中村家住宅：修繕6件
- ・旧東方村中村家住宅：修繕1件、文化財整理室用パソコンの入れ替え
- ・文化財資料保管庫（旧荻島公民館）：修繕2件

(2) 施設の利活用 **【資料6・7】**

大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅の公開・活用は、徹底した感染防止対策を講じながら実施した。

項目	大間野町旧中村家住宅	旧東方村中村家住宅
開館日	309日	307日
入館者	1,571人	2,863人
入館料	78,500円	119,570円
活用事業 (伝統文化体験講座)	7事業(参加者：145人)	9事業(参加者：320人)
学校利用	8校521人	5校403人
行政財産使用許可	8回	2回
その他活用	—	JR駅からハイキング (参加者119人)

(3) 高木剪定（県道側）

大間野町旧中村家住宅の屋敷林のうち、敷地北側の高木の剪定。県道蒲生岩槻線へ出ている高木の剪定。

(4) 施設パンフレットの作成

大間野町旧中村家住宅が令和3年10月14日に国登録有形文化財(建造物)に登録されたことを受け、文化財建造物としての特色や魅力を解説するパンフレットを新たに作成した。作成部数：15,000部。

< ⑧—3 文化財調査事業に関すること >

(1) 文化財基礎調査 **【資料8】**

埋蔵文化財立ち合い4件、資料調査1件、諸家文書調査2件、民俗行事調査4件、石造物調査1件、その他33件の調査・確認を実施した。

< ⑧—4 文化財の普及に関すること >

(1) 「郷土資料館のあり方」検討 **【資料9】**

埼玉県内の市町村を対象に収蔵庫及び収蔵施設に関する調査を実施し、各自治体の資料保存の形態を確認した。

結果、郷土資料館等の有無に関わらず、多くの自治体が分散しての資料保管を実施していることを確認した。

今後郷土資料館のあり方を検討するにあたり、施設内で最も面積が必要となる収蔵庫のあり方検討に反映します。

(2) 越谷市文化財ボランティア活動（対面での活動停止・新規募集なし）

【資料9】

令和4年度は、デジタルアーカイブでの公開を目指し、教育委員会で刊行した書籍のテキスト化（本文入力作業）について、希望者を募り実施。

また、旧東方村中村家の寄贈者宅に遺され、平成29年度に寄贈を受けた古文書の一部について、翻刻作業を実施したほか、『越谷市史』から記述根拠となる出典が明記されている部分の抽出を実施。

活動成果は、デジタルアーカイブで公開可能な情報は公開する。

(3) 文化財講演会の開催

事業名：「越谷市ゆかりの画家 ～斎藤豊作・倉田弟次郎」

開催日：令和4年7月9日（土）

参加者：82名

その他：当日は市指定文化財「風景」を図書館から移動し、会場に展示。

(4) 文化財説明板の設置・修繕 **【資料10】**

文化財説明板及び標柱の修繕を3か所実施した。

(5) 文化財に関する展示の開催 **【資料10】**

文化財に関する展示を5事業行い、1,085人の参加。

(6) 指定文化財所有者に文化財保存謝礼を支出

指定文化財所有者及び保存団体に対し一年間の保存・維持管理等に係る経費の一部として補助を行った。

指定数	対象件数	決算額
73件	64件	544,000円

(7) 文化財に係る情報発信 **【資料10】**

市ホームページを活用し、文化財に係る情報発信を行った。令和4年度から旧東方村中村家住宅で開催した文化財関連の展示データを市ホームページ上で公開を開始。アクセス数：5,227件。

- ・古民家だより 3,282件
- ・WEB展示「自然との共存茅葺きの家」(防災フェス) 1,681件
- ・WEB展示「先人も疫病と闘った近代前半の伝染病」 264件

(8) 社会体験チャレンジの受け入れ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、社会体験チャレンジ事業は中止。

(9) 講師派遣

実施日：令和4年11月19日

派遣先：蒲生公民館主催事業「がもう楽生塾」

テーマ：「先人も疫病と闘った（越谷の足跡）」

➡明治から大正期に計画された隔離病棟の建設をテーマに複数の村が連携して疫病対策に臨んだことを紹介。

参加者：15人

< ⑧—5 文化財資料等整備に関する事 >

(1) デジタルアーカイブに関する事

【資料11】

「越谷市情報化推進計画 2021」に基づき、生涯学習課を主管課とし、広報シティプロモーション課、行政デジタル推進課、総務課、図書館、指導課で構成される「デジタルアーカイブ構築プロジェクト」において、令和4年度にデジタルアーカイブシステムの構築を行った。

ア. デジタル化資料

構成課（生涯学習課、広報シティプロモーション課、総務課、図書館）の所蔵等資料 34,666 点をデジタル化

イ. システム内容

- ・クラウド型プラットフォームシステムで公開すること。
- ・ジャパンサーチとの連携機能をシステムとして有すること。
- ・国際標準対応として、IIIFに対応した画像ビューアーを用意していること。
- ・デジタルアーカイブと連動したCMSサイトを構築すること。

(2) 諸家文書の整理 (山崎家文書) 【資料12】

令和3年度に寄贈を受けた山崎家文書の目録を作成。資料点数1,553点。平田篤胤の著者や辞書類、金融関係資料等があり。

(3) 保存資料の燻蒸及び脱酸性化处理

市史編さん当時に収集した資料や近年寄贈いただいた資料の燻蒸及び脱酸性化处理を継続的に実施。

- ・燻蒸：山崎家文書を文書保存箱5箱分
- ・脱酸化：市史編さん時に収集した近現代資料13点

(4) 公文書の選別・収集

保存年限の過ぎた公文書を対象に、廃棄文書目録から一次選別作業の準備を行った。

(5) 資料の寄贈受領 【資料12】

市内旧家などから3件の寄贈を受領。

No.	寄贈品	種類	寄贈者	数量
1	薬師如来(厨子含む)1軀ほか	仏像など	恩間薬師堂	一式
2	新方領堀伏越樋管竣工記念写真	写真	個人	1枚
3	板碑 ほか	板碑など	個人	一式

(2) 文化財保護事業計画について〔令和5年度に実施する予定の事業〕

①文化財の指定及び解除に関すること

特になし

②埋蔵文化財の発掘に関すること 【資料13】

個人住宅4件建設に伴う西口遺跡（大成町一丁目）の調査を実施し、西大袋土地区画整理事業に伴う大道遺跡（大字大道）の調査を予定。

西口遺跡は5月22日～6月30日で発掘作業を終了。溝・ピット等が確認され、平安時代の土師器・須恵器、近世陶磁器等が出土。現在、図面作成等の整理作業中。

試掘調査は埋蔵文化財包蔵地などでの開発に対し実施し、立ち合い調査は埋蔵文化財包蔵地などでの狭小な掘削などに対し実施する予定。

③無形文化財の助成に関すること

特になし

④指定文化財の修理復旧又は滅失、き損防止の措置に関すること 【資料14】

越谷市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、1件の事業に対し補助金の交付を予定。

・補助対象：埼玉県指定文化財 木造伝正観音菩薩坐像修理事業

補助内容：解体修理

事業費：総事業費：4,348,174円

県補助：2,174,000円

市補助：1,087,000円

自己負担：1,087,174円

⑤指定文化財の現状変更の許可及び環境の保全のため必要な施設の勧告に関する
こと

特になし

⑥指定文化財の買収に関すること

特になし

⑦文化財の出品公開に関すること **【資料15】**

例年、指定文化財の所有者によるご開帳が4回、保持団体による民俗行事が2回実施されている。

下間久里の獅子舞は、新型コロナウイルス感染症予防のため神社での式典及び舞の披露のみ実施。北川崎の虫追いは通常開催。

⑧その他、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

< ⑧—1 文化財調査委員会に関する事 >

(1)文化財調査委員に関する事

文化財調査委員会の活動は、年2回の会議開催を予定。

- ・第1回会議：令和5年8月1日（火）
- ・第2回会議：令和6年2月1日（木）

< ⑧—2 文化財の施設管理に関する事 >

(1) 施設修繕など

大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅において6件の施設修繕を予定。

施設名	区分	修繕箇所	内容
大間野町	修繕	主屋土間階段	手摺の新設
		北側廊下屋根	雨漏り修繕
		御嶽社	高欄の復元
旧東方村	修繕	主屋奥の間書院障子	障子及び欄間修繕
		主屋広間襖	襖引手修繕
		管理棟・展示棟	腰壁修繕

(2) 施設の利活用 【資料16】

大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅を利用して伝統文化体験講座や各種パネル展示などを実施する。

大間野町旧中村家住宅		
No.	内容	回数
1	伝統文化体験講座	10回
2	学校見学	随時
3	その他の施設利用	随時

旧東方村中村家住宅		
No.	内容	回数
1	伝統文化体験講座	8回
2	学校見学	随時
3	防災フェス	5月
4	エコウィーク	10月
5	展示	3回
6	その他の施設利用	随時

< ⑧—3 文化財調査事業に関すること >

(1)「越ヶ谷秋まつり」調査

令和6年度に行事開催の予定のため、各町の準備などを調査。

(2)石造物調査

大沢地区・荻島地区を調査。

(3)諸家文書調査

市史編さん当時に確認した諸家文書のうち、所有者へ返却したものの現状確認を行います。

< ⑧—4 文化財の普及に関すること >

(1) 郷土資料館のあり方検討

市が所有する歴史資料等の整理を実施し、郷土資料館の展示や収蔵、活用を検討する際に必要な情報収集を行う。

①民具類の整理……旧荻島公民館で保管している民具類を一点ずつ確認し、既存目録の内容を確認する。また公開の写真を撮影する。

②中核市等への状況調査

(2) 文化財ボランティア活動の実施

対面での活動を再開予定。また、デジタルアーカイブでの公開を目指し、教育委員会で刊行した本のテキスト化や古文書の翻刻作業、デジタルアーカイブデータの目録情報更新を実施するなど、在宅活動も引き続き実施予定。

< 令和5年度の活動内容予定 >

(1)遺跡の発掘作業

(2)出土品の整理作業

(3)古文書の整理作業

(4)小中学生の学習活動補助

(5)越谷市教育委員会が主催する文化財関係イベントの運営における補助

(6)その他教育委員会が実施する文化財保護事業

(3) 文化財講演会の開催

- 1 講座名 越谷市デジタルアーカイブ公開記念講演会
- 2 内容 前半の部：越谷市デジタルアーカイブでどんなことができるのか？～探す・見る・活用する～
後半の部：「忍領の碑」はどこにあったか？～デジタルアーカイブの活用事例～
- 3 開催日 令和5年(2023年)8月26日(土)
開場：13:00 開演：13:30
- 4 会場 越谷市中央市民会館 5階 第4～6会議室
- 5 共催 NPO法人越谷市郷土研究会、越谷市教育委員会
- 6 定員 100人
- 7 講師 前半の部：デジタルアーキビスト
入江 真希氏 (TRC-ADEAC 株式会社)
後半の部：生涯学習課職員 (菟原主幹)

(4) 文化財説明板の設置・修繕

4基の説明板修繕を予定。

- 越谷市市指定文化財
- | | |
|--------------|------------|
| ①「観智国師書状」 | ②「安国寺の円空仏」 |
| ③「木造阿弥陀如来立像」 | ④「林泉寺の香炉」 |

(5) 文化財に関する展示の開催 【資料17】

文化財に関する展示の開催を5事業予定。

(6) 指定文化財所有者に文化財保存謝礼を支出

指定文化財所有者及び保存団体に対し一年間の保存・維持管理等に係る経費の一部として補助を実施予定。

指定数	対象件数	決算額
73件	64件	544,000円

(7) 文化財に係る情報発信

市ホームページを活用し、文化財に係る情報発信を予定。「古民家だより」や文化財に関する展示のデータを公開予定。

(8) 社会体験チャレンジの受け入れ

学校からの申し込みにより実施予定。

(9) 講師派遣

実施日：令和5年5月20日

派遣先：蒲生公民館主催事業「がもう楽生塾」

テーマ：越谷の遺産「越谷の平安時代を探る」

➡蒲生地区の指定文化財を紹介後、市内の発掘成果から平安時代を中心に紹介。

参加者：15人

< ⑧—5 文化財資料等整備に関すること >

(1) デジタルアーカイブ事業

ア. 公開資料

①越谷市史

越谷市史、越谷の歴史物語など市史編さん時の刊行物等 19点

※画像のほか、越谷市史通史編など7点の資料について、全文のテキストを公開。

②地域資料

図書館の蔵書のうち市に関する書籍 約100点

③地図・絵図

江戸期から昭和期の地図や絵図 約60点

④古文書・近現代資料

市指定文化財「西方村旧記」等 13点

※画像のほか、全ての古文書について、くずし字を活字化したテキストを公開。

⑤3D・パノラマ資料

大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅 2点

⑥音声・映像資料

昭和40年代以降の市政広報映像等 5点

⑦写真を探す

市史掲載写真や市が広報活動で撮影した写真 約9,900点

⑧行政資料を探す

計画・統計等の市の刊行物、公文書目録 約1,600点

イ. 今後のスケジュール

令和5年8月下旬 ・デジタルアーカイブに係る研修を実施（対象：庁内職員）

令和5年8月26日(土) ・デジタルアーカイブの活用事例を紹介する講演会を開催
（対象：市民）

令和5年9月24日(土) ・デジタルアーカイブの操作研修を実施（対象：市民）

令和6年1月頃 ・デジタルアーカイブへの資料の追加搭載

ウ. 新規デジタル化（広報シティプロモーション課ネガフィルム）

令和5年7月～ 資料デジタル化に係る契約事務

契約締結～ 資料デジタル化・メタデータ作成を進める

令和6年3月 資料デジタル化・メタデータ作成完了

(2) 市史資料の整理

令和4年度にデジタル化を行った写真・ネガの公開可否選別補助。目録情報の高精度化(写真とネガの対応関係確認・掲載書籍情報の確認など)を行う。

(3) 公文書の選別・収集

保存年限の過ぎた公文書を対象に、廃棄文書目録から一次選別作業を行い、二次選別に繋げる。

(4) 保存資料の燻蒸及び脱酸性化処理

区分	対象	数量
燻蒸	近現代資料	保存箱 5 箱分 (行政文書約 75 点程度)
脱酸性化処理	近現代資料	昭和初期の行政文書 14 点

令和5年度
第1回越谷市文化財調査委員会

資料編

日 時 令和5年8月1日（火）午前10時～
会 場 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室

【越谷市の概要について】

2 文化財保護

(3) 所管施設

①越谷市保存民家「大間野町旧中村家住宅」

大間野町旧中村家住宅は、江戸時代に旧大間野村（現越谷市大間野町周辺）の名主を勤めた中村氏の旧宅で、平成9年に寄贈を受け、建築当初の姿に復元した建物である。平成16年11月14日から一般公開している。

敷地内には、主屋・納屋・土蔵・石蔵・御嶽社^{みたけしゃ}・長屋門があり、いずれも現在では失われつつある伝統的な建築技法により、古材を出来る限り再利用して復元している。

令和3年10月14日（木）の官報告示により、国登録有形文化財に登録された。

- ・所在地：大間野町一丁目100番地4
- ・電話：(048) 985-9750
- ・開館時間：午前9時から午後5時まで
- ・休館日：毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日から1月3日まで
- ・駐車場：敷地内6台、敷地東側7台、敷地北側20台
- ・敷地面積：2,873.59㎡
- ・建築年代

建物	主屋	納屋	土蔵	石蔵	御嶽社	長屋門
年代	大正3年	明治21年	明治27年	昭和前期	大正前期	明治19年



主屋



御嶽社

②越谷市指定有形文化財「旧東方村中村家住宅」

旧東方村中村家住宅は、旧東方村の名主を勤めた中村家（下組）から、昭和48年に寄贈を受け、昭和49年、見田方遺跡公園に移築後、昭和50年5月、越谷市の指定有形文化財に指定した建造物である。この建造物は、越谷レイクタウンの開発により、一時的に解体保存していたが、平成24～25年度に復元整備工事を行い、平成26年10月に開館した

- ・所在地：レイクタウン九丁目51番地
- ・電話：(048) 986-7051
- ・開館時間：午前9時から午後5時まで
- ・休館日：毎週水曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日から1月3日まで
- ・駐車場：敷地外2箇所（湖畔の森公園駐車場12台、敷地西側20台）
- ・敷地面積：878.72㎡
- ・建築年代：主屋・・・安永元（1772）年築 薬医門・・・不明
受付棟・・・平成25年築 昔を伝える展示室・・・平成25年築



正面入口

③文化財資料保管庫（旧荻島公民館）

旧荻島公民館を平成18年度から民具などの歴史資料を保管する施設として利用している。2階・3階に民具類や出土品を保管し、1階には交換図書を整理・保管している。

- ・所在地：越谷市大字南荻島185-1
- ・建築：昭和45年3月31日
- ・構造：鉄筋コンクリート造 3階建て 519.65㎡



建物全景



一階（書庫及び作業場所）



二階（民具保管）



三階（民具保管）

<参考> 越谷市立図書館（古文書等保管状況）

市史編さん時に収集した古文書等は越谷市立図書館2階書庫で保存している。諸家文書などは埼玉県地域史料保存活用連絡協議会で取り扱っている中性紙封筒及び中性紙箱に入れて保存している。



資料保存状況



市史資料整理場所

(1) 文化財保護事業結果について〔令和4年度実績〕

資料 2

4 報告事項

(1) 文化財保護事業結果について〔令和4年度実績〕

②埋蔵文化財の発掘に関すること

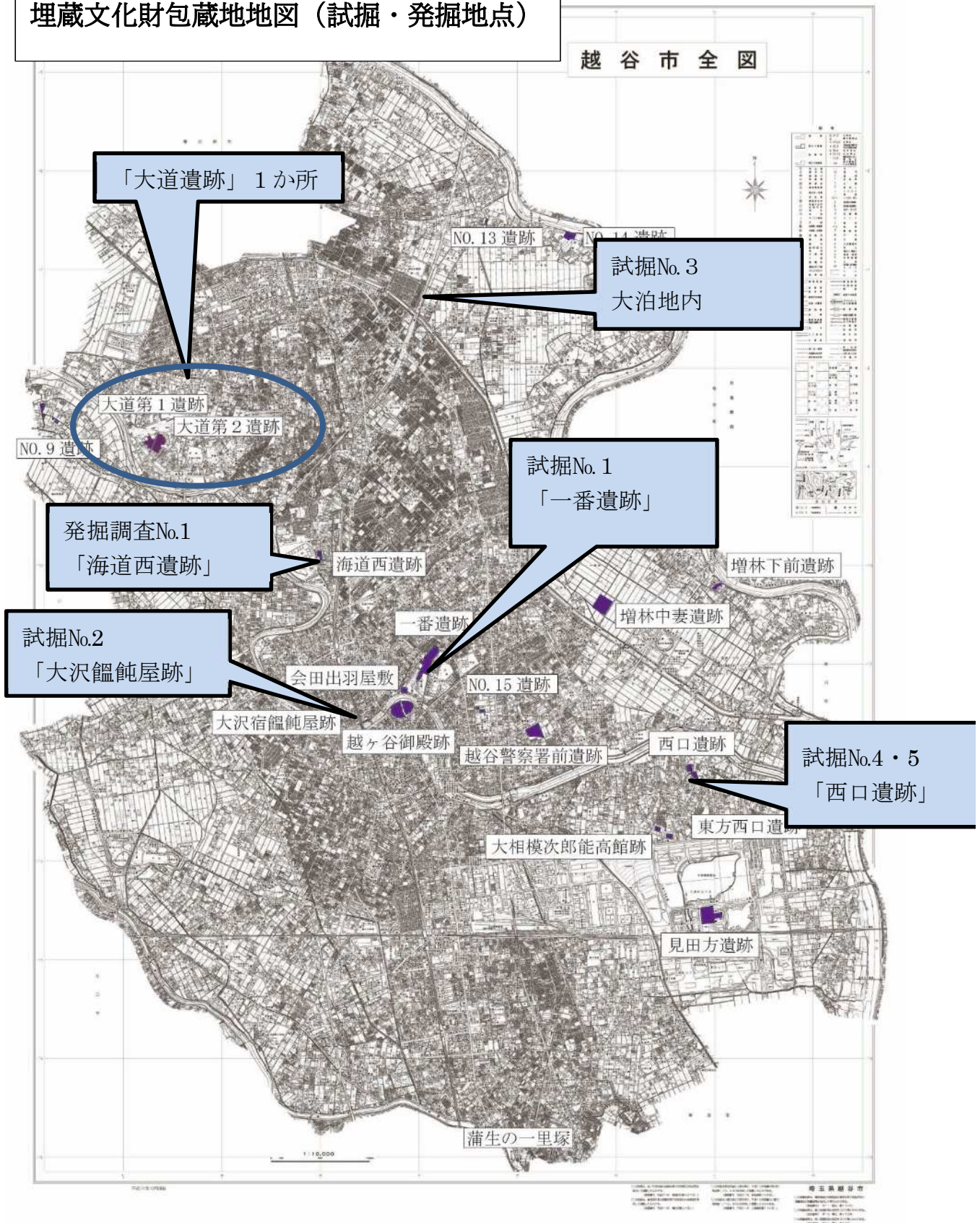
(1) 試掘調査

No.	遺跡名など	場所	調査期間	目的	結果
1	一番遺跡	越ヶ谷 1700 付近	R4.5.25	防災倉庫建 設	遺構なし
2	大沢宿鱧鮎屋 跡	大沢1丁目 地内	R4.6.21	公園整備	近世陶磁器(18世紀)を確認。 新たに埋蔵文化財包蔵地として 登録
3	—	大泊地内	5日間 R4.7/4・5・ 7・8・12	消防署設置	遺構なし
4	西口遺跡 (旧No.2遺跡)	大成町地内	R4.9/9	個人専用住 宅	平安時代の遺構と遺物を確認。 埋蔵文化財包蔵地を拡大し、名 称を「西口遺跡」と変更
5	西口遺跡 (旧No.2遺跡)	大成町地内	R5.3/17	個人専用住 宅	遺構なし

(2) 発掘調査

No.	遺跡名など	場所	調査期間	目的	結果
1	海道西遺跡	大林地内	R4.4.11～ R4.5.13	宅地開発	<p>【原因者負担で調査】</p> <p>元荒川左岸、河畔砂丘上の遺跡。平安時代(9世紀)の住居跡2基、室町期の火葬土坑1基、江戸時代の溝1条を調査。</p> <p>➡令和4</p>
2	大道遺跡	大道地内	R4.9.12～ 12.2	区画整理	<p>大道神社参道西側約300㎡を調査。</p> <p>(1)平安時代</p> <p>調査区東側の落ち込み部分からふいごの羽口が出土。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溝 1条 ・地形の落ち込み <p>(2)江戸時代</p> <p>神社参道及び神社敷地南辺の区画と並行する溝を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土坑 7基 ・溝 3条 <p>(3)平安時代以降</p> <p>調査区東側の平安時代の遺物を含んだ層を掘りこむ柱穴痕を確認。柱穴痕は方形を呈し、建物跡・柵跡になるものと思われる。</p>

埋蔵文化財包蔵地地図（試掘・発掘地点）



(3) 発掘調査報告書の刊行

① 海道西遺跡発掘調査報告書 1

書名	海道西遺跡発掘調査報告書 1
発行日	令和4年12月28日
印刷部数	300部
調査年度	令和4年度
主な遺構	竪穴住居跡2軒、火葬土坑1基、土坑32基、溝1条、ピット5基
主な遺物	須恵器、土師器、施釉陶器、陶磁器、土器、土製品、鉄製品、銅製品、石製品、銭貨、炭化物、骨片
調査の経緯	分譲住宅新築工事に伴う発掘調査
成果	<p><時期>平安時代、中世、江戸時代 <面積>136.54㎡ <要約></p> <p>海道西遺跡は元荒川の左岸、大林河畔砂丘上に立地している。市内で初となる河畔砂丘上の遺跡の調査事例である。今回の調査では、主な遺構として竪穴住居跡2軒、火葬土坑1基、土坑32基が検出された。住居跡はカマドを伴い、時期は出土遺物等から9世紀後半から10世紀初頭、平安時代のもと考えられる。出土遺物はロクロ成形の土師器を中心に、武蔵型の甕や県内の南比企窯、東金子窯、末野窯産の須恵器が出土している。また、茨城、千葉系の須恵器・土師器も出土しており、当時の利根川水系を利用した河川流通及び地域交流の一端をうかがい知ることができる。</p> <p>大林河畔砂丘の形成年代については、9世紀後半から10世紀初頭には河畔砂丘砂が堆積していた可能性がある。又はその可能性が高い。河畔砂丘の完成は15世紀から16世紀頃であると想定できる。</p> <p>さらに大林河畔砂丘においては砂丘上でも人々の活動があったこと、河畔砂丘形成時点でも活動が継続していたこと、少なくとも大林河畔砂丘の形成の始まりは上流の浜川戸河畔砂丘の始まりとほぼ同時期であることが実証できた。</p>
構成	<p><サイズ> A4版 <ページ> 100ページ</p>

② 東方西口遺跡発掘調査報告書 1

書名	東方西口遺跡発掘調査報告書 1
発行日	令和 5 年 3 月 30 日
印刷部数	3 0 0 部
調査年度	平成 29 年度及び令和元年度
主な遺構	土坑 16 基、溝 14 条、ピット 8 基、杭 4 本、地形の落ち込み
主な遺物	陶器、磁器、かわらけ、瓦質土器、板碑、瓦、木製品（椀）、鉄製品（小刀）、銅製品（銭）、鉄滓、骨製サイコロ、モモ核
調査の経緯	大相模保育所建設工事に伴う発掘調査
成果	<p><時期>鎌倉時代～江戸時代</p> <p><面積>1,900 m²</p> <p><要約></p> <p>東方西口遺跡は元荒川の右岸に立地し、調査区北側には文明年間に太田道灌に仕え、江戸時代初期から旧東方村下組の名主を勤めた中村氏の居宅が位置している。</p> <p>遺跡は平成 28 年まで使用されていた水田耕作土直下で確認される。本調査区は自然堤防の高まりの部分と後背湿地の落ち込み部分の境目となっている。調査では土坑・溝等が確認でき、陶器、磁器、かわらけ、瓦質土器、板碑などが出土した。</p> <p>旧東方村下組中村家の歴史と遺跡の年代観が一致するため、調査成果は中村家との関連が想定され貴重な事例である。</p>
構成	<p><サイズ> A4 版</p> <p><ページ> 1 5 1 ページ</p>

4 報告事項

(1) 文化財保護事業結果について〔令和4年度実績〕

④指定文化財の修理復旧又は滅失、き損防止の措置に関すること

No.	指定区分	文化財名	内容	事業費 補助額
1	市	久伊豆神社の社叢	社叢内の樹木診断及び台帳の作成(3ヵ年事業の3年目)	総事業費:2,250,000円 市補助 :1,125,000円

※総事業費から補助額を差し引いた額を所有者または管理者が負担

⑦文化財の出品公開に関すること

【所有者・保持団体による公開】

No.	指定区分	文化財名	所有者 保持団体	公開日など
1	県	木造伝正観音菩薩坐像	林泉寺	令和4年4月17日 ご開帳
2	国	木造地藏菩薩立像	浄山寺	令和4年8月24日 ご開帳 令和5年2月24日 ご開帳
3	市	木造阿弥陀如来坐像	清浄院	令和5年3月18~21日ご開帳
4	県	下間久里の獅子舞	下間久里獅子舞連中	中止
5	県	北川崎の虫追い	北川崎自治会	令和4年7月24日 開催

【指定文化財以外の文化財の公開】

No.	指定区分	文化財名	所有者 保持団体	展示先など
1	—	海道西遺跡出土遺物	越谷市	生涯学習フェスティバルで海道西遺跡の出土遺物を展示。2月26日
2	—	青い目の人形	越谷市(大沢小学校)	平和展 11/1~6

4 報告事項

(1) 文化財保護事業結果について〔令和4年度実績〕

⑧その他、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

< ⑧—1 文化財調査委員会に関する事 >

(1) 文化財調査委員に関する事

○第1回文化財調査委員会

日 時 令和4年4月25日(月) 午後2時～
内 容 ・文化財保護事業結果について
・文化財保護事業計画について

○第2回文化財調査委員会

日 時 令和4年10月19日(水) 午後2時～
内 容 ・文化財保護事業結果について
〔令和4年4月～9月末実績〕
・現地視察：宮本町迎摂院「木食観正碑」

○第3回文化財調査委員会

日 時 令和5年3月27日(月) 午後2時～
内 容 ・文化財保護事業結果について
〔令和4年10月～2月末実績〕
・都築家糶屋蔵の国登録有形文化財への登録について

< ⑧—2 文化財の施設管理に関する事 >

(1) 施設修繕など

施設名	区分	内容
大間野町	修繕	6件 ①主屋受付コンセント ②電話線修繕 ③浄化槽ブローワー修繕 ④主屋壁 ⑤長屋門下り棟鬼瓦 ⑥北側施設名看板
	工事	なし
旧東方村	修繕	1件 ・エアコン風量調節フラップ
	工事	なし
	備品購入	1件 ・文化財整理室で使用するパソコンの入れ替え
文化財資料保管庫	修繕	2件①1階正面玄関カギ ②1階避難用誘導灯
	工事	なし

(2) 施設の利活用

【入館者実績】

施設名	項目	開館日	入館者	入館料
大間野町	R4 実績	309日	1,571人	78,500円
旧中村家住宅	前年度比	1日	221人	▲6,900円
旧東方村	R4 実績	307日	2,863人	119,570円
中村家住宅	前年度比	▲1日	▲540人	▲21,050円

【活用事業】

施設名	伝統文化体験講座	学校利用	その他
大間野町旧中村家住宅	7事業実施 (参加者：145人)	8校 521人	・行政財産使用許可 8回
旧東方村中村家住宅	9事業実施 (参加者：320人)	5校 403人	・行政財産使用許可 2回 ・JR駅からハイキング 11月25日27日 参加者119人

【入館者実績】

a 対象施設

No.	名称	所在地
1	越谷市保存民家「大間野町旧中村家住宅」	大間野町 1-100-4
2	越谷市指定有形文化財「旧東方村中村家住宅」	レイクタウン 9-51
3	文化財資料保管庫（旧荻島公民館）	大字南荻島 185-1

b 入館者実績（単位：人）

	入館者数 合計	内 訳								
		一 般				小中学生				未就 学児 (無料)
		通常	減額	免除	小計	通常	減額	免除	小計	
大間野	1,571	750	13	200	963	57	0	510	567	41
前年比	221	▲63	8	22	▲33	▲20	0	287	267	▲13
東方	2,863	1,113	24	791	1,928	141	1	556	698	237
前年比	▲540	▲209	▲1	▲585	▲795	▲2	0	267	265	▲10
前年比 合計	▲319	▲272	7	▲563	▲828	▲22	0	554	532	▲23

c 入館料実績

	開館日数	入館者数 (減額・免除含む)	一般 (減額・免除含む)	小中学生 (減額・免除含む)	未就学児 (無料)	入館料合計
大間野	309日	1,571人	963人 75,650円	567人 2,850円	41人 0円	78,500円
前年比	1日	221人	▲33人 ▲5,900円	267人 ▲1,000円		▲6,900円
東方	307日	2,863人	1,928人 112,500円	698人 7,070円	237人	119,570円
前年比	▲1日	▲540人	▲1,335人 ▲20,950円	265人 ▲100円		▲21,050円
前年比 合計	0日	▲319人	▲828人 ▲26,850円	532人 ▲1,100円		▲27,950円

資料 6

a 大間野町旧中村家住宅の利活用

(1) 伝統文化体験講座

No.	事業名	開催日	参加人数	共催・協力団体
1	木目込み人形作り～来年の干支「卯」	10月9日	10	NPO 法人越谷市郷土研究会共催
2	ネオステンドアート(樹脂工芸)の壁掛け作り	10月16日	10	
3	折り紙教室	10月30日	11	
4	開館記念イベント	11月14日	76	
5	【新】石仏の楽しみ方教室	11月13日 ・座学 11月14日 ・まち歩き	12	
6	【新】古民家で作る正月飾り講習会	令和4年12月18日	8	
7	【新】古民家のカマドでご飯を炊こう	1月14日・21日・28日	18	
計			145	

<中止とした事業>初夏のお茶会(例年7月)

(2) 学校利用実績(令和4年度)

計521人

No.	開催日	事業名	学校名	参加人数
1	10月7日	社会科見学	北越谷小学校4年生	59人
2	11月15日	社会科見学	草加市立八幡北小学校3年生	66人
3	11月18日	まち探検	大間野小学校(まち探検)2年生	38人
4	11月25日	社会科見学	春日部市立牛島小学校3年生	74人
5	12月8日	社会科見学	新方小学校3年生	30人
6	1月19日	社会科見学	北越谷小学校3年生	54人
7	2月14日・17日	社会科見学	草加市立長栄小学校3年生	86人
8	2月24日	社会科見学	大間野小学校3年生	114人
計				521人

<参考>R3 4回 207人

(3) 行政財産使用許可（令和4年度）

No.	使用日	使用者	使用目的	使用料	備考
1	5月22日	個人	七五三撮影	2,058円	対象外
2	7月20日	個人	個人活動の撮影	1,724円	対象外
3	7月29日	合同会社ロックガーデンスタジオ	婚礼前撮り	1,724円	対象外
4	10月20日	有限会社美研	婚礼前撮り	2,156円	対象外
5	12月24日	有限会社美研	婚礼前撮り	1,724円	対象外
6	1月4日	有限会社美研	婚礼前撮り	1,724円	対象外
7	1月20日	合同会社ロックガーデンスタジオ	婚礼前撮り	1,724円	対象外
8	3月29日	株式会社ジャパンプライダルファクトリー	婚礼前撮り	1,724円	対象外
合計				14,558円	

≪参考（過年度実績）≫ 令和3年度～

令和3年度：フィルムコミッション対象 1回（歳入4,247円）

フィルムコミッション対象外 2回（歳入3,422円）

計 3回（歳入7,669円）

【事業の様子 大間野町旧中村家住宅】



<No.6 古民家で作る正月飾り講習会>



<No.7 古民家のカマドでご飯を炊こう>

【事業の様子 旧東方村中村家住宅】



<No.4 大人の寺子屋①「布ぞうり作り」>



<No.8 市内小学校開校150周年記念展示>

資料 7

b 旧東方村中村家住宅の利活用

(1) 伝統文化体験講座

No.	事業名	開催日	参加人数	共催・協力団体
1	防災フェス関連展示 「先人も疫病と闘った」	6月4日・5日	110	市主催
2	昔の暮らしを感じる講座① 「自分の絵巻物を作ろう」	7月29日	7	
3	ひがしかた寺子屋① 「見田方遺跡と勾玉づくり」	7月31日	8	NPO 法人越谷ふるさとプロジェクト 共催
4	大人の寺子屋① 「布ぞうり作り」	9月20日	7	
5	ひがしかた寺子屋② 「昔の手づくりおもちゃ」	9月24日	10	
9	エコウィーク関連展示 「自然との共存 茅葺の家」	10月1日、2日	144	市主催
6	大人の寺子屋② 「わら細工の鍋敷きづくり」	10月17日	8	NPO 法人越谷ふるさとプロジェクト 共催
7	ひがしかた寺子屋③ 「どんぐり工作」	11月12日	8	
8	昔の暮らしを感じる講座② 市内小学校開校 150 周年記念展示 『越谷から見た近代教育』第一部 近代学校の誕生」展示解説	3月23日・28日	18	市主催
計			320	

<中止とした事業> 開館記念秋のお茶会 (例年 10 月)

(2) 学校利用実績 (令和 4 年度) 計 403 人

No.	開催日	事業名	学校名	参加人数
1	5月10日	社会科見学	東中学校特別支援学級	16人
2	10月14日	社会科見学	花田小学校 3年生	135人
3	11月10日	社会科見学	弥栄小学校 3年生	67人
4	11月21日	社会科見学	蒲生南小学校 3年生	90人
5	3月3日	社会科見学	西方小学校 3年生	95人
計				403人

<参考> R3 2回 174人

(3) 行政財産使用許可 (令和 4 年度)

No.	使用日	使用者	使用目的	使用料	備考
1	10月20日	有限会社美研	婚礼前撮り	2,632円	
2	11月7日	有限会社美研	婚礼前撮り	3,159円	
合計				5,791円	

<参考> R3 実績なし

< ⑧—3 文化財調査事業に関すること >

ア) 文化財基礎調査

No.	調査区分	件数	主な調査項目
1	埋蔵文化財立ち合い	4	埋蔵文化財立ち合い(一番遺跡・海道西遺跡・西口遺跡)
2	資料調査	1	国会公文書館での調査(貴賓室・越ヶ谷女学校・町制、市制関係)
3	諸家文書調査	2	山崎家文書目録作成、諸家文書所在確認調査
4	民俗行事の調査	4	越ヶ谷秋まつり調査(大沢一丁目・二丁目自治会所有の山車人形、大沢三丁目自治会所有の山車、麦塚女體神社の奉納額)、
5	石造物調査	1	出羽地区・蒲生地区・川柳地区の調査
6	その他	33	開校 150 年を迎える市内小学校(10 校)の沿革誌・所蔵資料・写真の分類整理、西中・中央中寄贈資料の分類整理、兵隊屋敷、B29 墜落事案、など

【調査・確認事項の概要】

No. 2 資料調査

旧越ヶ谷駅（現北越谷駅）に設置されていた皇室専用の貴賓室について国立公文書館で資料調査を実施。結果、貴賓室に関する資料はなし。併せて、越ヶ谷女学校・町制、市制関係に関する資料についても確認した。

No. 3 諸家文書調査

令和3年度に寄贈を受けた山崎家文書の目録作成を行い、中性紙封筒及び中性紙箱に入れて保存した。

資料点数は1, 553点、資料には『越谷市史』で報告している平田篤胤に関する手紙や著書、歴史・歌道・神道・辞典類に関係する資料、絵画・短歌・浮世絵、金融関係・土地所有関係・町議会関係・私文書など。

No. 4 民俗行事調査 越ヶ谷秋まつり関係

令和4年度の調査は、①大沢香取神社で昭和35年頃まで山車行事で使われていた山車人形2体などの調査、②川柳女體神社の奉納絵馬に関する調査した。

調査の結果、どちらも詳細な年代特定には至りませんでした。山車人形は、ひな人形の胴づくりの産地でもあった越ヶ谷・大沢地域での作成ではないかとの指摘を受ける。また、奉納絵馬は、絵馬の縁取り部分には装飾が施されておりますが、同様の装飾は絵馬に関する埼玉県内の報告書などでは報告例が無いことが報告された。いずれも、引き続き類例調査を継続する。

No.5 石造物調査

令和4年度は出羽地区・蒲生地区・川柳地区の3地区を対象に実施した。調査の結果、市史編さん当時には確認出来ていた石造物に刻まれていた文字などが判読不能となっているものや石造物の所在が変わっていたものあり。

また、市史編さん時に確認できた石造物のうち、確認できない資料が数点あり。確認できなかった資料については、改めて地元での聞き取りなどを実施して有無を確認予定。

No.6 その他

問い合わせや年間課題などに対応するため、資料の確認や聞き取り調査などを行ったもの。多くは最終的な調査結果までは完了しておりませんので、令和5年度以降も調査を継続する。

<主なもの>

①開校150年を迎える市内小学校（10校）の沿革誌・所蔵資料・写真の調査

学制発布150周年に合わせ、開校150周年を迎える市内小学校を調査。学校で保管していた沿革誌、校務日誌、写真、アルバムなどをお借りして調査を実施。

沿革誌・校務日誌では各校の沿革が記録されており、中でも越ヶ谷小学校の校務日誌は終戦前後の空襲警報の様子や、学校生活などが記されている。

写真は明治・大正期の集合写真や戦中戦後の様子、昭和30～40年代の写真あり。

②西中学校・中央中学校寄贈資料の整理

西中学校の前身である萩島中学校に関する資料や、中央中学校の前身である大沢中学校に関する写真や資料が確認できた。

③兵隊屋敷、B29 墜落事案

詳細な時期は不明だが、昭和19年冬から20年春先ごろに、草加市新栄町及び越谷市大間野町付近にB29が墜落したという情報提供を受けて調査。調査方法は、石造物調査で出羽地区へ行った際に聞き取り調査を実施。

結果、現在の草加市新栄団地から大間野町四丁目付近に墜落し、現地を見に行ったという方から聞き取りができた。墜落地点及び時期などの確証がまだない。

No.2 資料調査（国立公文書館）

<確認した資料>

区分	年代	資料
貴賓室	明治 44 年	越ヶ谷乗降場仮設の件
	明治 44 年	越ヶ谷仮乗降場成工届
	大正 5 年	越ヶ谷停車場附近仮乗降場使用期限延期の件
	大正 6 年	越ヶ谷停車場設計変更の件
	大正 10～11 年	越ヶ谷町地内線路勾配並橋梁設計変更の件認可
	大正 11 年	越ヶ谷、武州大沢間複線使用開始の件認可
	昭和 15 年	武州大沢停車場設計変更の件
	昭和 15～16 年	越ヶ谷停車場設計変更の件
越ヶ谷女学校	昭和 5 年	県立越ヶ谷高等女学校
	昭和 9 年	県立高等女学校各校県立粕壁、秩父、飯能、越ヶ谷高等女学校学則制定
町制・市制	昭和 29 年	町村の廃置分合(南埼玉郡桜井村、新方村、増林村、大袋村、萩島村、出羽村、蒲生村、大相模村、越ヶ谷町、大沢町を廃し越谷町を置く)
	昭和 33 年	町を市とする処分(南埼玉郡越谷町を越谷市)

No.4 民俗行事調査：越ヶ谷秋まつり関係

<調査1> 大沢地区で保存されていた山車及び山車人形を調査

町名	山車資料	概要
大沢一丁目	山車人形の一部と幕	人形はタジカラオ。頭・足・刀・衣装など現存。山車の幕もあり。山車部材はなし。
大沢二丁目	山車人形	人形はアメノウズメ。山車は江戸単層型。
大沢三丁目	山車	自治会で保管していた山車を調査。 山車は越ヶ谷地区と同じ、三輪の一本柱型。山車人形、幕などは無い。➡香取神社内で保存することになった。

<調査2> 川柳女体神社の奉納額

区分	内容
年代	不明であるが、形状や図柄などから近世期まで遡ることができると考えられる。
奉納者	不明
形状	板絵着色、横3枚板
材質	杉材
法量	縦84.8cm×横152.0cm
所見	<p>この祭礼絵馬の図柄は、当神社総代等の聞き取りなどから奉納された女体神社で行われていた祭礼を描いたものとは考えにくい。</p> <p>しかし、この図柄は夏祭の特徴をよく表しており、又木や山車には古い時代の祭礼の様子がよく示されており興味深い。</p> <p>また、この絵馬のように図柄として「縁取り」が描かれているのは、県内の絵馬研究者に確認したところ、類例を見ないとのことである。</p> <p>このように、本絵馬の図柄は非常に特徴的であり、今後他の祭礼絵馬と比較検討を行ってこの絵馬の歴史的・民俗的価値を見つめていく必要がある。</p>



<大沢一丁目山車人形>



<大沢二丁目山車人形>



<大沢三丁目山車>



<女体神社の絵馬>

< ⑧—4 文化財の普及に関すること >

(1) 「郷土資料館のあり方」検討

①調査内容

埼玉県内の市町村を対象に収蔵庫及び収蔵施設に関する調査を実施

②調査方法

県内市町村にアンケート調査

③調査結果

- <収蔵方法>
- ・郷土資料館等の施設内に十分な収蔵庫・収蔵施設を確保しているのは2自治体（蕨市・吉見町）
 - ・郷土資料館等の施設は無いが一か所で保管しているのは2自治体（ときがわ町・松伏町）
 - ・郷土資料館等の有無に関わらず、分散しての資料保管を行っている自治体は54自治体

<保管場所として利用されている場所>

- ・空き教室、廃校となった学校
- ・プレハブ
- ・図書館
- ・庁舎内の空調管理の部屋
- ・民間倉庫、

(2) 越谷市文化財ボランティア活動（活動停止・新規募集なし：延べ14人参加）

活動テーマ	内容	参加人数
(活動1) 市刊行物のテキスト化	市が発行した市史に関する冊子のデジタル化。➡デジタルアーカイブで公開予定 <デジタル化した書籍> ・『こしがやふるさと散歩』下 ・『越谷歴史物語』第二集・第三集 ・『越谷風土記』	5人
(活動2) 市所蔵文書の翻刻	市所蔵の古文書2点を翻刻 ➡デジタルアーカイブで公開予定	2名
(活動3) 『越谷市史』からの出典抽出	『越谷市史』通史下の本文中にある出典抽出を実施。 ➡継続して作成予定	4名

(4) 文化財説明板の設置・修繕

No.	指定区分	事業区分	指定名称	設置場所
1	市	説明板修繕	一乗院の建具	一乗院
2	市	説明板修繕	徳川家康の夜具	大聖寺
3	市	説明板修繕	山門	

(5) 文化財に関する展示の開催

No.	事業名	開催期間	参加人数	会場
1	防災フェス関連展示 「先人も疫病と闘った」	6/4・5	110人	旧東方村中村家住宅
2	連携展示「 越谷への行幸・行啓と埼玉鴨場」	7/20～ 9/4	161人	大間野町旧中村家住宅
3	「レイクタウンエコウィーク」関連展示 「自然との共存 茅葺の家」	10/1・2	144人	旧東方村中村家住宅
4	生涯学習フェスティバルにおける遺物展示	2/6	217人	中央市民会館
5	市内小学校 150 周年記念展示 『越谷から見た近代教育』 第一部近代学校の誕生」	3/10～ 3/28	453人	旧東方村中村家住宅
計			1,085人	

(7) 文化財に係る情報発信

市ホームページを活用した文化財に係る情報発信

	名称	内容	公開開始日	アクセス数
1	古民家だより	【令和4年度の詳細】 全10回更新。 内容：戦中・戦後の学校、茅葺屋根を中心に見た自然の循環と古民家の暮らし、中村家住宅における社会科見学、デジタル副読本等	【第1号公開日】 平成30年10月18日 (月1回程度更新) 令和4年度はNo.42～53を更新	3,282件
2	WEB 展示「自然との共存茅葺きの家」	レイクタウン防災フェス関連展示の展示パネル・配付資料を市ホームページ上で公開。	令和4年6月15日	1,681件
3	WEB 展示「先人も疫病と闘った近代前半の伝染病」	レイクタウンエコウィーク関連展示の展示パネル・配付資料を市ホームページ上で公開。	令和4年10月14日	264件
合計				5,227件

< ⑧—5 文化財資料等整備に関する事 >

(1) デジタルアーカイブに関する事 令和4年度にデジタル化した資料

	資料種別	点数	備考
1	市史関連刊行物	21	生涯学習課 :越谷市史通史、史料編、わたしたちの郷土こしがや、越谷の歴史物語など主に市史編さん室の刊行物
2	生涯学習課作成冊子・報告書	3	生涯学習課 :見田方遺跡発掘調査報告書、大間野町旧中村家住宅復元整備報告書、旧東方村中村家住宅展示解説図録
3	プリント写真(市史編さん時に収集・撮影)	13,550	生涯学習課 :昭和30年代頃からの市内の風景写真、市史編さん時に撮影した古文書等の資料の写真、市民からの寄贈写真
4	ネガフィルム(市史編さん時に収集・撮影)	14,888	生涯学習課 :昭和30年代頃からの市内の風景写真、市史編さん時に撮影した古文書等の資料の写真。ネガフィルムをプリントしたものが上記2に含まれる場合もある
5	ネガフィルム(広報シティプロモーション課所有)	4,102	広報シティプロモーション課 :昭和37年～平成17年までの市主催イベント(市民まつり・花火大会・市民体育祭、周年記念式典)、民俗行事(越ヶ谷秋まつり、下間久里の獅子舞)などの写真。
6	古文書	10	生涯学習課 :市指定文化財「西方村旧記」10冊
7	文化財建造物	2	生涯学習課 :大間野町旧中村家住宅と旧東方村中村家住宅をGoogleストリートビューのような360°パノラマで見ることができる。
8	地域資料(市の刊行物)	121	図書館 :主に昭和期の市政施行○周年記念誌、市勢要覧、議会議事録、予算書等。
9	市作成映像(VHS・16ミリフィルム)	41	生涯学習課 :平成元年こしがや空中散歩、昭和61年キャンベルタウン公式使節団姉妹都市2周年式典、昭和55年度市勢広報映画水郷のまちふるさと越谷 など、主に旧広報広聴課が所管していた映像記録。
10	地図・絵図	66	生涯学習課 :江戸期～昭和期。大正元年桜井村略図、明治16年瓦首根村略図、昭和29年埼玉県町村合併試案図、江戸期元荒川流域図 など
11	行政資料(行政資料コーナー配架資料)	1,262	庁内各課所が作成した平成以降の計画、年報、パンフレット、事業概要、報告書等。
12	閲覧用ファイル管理表	600	総務課 :平成11年度以降の閲覧用ファイル管理表。古いものから順次実施。
	合計	34,666	

※デジタル化した資料は資料の内容を確認し、公開できるものを絞り込んだため、一般公開される資料点数は上記表よりも少なくなる。令和6年1月頃に資料の追加公開を予定している。

< ⑧—5 文化財資料等整備に関すること >

(1) 諸家文書の整理 (山崎家文書)

- ①内容 令和3年度に寄贈を受けた山崎家文書の目録を作成。
- ②結果 幕末から明治・大正・昭和に作成された合計1,553点の目録を作成
- ・江戸時代に刊行された平田篤胤の著書 35冊
 - ・平田篤胤著書以外の歴史・歌道・神道・辞典類に関する資料 402点、
 - ・絵画・短歌・浮世絵など 110点、
 - ・そのほか金融関係・土地所有関係・町議会関係・私文書など 1,006点。

(5) 資料の寄贈受領

1 薬師如来(厨子含む)1躯 ほか



(左から)日光月光菩薩、薬師如来、神鏡

2 新方領堀伏越樋管竣工記念写真



3 板碑 ほか



(2) 文化財保護事業計画について〔令和5年度に実施する予定の事業〕

資料 13

4 報告事項

(2) 文化財保護事業計画について〔令和5年度に実施する予定の事業〕

②埋蔵文化財の発掘に関すること

【調査済】

区分	遺跡名	事業名など	日程など
発掘調査	西口遺跡	個人住宅建設4棟	<ul style="list-style-type: none"> ・日程 5/22～6/30 (終了) ・場所 大成町1丁目 ・面積 合計約540㎡ ・結果 平安時代の土師器・須恵器、近世陶磁器等が出土

【調査予定】

区分	遺跡名	事業名など	日程など
発掘調査	大道遺跡	<区画整理事業> 西大袋土地区画整理事業地内 国土交通省補助	<ul style="list-style-type: none"> ・日程 9月中旬～2月下旬 (予定) ・場所 163街区29画地 ・面積 500㎡
試掘調査	市内遺跡	文化庁・県費補助事	4/1～3/31 総事業費 14,308,000円 ※国庫補助金 7,154,000円 県補助金 2,861,000円

資料 14

④指定文化財の修理復旧又は滅失、き損防止の措置に関すること

No.	指定区分	文化財名	内容	事業費補助額
1	県	木造伝正観音菩薩坐像修理事業	経年により、仏像本体及び台座、光背の矧ぎ目に間隙が生じており、仏像解体の危険性が生じているため、仏像本体及び台座、光背の解体による修理	総事業費：4,348,174 円 県補助：2,174,000 円 市補助：1,087,000 円 自己負担：1,087,174 円



<破損状況:越谷市文化財保存事業費補助金交付申請書より>

⑦文化財の出品公開に関すること

【所有者・保持団体による公開】

No.	指定区分	文化財名	所有者 保持団体	公開日	備考
1	県	木造伝正観音菩薩坐像	林泉寺	4月18日(日)	—
2	県	下間久里の獅子舞	下間久里 獅子舞連中	7月16日(日)	神社のみに縮小
3	県	北川崎の虫追い	北川崎自治会	7月24日(月)	—
4	国	木造地藏菩薩立像	浄山寺	8月24日(木) 令和5年2月24 (土)	—
5	市	木造阿弥陀如来坐像	清浄院	令和5年3月	

【所有者・保持団体以外による公開】

指定区分	文化財名	所有者 保持団体	公開日 公開期間	場所	内容
県	下間久里の獅子舞	下間久里獅子舞連中	令和5年 3月	越谷市 コミュニティーセンター	<事業名>越谷市郷土芸能祭
市	越谷の木遣	越谷市木遣保存会			<共催>越谷市郷土芸能祭実行委員会、越谷市、越谷市教会・越谷市郷土芸能保存協会

< ⑧—4 文化財の普及に関すること >

(2)施設の利活用(主催事業など・学校見学は随時受付)

月	大間野町旧中村家住宅 (● 郷土研究会共催) (◎ 越谷茶道協会協力)	旧東方村中村家住宅 (▲ 越谷ふるさとプロジェクト共催) (◎ 越谷茶道協会協力)
令和5年4月		
令和5年5月		【展示】防災フェス(27・28)
令和5年6月	▲初夏のお茶会(24)	
令和5年7月		・自分の絵巻講座(21) ▲見田方遺跡と勾玉づくり(22)
令和5年8月		
令和5年9月		【展示】エコウィーク関連展示(16・17) ▲布ぞうりづくり(21) ▲昔の手作りおもちゃ(30)
令和5年10月	●木目込み人形作り(1) ●ネオステンドアート(8) ・古民家で紙芝居(21)	◎開館記念秋のお茶会(土・日)
令和5年11月	●折り紙教室(5) ●▲開館記念イベント(14) ●石仏の楽しみ方(14)	・県民の日入館無料(14) 【展示】「近代学校の夜明け」展示 解説(21) ▲布ぞうりづくり(平日) ▲どんくり工作(土・日)
令和5年12月	●古民家で作る正月飾り(17)	
令和6年1月	・カマドでご飯を炊こう(13・20・27)	
令和6年2月	・カマドでご飯を炊こう(10・17)	
令和6年3月	●越谷昔ばなし(土・日)	

(5) 文化財に関する展示

No.	事業名	開催日	共催・協力団体
1	防災フェス関連展示 「関東大震災と越谷」	5/27・28	会場：旧東方村中村家住宅 内容：関東大震災の悲惨な状況と救援や再興に活動する市域の人々に関する展示。 来場者：170人
2	エコウィーク関連展示	9/16・17（予定）	会場：旧東方村中村家住宅 内容：未定
3	昔の暮らしを感じる講座 市内小学校開校 150 周年記念展示 「『越谷から見た近代教育』第二部 終戦前後の変革」	8/22～9/12（予定）	会場：市立図書館展示室 内容：市内小学校で保管されている学校沿革誌や校務日誌などの史料を基に、戦中・戦後の学校や地域がどう変わったかについて紹介する。
4	昔の暮らしを感じる講座② 市内小学校開校 150 周年記念展示 「『越谷から見た近代教育』第三部 近代学校の夜明け前」展示解説	11/10～11/30 （予定）	会場：旧東方村中村家住宅 内容：市内小学校で保管されている学校沿革誌や校務日誌などの史料を基に、近代学校の前身である明治から昭和初期の学校教育の様子について紹介する。
5	市内遺跡出土品展示	2月（予定）	生涯学習フェスティバルで市内遺跡からの出土品を展示・公開する。

令和4年度発行

古民家だより

第42号から第53号

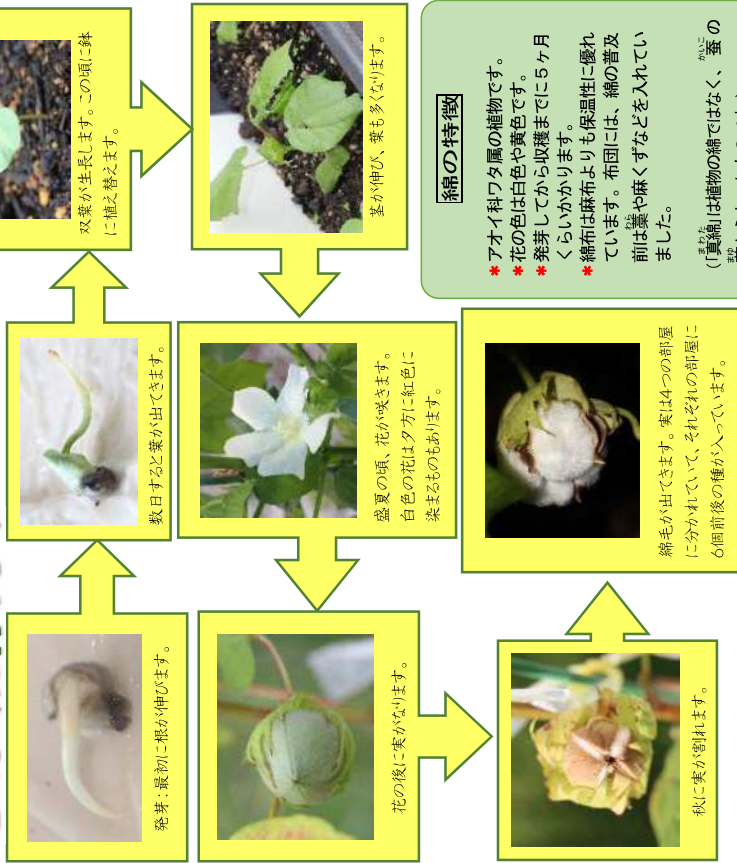
郊外では田植えも進み、畑では菜やサヤエンドウなどが育っています。「梨畑を去の惜しむがに 眞蝶白蝶の去りては来たの舞ひつれて居り」(善太郎) (曙野) 昭和6年7月号：当時の越ヶ谷町で発行された文芸誌

「綿は天下の靈財」

人間が初めてまとった衣服はどんなものだったでしょう。植物の葉、獣の皮・・・毛や繊維を糸状にしたものを編んで作ったものはどのようなものだったのでしょうか。人間が自然界から作り出した繊維には植物性のものと動物性のものがあります。

現代社会の中で私たちの日常生活の中に当たり前にある綿製品。これが日本で一般庶民に普及したのは意外に新しく、近世(江戸時代)に入ってからでした。越谷市指定文化財・田東方村中村家住宅と国登録有形文化財・大間野町田中村家住宅では綿を種から育てています。今年はや5代目になりました。今号では綿の生長過程を辿りながら、木綿の特徴や地域での生産についてご紹介します。

このように育ちます



田東方村中村家住宅に時々綿の様子を見に来て下さる市民の方から報告されて、その様子を報告して下さいました。このような交流が出来ますことは、大変素晴らしいことです。

種類と起源

- いづれも数千年前からの生育起源があります。
- ◆**リクデメン**(陸地綿)・・・中米(メキシコ付近)起源、現在、世界の綿の70%を占めています。
- ◆**カイトウメン**(海島綿)・・・南米(ペルー付近)起源、エジプト綿もこの一種。
- ◆**アジアメン**(アジア綿)・・・この中で**キダチワタ**(木立綿)はインド起源、**シロハチワタ**は西アジア(インド)起源、日本へはこのアジアメンが伝来。

日本への伝来と普及

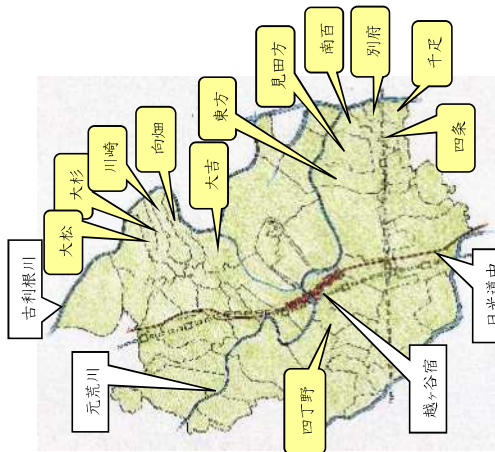
8世紀に東南アジアから日本に漂着した人が初めてもたらしたとの記録があります。(朝野国史)、「大日本史」その後しばらくは限付きませんでした。16世紀(戦国末期)から少しずつ栽培、綿布生産が行われるようになりました。そして江戸期には干鰯や油粕などの金肥が流通するようになってきたこともあり、綿は急速に普及してきました。当時の農学者・吉崎安貞は著書「農業全書」(17世紀末・元禄期)の中で次のように書いています。

古木綿が行き渡らない時代には、多くの人が麻布の服だったので、冬の寒気を防ぐことが困難で困苦にたえなかった。幸いにも綿布を作るようになって体をとおうことができるようになり、誠に天恩のなすところであり、綿は天下の靈財というべきものである。

越谷地域でも綿を生産した！

(武蔵国郡附誌)より
以下に記す統計は明治8年(1875年)以前の状況を示していますので、近世(江戸期)末期の状況と考えてもよいでしょう。

村名	人口		生産量 (1貫目=380g)
	男	女	
芋花	170	163	綿 65 貫目
前府	35	33	綿 25 貫目
西条	104	95	綿 50 貫目
南百	92	87	綿 17 貫目
見田方	161	174	綿 900 貫目
東方	314	343	綿 13.6 貫目
四丁野	205	206	木綿布 910 反
笑吉	82	106	実綿 81.25 貫、 木綿布 300 反
向畑	182	204	綿 420 貫目
川崎	139	140	実綿 120 貫目、 木綿布 120 反
笑杉	100	100	実綿 96.18 貫目、 木綿布 350 反
笑松	63	50	実綿 88 貫目、 木綿布 80 反



木綿普及以前からの植物繊維としては、麻布(苧麻)、芭蕉布、絹布などが多く用いられています。産業革命を早、達成した国は安価で大量の綿製品を生産するようになり、手軽に綿製品を入手できるようになりました。しかし、そのことによってまた世界に新たな課題が生まれてくるようになりました。そして近年、天然繊維の生産は減少の一途をたっています。わが国では現在、近代工業に用いる綿花の自給率はほぼ0%です。(「生活工業双書 綿」(農文協)、「日本国勢図会(矢野恒太記念会)などによる。)

古民家だより

No. 44
令和4年(2022年)6月27日(月)
越谷市教育委員会 生涯学習課

梅雨は日常生活にとって少々うっとうしい時期ですが、穀物にとっては一定量の降雨が必要で、近年は雨の降り方に変化があるようです。先月からは線状降水帯を予測する活動も始まりました。元来梅雨の晴れ間である「五月晴れ」にほっとします。以前はこの時期に庭に梅を干す風習がよく見られました。

地中から学ぶ 発掘 Q&A

市内では毎年何回か発掘調査をしています。コロナウィルス流行前は文化財ボランティアの方々にもご参加いただきましたし、社会体験チャレンジ事業の一つとして中学生の参加もありました。現地説明会も実施しました。

Q1 遺跡が見つかるきっかけは？

(遺跡＝遺構+遺物)
ア：地表面で土器片などが採集された場合・・・穴道遺跡、増林中妻遺跡など。土器片などが地表面で採集されると地下に遺跡があるのではないうちと考えられます。実際に遺跡があるかどうかは探検をして確認します。
イ：城跡など伝承がある場合・・・感ヶ谷御殿跡、大相模次郎高直館跡など
ウ：遺構が今でも残っている場合(不時発見)・・・工事などで不意に遺物が発見された場合 など
エ：思いもしない所から発見される場合(不時発見)・・・記録として遺跡を保存します。

Q2 遺構の多くはどのようにして地下にあるの？

長い年月の間の河川の氾濫や流路変遷、また耕種化などによってかつての遺構(住居址、溝や井戸の跡等)の上に土砂が堆積するからです。

Q3 遺構や遺物の年代(時代)は、どうしてわかるの？

遺構の断面地層や遺物(土器など)の特徴(形、厚さ、色など)から推定します。

Q4 出土した土器などは誰のもの？

(糸切痕 成形後、コロコロから切り離した痕)
拾得物(落とし物)として警察署に届け出ます。出土品は多く搬れやすいので書面で届け出ます。所有権はその土地の所有者と発見者になりますが、貴重な国民的財産でもあり調査前にその権利を放棄していただくことが多いです。越谷市は中核市なので出土品が文化財であるか否かの認定をする権限が限られず移譲されています。もし市内で土器片などを拾うことがあったら、是非とも教育委員会生涯学習課にご連絡頂きたいと思っております。それが文化財なのか、遺跡なのかの手掛かりがそこにあるからです。

発掘はこのように進めます

- ①調査計画・各種手続き
 - ②表土取り除き
 - ③遺構検出
 - ④写真・図面作成
 - ⑤遺構掘削完了
 - ⑥現地説明会(行わない場合もあります)
 - ⑦埋め戻し
 - ⑧整理作業(遺物洗浄・復元、分析)
 - ⑨発掘調査報告書発行
- これらの内、②、③の発掘作業と④、⑤についてももう少し具体的に話しましょう。

表土の取り除き

実際の発掘作業はまず重機を使って表土(遺構の上を覆っている土、畑の土など)を取り除くことから始まります。この時使用する重機のバケットには「爪」が付いたものを用います。どれ位の深さまで取り除くかはとても難しく、取り過ぎると遺跡を破壊してしまします。そのため、試験結果や土の色、発掘調査担当者の経験や知見によって判断します。



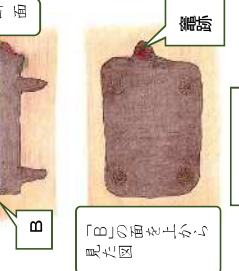
④内黒の土器
赤褐色の土器は液体が濡れやすいため、内側を煤でコーティングして濡れにくくしています。(大遠遺跡出土)

遺構検出 Q5 どうしてそこに遺跡があるとわかるの？

遺構(かつての住居や井戸等の跡)の上に溜まっていく土砂は、遺構の面とは異なる土なので、遺構の面より上の部分から平らに掘り下げていくと、異なる色の土が現れます。この土を取りのぞくことで遺構の形が現れます。



右は堅穴住居遺構の模式図です。地表面から[A]までは重機で掘削、[A]から下は左の写真のように少しずつ薄く表面をはぎとりながら、土の色が変わる[B]まで進めます。その後、色が変わらない部分を少しずつ掘ります。



遺構断面の地層色の違いに注意深く見定めます。

遺物は発見時の位置や状況を記録後に取り上げます。

堅穴住居土上(海道西遺跡)十字の罫は遺構の断面地層を観るためのもの

遺物の記録(土器の例)

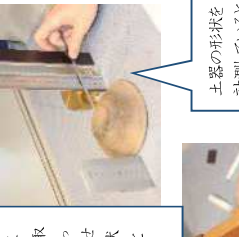
遺跡で土器(片)が出土すると、まずその状態で位置や状況等を記録します。取り上げた時にそれが後でわかるようメモした紙片と共にビニール袋に入れて整理室(旧東方村中村家住宅内)に運びます。そこで1個ずつ丁寧に洗います。それを乾かしてから計測、記録を行います。



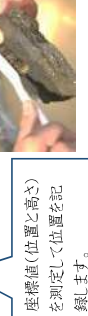
座標値(位置と高さ)を測定して位置を記録します。



土器片の洗浄
馬豆ヤギの毛の鬃ブラシで優しく丁寧に洗います。



「真弧(まご)という器具で土器の形を写し取ります。真弧は薄削った竹板を何枚も合わせるので、土器の形状に自在に合わせることができます。



出土した土器片を可能な限り緊密に合わせます。透明の接着剤を用い、欠損部には石こぎを入れます。(3世紀後半の増林中華遺跡出土の甕)



土器の形状を計測しているところ。です。

Q6 なぜ、何のために発掘するの？

この疑問は、かつての人々の生活、歴史や文化を知ることが必要かということでもあります。それらを示す史料の中で、時代を測れるほどに細かなに書かれた資料が少ないことがよく知られています。文獻資料だけでは知ることはできません。手掛かりが遺構や遺物から知られることができます。それらを目の当たりにした時に、その地域や社会に、あるいは個人に愛着や自分のアイデンティティ(人格の存在証明、存在意義)を感じることもできます。そうなる遺構や遺物は個人や社会にとつて大切な文化的遺産となります。こうして、古を知らねば現代社会や自分自身を理解することに繋がります。そしてそれらの将来について考える手立てにもなります。

防災フェス「気持ちか楽にほほほ」

今月4、5日にレイクタウン周辺で開催された防災フェスでは、旧東方村中村家住宅で「先人も疫病と闘った」というパネル展示を行いました。多くの方々にご来館頂き、有難うございました。見学された方の一人は「昔にも疫病と対した人々のことを知って、コロナ禍の私達だけじゃないと気持ちがいっしょになりました。」と話していました。このパネルは越谷市HPでご覧いただけます。

例年よりもかなり早い梅雨明けで、蝉の鳴き声も聞こえ始めたようです。もうちにアブラゼミやミンゼミに代わっていくでしょう。

学校・子どもたちが見た戦争

その1

この夏は第二次世界大戦が終了して77年になります。この間、日本が直接戦争に加わったり戦線になることは幸いにしてありませんでしたが、世界の各地では今なお戦火が収まることなくあります。学校や子どもたちから見たかつての世界大戦がどのようなものであったのか、地域の史料(越谷高等学校に通ったAさんの話、県立越谷高校創立60周年記念誌、市立越谷女子学校と西中学校の資料 等)を中心に今号と次号(戦艦 艦)でお伝えしたいと思います。

募る閉塞感 (戦争の激化)

AさんがB町で生まれた昭和8年(1933年)は、日本はすでに満州事変を起して国際連盟から脱退した年でした。4年後には日中戦争となり、さらにその2年後にはナチス・ドイツが第二次世界大戦を引き起こしていききました。そして昭和16年(1941年)、日本は中国との戦争を継続したまま新たにアメリカ、イギリスなどとの太平洋戦争へと行きました。この頃か、世の中には『鬼畜米英』や『敵しがりません、勝つまでは』などの標語があらわに聞こえるようになり、Aさんは「カタカナ語を言えなくなりました」と振り返っています。「フオーク」や「ナイフ」のような語は勿論、野球用語も「ストライク1(ワン)」は「1本」、「ファウル」は「ダメ」というふうになっただけでなく、うっかり使ってしまったら、愛国婦人会の人に厳しく注意を受けたことがあったそうです。戦争に反対する人は勿論、軍部(政府)の方針に反対する言動は常に監視され、時には警察(特別高等警察)や憲兵(軍人だけでなく民間人も取り締まった)に通報されて逮捕されることもあったのです。

小学校にも戦争の影響

この時期の小学校は「尋常高等小学校」(義務教育の尋常科6年間、希望による高等科2年間)から「国民学校」(初等科と高等科)へと変更されました。小学校の通知表にはその変化が表れていて、それは各教科の名称や区分の仕方で、教育の目的が、はっきりと国体(天皇が治める国の仕組み)を維持して戦争を進める方針に合ったものになっていくことがわかります。

学校行事の中では「教練」(体操)が行われるようになりました。速足は文字通りの「速足=行軍」でした。「越谷国民学校 校務日誌」には次のように記録されています。

昭和19年(1944年)5月8日(月):大詔奉戴日(太平洋戦争開戦記念日) 行軍1.2年生は大相模方面 3~5年生は大戸方面、6年生と高等科は野田方面 6月8日(水):大詔奉戴日 行軍3.4年生は野田方面、5.6年生は吉川方面、高等科は草加方面

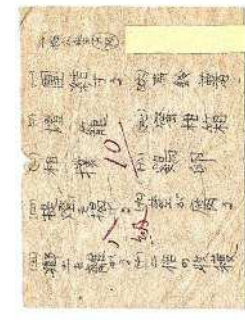
練習の稽古(越谷小学校蔵)

この後は学年限定で数時間、7月8日(土)、8月8日(日)、9月24日(日)に行われ、一日全校で行う行軍(昭和20年1月8日(月)が最後になりました。9月以降2回しか行われなくなりました。その理由の一つに米軍機攻撃による「警報」や「空襲警報」が急増していたことが考えられます。これらの警報は多い時は一日に5~6回の時もありました。

昭和19年の「校務日誌」には、それ以前の日誌には見られなかった記録があります。「宿務勤務(以前)からありましたが、この頃には校長、教頭が入ることが多くなり、若手の、恐らく20歳前と思われる男性教員の中には3~4夜連続で宿直を務めることも少なくありませんでした。そして昭和20年7月からからは女性教員も2名で宿直に当たるようになりました。男性教員が極端に少なかったからです。昭和20年度当初の越谷国民学校教員は校長(男性1名)、教

頭(男性1名)、男性教員3名、女性教員16名、出征中教員4名 でした。
銃後の子どもも犠牲に ~戦争の激化~
“銃後(じゅうご)”というのは戦争中の戦場ではない、後方の地域やその一般市民を指す言葉です。

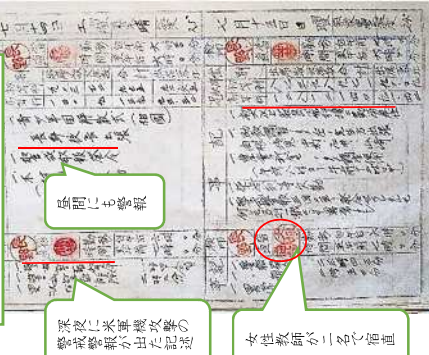
昭和20年(1945年)3月10日の未明には東京上空襲撃があり、真紅に染まった南の空が越ヶ谷からも見えたそうです。当時6年生だったAさんの9歳下の弟さんはその恐ろしさのあまり、戦後もしばらくは夕焼けを怖がったそうです。この日か後、Aさんは越ヶ谷高等学校を受験しました。筆記試験は行われず、国民学校からの資料と当日の体力テスト、口頭試問だけで、「今一番酷しい戦場はどこか」と問われ、南方の島を答えた。「それは違う。東京だよ」と言われて落第だと思ったそうです。しかし合格率60%の難関を突破したAさんたち121名は2学期に分かれて高女(高等女子校)の新生活をスタートさせました。ところが待っていたのは**作業、勤労奉仕と空襲警報**による避難の連続でした。勉強らしいのは登校後の漢字書き取りテストトでした。6月からは農家に仕事をするようになり、一日の取り組みが済んでから友と別れる時、会えるのはこれが最後になるかもと思われたそうです。知照(攻撃)を受けた友達もいたからです。



漢字書き取りの習字(縦向き、紙が小さい。物が不足していた。)

越ヶ谷国民学校でも作業の時間が多くなりました。当時建設中だった陸軍機用滑走路(秘密飛行場)の整備作業に高学年男子が動員されました。女子児童は準備通学かかると、他に干草刈りや農作業などがありました。秋にはナイフ捕りが全校挙げて行われました。一か月に5~6回行われて117匁ほど(約445kg)になり、業者が112円64銭で買い取ったことが日誌に記録されています。これは当時の校長の給料に相当する額でした。越ヶ谷周辺近くで作業の最中に電車で職員の落命した児童もいました。警戒及び空襲警報と避難、作業、勤労奉仕のほかにも、子どもたちが授業の合間に度々参加したものがあります。**兵士出立(見送り)と英霊(戦死した兵士)の慰霊**

校務日誌(昭和20年7月14、15日)
(越ヶ谷小学校蔵)



警察に米軍機攻撃の警報が出た記事

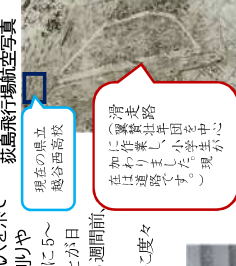
女性教師が二名で宿直



昭和20年の高等女子校生徒(個人蔵)
衣料品は店にない、家庭にあるもので間に合わせられた。写真中ズボンのは、「モンペ」は和服を解いて作ったそうです。

中学校、高等女子校への進学率
都市部では約30%、農村部では約5%、平均約11%
(『中学校の歴史』第一法規等より)

越ヶ谷国民学校でも作業の時間が多くなりました。当時建設中だった陸軍機用滑走路(秘密飛行場)の整備作業に高学年男子が動員されました。

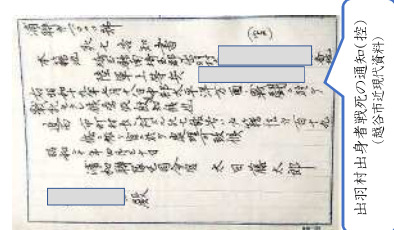


孤島飛行場跡空写真

現在の県立越谷西高校

滑走路(遺跡)は現在、越谷西高校の敷地内です。

(国は地理院アズラスから)



出羽村出身者戦死の通知(控)
(越谷市近現代資料)



兵士出立(越ヶ谷小学校蔵)



戦没兵士の村(越谷市教育委員会蔵)
出羽村の戦没者名簿(越谷西中学校寄贈史料)があります。出羽国民学校で村暮が行われたからです。



イギリスでも40℃に達する日があったようです。偏西風の蛇行が原因だそうですが、それは比喩の温暖化に起因しているとのこと。さて今号では未曾有の世界大戦末期とその後の様子を、地域の史料を中心に伝えたい。

学校・子どもたちが見た戦争

その2

昭和20年4月には連合軍は沖縄に上陸をしました。越谷地域では毎日のように空襲警報が出され、原爆も落ちての登校、授業切り上げでの下校も度々であったことが『越谷国民学校 校務日誌』に記録されています。当時越谷谷高等女学校1年生だったAさんは『戦中、希望というのを考える余裕はありませんでした。一日一日、その時々のことで精一杯でした。友達と他愛ないことで笑ったりして楽しんだりして少し気が晴れました。』と振り返っています。そういう中で、当地でも直接的に命に係わる出来事が起こりました。

越谷も戦場になった

4月7日(土)、この日は警報のために児童は13時登校でした。越ヶ谷上空に侵入した米空軍大型爆撃機B29を迎撃した日本陸軍戦闘機が撃墜されて大吉地区の水田に墜落しました。当時国民学校5年生だった人が、次のように記述しています。

◆(私は)高度1万メートルでの空軍機を祖父と二人で眺めていた。と、その時だった。西上空よりグアーツというエンジンの故障したような音ととも、真っ黒が雲に包まれた機体がわねわねの煙道に落下してきた。その一瞬だった。私の目の真ん前から50メートルも離れていなくなってきた。戦闘機のプロペラと機体の頭部のははつきりと見え、他は煙でまったく見えなかった。(野口隆『越谷上空の悲しみ風化せず』(御園書房)より)

この時に集められたパイロットの遺体の一部は近くの寺院で荼毘に付されました。戦後発掘調査が行われて、福井県出身の若者だったことがわかりました。また、5月24日(木)には登戸、四条(明東町)に計143個の焼夷弾が投下されて、農家1戸が全焼しました。翌日には鷹後、大原、赤十郷に焼夷弾が投下されました。『越谷市史 二』より)

玉音放送

8月15日(水)、早朝から何度も警戒警報、空襲警報が出されています。Aさんは自宅に自宅で玉音(ぎょくおん=天皇の御)放送を直立して聞いたそうです。その時の気持ちを次のように語ってくださいました。

◆日本は神がついている国なので負けたいと言われないで、脱力感がありました。大んぢは前から負けると思っていたようです。(15日以前は)負けるというところを憲兵や消防団の人々に聞かれると大変なことになるので言いませんでした。

混乱

長い戦争(満州事変から15年、太平洋戦争3年8か月間)が終わってほっとする暇もない状況がありました。空襲の激しかった所では住み家もなく、東京から縁を頼って越ヶ谷町に移ってくる人もいました。作家の野口富士男もそうでした。生きながらえて戦地から復員してきても、職がなかなか見つかりませんでした。

(1)物資の不足～救援と盗難

すでに大戦中から生活用品は非常に不足していました。終戦直後はその状態がさらに悪化した所もありました。アメリカからのラフ物資(アジア救援公認団体が提供した食糧、衣料、医薬品等)の配給もありましたが、人々は自らも融通し合わなければならぬ状態でした。『越ヶ谷国民学校 校務日誌』(昭和20年度)には、夏から秋に児童3月、タオル、靴下、菓子の配給があったことと、翌年3月には越ヶ谷織製小売り組合から下着やハンカチの配給があったことが記されています。こうした支援があった一方では、学校からの盗難が頻発しました。(上の表を参照)



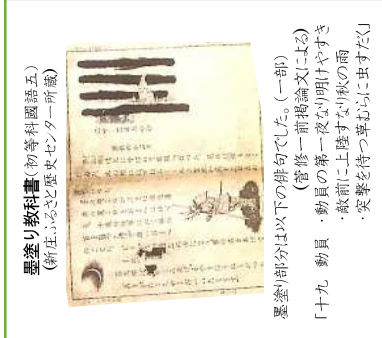
食糧買い出しの人々
(浦生駅、昭和22年)
(越谷市教育委員会蔵)

(2)教科書の墨塗り作業

文部省は昭和20年(1945年)9月20日、独自の判断で教科書中の削除または取扱い注意箇所を指示しました。(第1回指令)これに基づいて行われたと思われる浦和での文部省「新教育方針講習」(11月21日)に参加した出羽国民学校長の講習メモには修正・削除の基準として次のようにあります。

- ◆国防、軍備の教材を省く ◆戦意昂揚教材を省く ◆国際間の和親を妨げるものを省く ◆(終戦となった)現実と遊離しているものを省く ◆終戦詔書に鑑みて不適当なものを省く(西中学校資料)
- 翌年1月には第2回指令が出されました。これは日本を占領管理するGHQ(連合国軍総司令部)の意向を受けた内容で、皇室や神道、歴史的戦記物を省くように指示されました。(情勢一国民学校初等科国語五～八の歴史教科書の選訂について)『戦後教育学部研究』第8巻(1946.3開校)

このように教科書墨塗りを、当事者ほどのように感じたので、越ヶ谷高女1年生のAさんは「なにそれ...!という感じで、それまでダメなことを教わっていたのかと、世の中(それまでの仕組み)への不信感があまりました」と語っています。墨塗りをさせた教師の方では「第1頁の2行目から5行目まで墨で消して下さい」と言われた際、わたしはこれえきりずんばと涙をこぼした。(中略)こうして、墨を塗らさなければならぬというのは、一体どういうことなのかとわたしは思った。」という人もいました。(三浦綾子『道ありき』新潮文庫) この二人の言葉は戦争では親しい人々を失った悲しみだけでなく、自己の在り様を傷つけられることを表しています。



墨塗り教科書(初等科国語五)
(新庄、昭和22年7月)

墨塗りは以下の俳句でした。(一部)
(菅修一前理論文による)
・動員の第一夜なり唄ひやすすき
・歌前に上陸すなり秋の雨
・突撃を待つ草むらに虫すだり

食糧難は非常に深刻で、列車に給なりになって買い出しに奔走することが日常茶飯事でした。戦後もなく越ヶ谷町で発行された文芸誌「草笛」には「買い出し女の死」という詩が寄せられています。その中には「リュウクの重み からだに耐へかねて 線路に落ちぬ買い出し女」とあります。

新生日本へ

(1)新しい教育の始まり

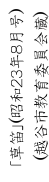
前述の昭和20年11月の「新教育方針講習」(西中学校資料)では次の事が伝えられました。◆教育の本義：①終戦詔書 ②ポツダム宣言・GHQの指令 ③文部省の指示 ④国民の現実生活に即応した策 ◆今後の教育：①軍国主義の払拭 ②個性発達・自由尊重 ③科学教育振興 ④勤労教育強化 ⑤女子教育刷新 この方針に基づき、同年12月に修身、国史、地理の授業が停止され、代わって「くにのあゆみ」という歴史教科書が編纂されました。戦前の歴史教科書は「神代」から始まりましたが、「くにのあゆみ」は歴史学の成果に基づいて「石器時代」から記述されています。『越ヶ谷国民学校 校務日誌』によると、昭和22年1月には2日間にわたって先生方が「くにのあゆみ」の読み合わせをしています。



昭和23年度の教科書(福田家文庫)

(2)人間性回復への想い

昭和20年の年末頃から、それまで抑えられてきた人間性を一気に爆発させるような取り組みが湧きだしました。◆青年文化連盟の活動...越ヶ谷国民学校の講堂や教室を夜間や休日に借りて、英語話、演劇、音楽、舟遊などのサークルが活動しました。昭和21年度にはのべ101回、翌年度にはのべ71回行われていました。(校務日誌より)



「草笛」(昭和23年8月号)
(越谷市教育委員会蔵)

(3)心に残る先生

世の中への不信感があっても、越ヶ谷高等女学校の先生方と生徒との関係は以前と変わりな信用関係がありました。昭和20年8月末、高等女学校のある先生が新しう日本を築くために大切なこととして、生徒に次のことを話してくださいました。①仲よくすること ②助け合うこと ③勤勉であること ④信用を得ること。今年88歳の教え子たちは、この言葉を今もなほ胸に抱いています。



「草笛」(昭和23年8月号)
(越谷市教育委員会蔵)

越谷への反省・行啓と埼玉展覧

開催中(9月4日迄)
宮内庁宮内公文書館と春日部市郷土資料館共催埼玉埼玉東部近代の皇室』の連携展示として、大岡野町旧中村家住宅でパネル展を行っています。



気温の状況、雨の降り方、虫の鳴き方、風の吹き方、季節ごとの野菜、川の色・・・戦前や昭和時代後半を過ごしてきた方々には、これらが明らかに違ってきたことを感じておられると思います。終戦前後の学校の目録には正午頃の気温が毎日記録されていますが、8月は27～31℃ほどで、32℃以上になることはめったになかったようです。以前は夏によく食べたマクワウリ、最近はありません。

かつての紋章

市章や校章、社章などの見慣れている団体のシンボルマークは、普段はあまり気にすることはないかもしれませんが、けれども改めてその由来をみてみると、そこにはその団体の目指す理想だけでなく、歴史的社会的背景が映し出されていることもあります。

今号では市域に残っている今が使われていないかつての記章(徽章、旗章)をご紹介します。

三種の神器の校旗

拝見した時に思わずハッと息を呑みました。剣と鏡と勾玉・・・いわゆる「三種の神器」です。校名には「大沢町立尋常高等小学校」とあります。保存状態も良く、虫食いや色褪せもありません。昭和16年(1941年)より前に作られたものです。(現在の越谷市立大沢小学校は大正11年に大沢町立尋常高等小学校となり、昭和16年に大沢国民学校となりました。)残念ながら校旗の来歴や経緯を示したものはありません。明治期の天皇巡幸の際、大沢町の旧本陣跡で休憩されたことを記念しているのかもしれませんが。



(越谷市立大沢小学校所蔵)

「違い鷹の羽」の村旗

現在の市域は戦前(明治22年以降)には2つの町(越ヶ谷町、大沢町)と8つの村(大相模村、増林村、新方村、桜井村、大袋村、荻島村、出羽村、蒲生村)でした。ある時期から各町村には紋章が制定されました。その中の出羽村紋章については、本市近現代資料中の文書に残されています。それによると、『**第一条 御即位ノ大典ヲ記念スル為メ本規程ニ依リ出羽村ニ紋章ヲ制定ス**』(『出羽村会議部会議録』による)とあります。大正4年(1915年)のことでした。“御即位”とあるのは大正天皇即位のことです。大正4年はわが国が第一次世界大戦に参加し、中国山東省のドイツ軍を攻撃した年でもあります。

この時期、全国的に町村紋章の制定が広がりました。和歌山県のある村の



出羽村紋章(近現代資料より)
村の野獣に印刷された紋章です。
(「違い鷹の羽」の中央に「出」、周囲には6個の「羽」で「むら」というデザインです。)

記録には、全国あちこちの紋章調査が行われ、その中に出羽村のことも記されていました。この背景について「旗章学」の研究者である大町駿介氏に伺いました。その概要は次の通りです。

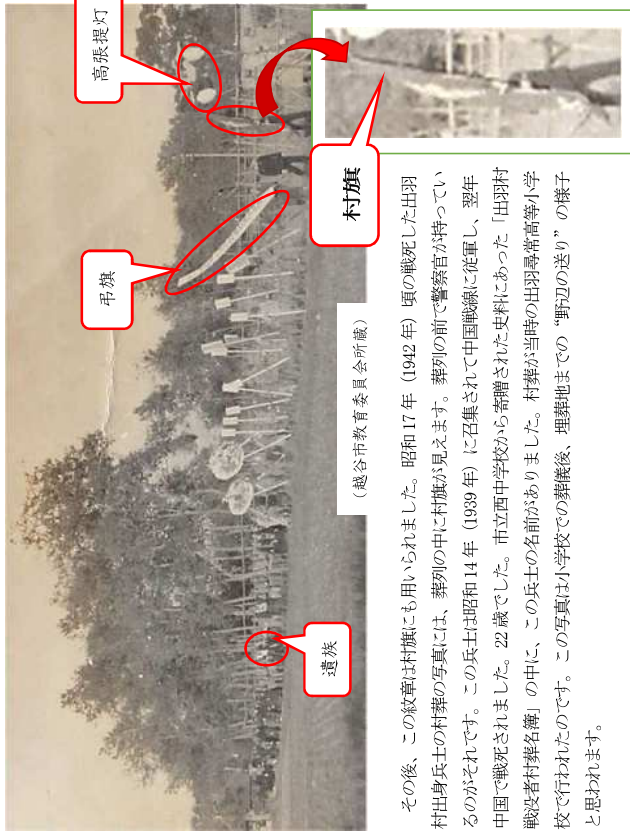
◆20世紀初頭には外に対しては帝国主義化、内では普通選挙運動や護憲運動が高まりつつあったので、内務省を中心に新徳思想による国民教化運動を進めていて、その一つの手段として町村が紋章を定めることを推奨していたのです。

日本旗章学協会が発行した研究誌『旗章学』No.1.2(2021年12月31日 日本旗章学協会発行)には出羽村紋章も紹介されていますが、そこには次のように論述されています。

◆市町村旗の制定が活発化しているのは、日露戦争前後の時期にあたることといえる。この時期は戦時政府のもとで疲弊した地方を再興すべく実施された「地方改良運動」の実施時期に重なる。(中略 この運動の中で、当時内務官僚だった佐上信一が「団体精神養成の手段」として村歌と村章の価値を高く評価していることは特筆される。

また『越谷市史 二』には次のように記されています。

(日清・日露戦争によって)地租増徴となり、地方財政の膨張は農村の生活を圧迫していった。このような村々の状況に対し、地域ごとに風俗矯正会や貯蓄組合を組織させたり、内務省は町村の目指す方向について公共心の発揮、市町村是の実践、良風善行の奨励などを掲げて、各町村の努力を促している。(一部略)



(越谷市教育委員会所蔵)

その後、この紋章は村旗にも用いられました。昭和17年(1942年)頃の戦死した出羽村出身兵士の村葬の写真には、葬列の中に村旗が見えます。葬列の前で警察官が持っているのがこれです。この兵士は昭和14年(1939年)に召集されて中国戦線に従軍し、翌年中国で戦死されました。22歳でした。市立西中学校から寄贈された史料にあった「出羽村戦没者村葬名簿」の中に、この兵士の名前がありました。村葬が当時の出羽尋常高等小学校で行われたのです。この写真は小学校での葬儀後、埋葬地までの“野辺の送り”の様子と思われます。

茅葺きを中心に観た自然の循環と古民家の暮らし

民家

10月1~2日にレイクタウン周辺では「エコウィーク2022」が行われ、旧東方村中村家住宅でも展示「自然との共存 茅葺きの家」を行いました。両日で144名のご来館がありました。有難うございました。今号はそれに関連した特集です。



茅葺きの軒(下)から見上げた様子
藁、古い茅、新しい茅を交互に何層も重ねて葺かれています。

茅葺き屋根

綿葺き替えは30年ごとと言われました。10年ごとくらいで、傷んだ一部の茅を差し替えました。土間の電線や板の間の虫戸鼠の煙は屋根裏に行き渡って、糞などで害虫駆除や雨漏りの防止になりました。・・・不要の茅

主要構造物・間取り

・・・100年以上住めるように考えて造られています。昭和62年に調査された茅葺き家屋15棟の多くは南(南東、南西)を正面にしています。
【柱・梁】 その場所にかかる重量や見映えなどによって材や構造を考えて作られています。
【軒・庇】 建物の場所によってその深さが異なります。季節による陽光の入り方を計算して設けられています。
【土間】 主屋への出入口、台所、作業場を兼ねた部屋です。床は粘土・小砂利、にがり、石灰を混ぜたものを厚い板で何度も叩いて作りしました。(相模の土俵と同じ作り)
【壁】 柱間と上下の貫や桁の間を細い竹で格子状に施し、刻んだ藁を混ぜた泥土でそれを内外から挟み込んで塗ります。それが乾いたら上塗りをして何度か重ね、最後に漆喰を塗ります。漆喰は地方によっても異なりますが、石灰、砕いた貝殻などに角文(海藻の一種)を煮だして抽出したものを糊材として加えて作りしました。

屋敷林

屋敷の北西側に設けられ、冬の季節風や夏の西日から生活を守りました。・・・枯れ枝や落ち葉



屋敷林

秋の旧東方村中村家住宅(寄贈前の想像図)

寄贈後に見田方遺跡公園に移築された旧東方村中村家住宅

第二次大戦以前に建てられた住宅＝古民家、特に茅葺き屋根の建築物は日々減少しています。これは時代の流れで仕方ないことかもしれません。地域の茅葺き家屋は昭和62年(1987年)では15棟でした。『越谷市草葺き家屋調査報告』日本工業大学建築史研究室

でも、古民家は現代では“過去のもの”(現代では役に立たないもの)なのでしようか。

高武雄(高武)氏によれば、私たちの生活は便利で快適なものになりましたが、自然の循環を利用して生きてきた先人の知恵や考え方はSDGsに生かせるものではないかと思われします。

茅場

手入れ・管理

土地が肥沃になりすぎると屋根葺き用としては太く柔らか過ぎるので不適です。そのため腐葉土となる落ち葉などは取り除きます。



新芽が育つ

かつて地域の河川にも何か所もの茅場がありました。(昭和30年代夏の瓦葺根溜井。画面右側は旧平和橋)

刈り取り



冬の渡良瀬遊水地

野焼き

長い萌芽が出るように、3月後半に行います。

田畑

稲の使い途

- ◆米・・・食用、現金化。近世までは税でもありました。(年貢)
- ◆藁・・・糞物用、床敷き材、入浴用、家畜の飼料
- ◆もみ殻・・・クッション材、枕の中身。燃やした後の灰は消費資材や肥料。
- ◆茎・・・蓆、蓆、縄、布団の中身、履物(草履、草鞋)、家畜の飼料、不要の茎 肥料(刈り藪、堆肥)。

染色の材料



田の草取り

牛糞

写真は、いずれも昭和30年代(1955~64年)頃の六間野地区の様子。



踏み車

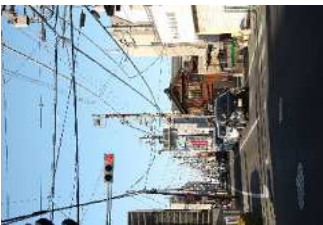
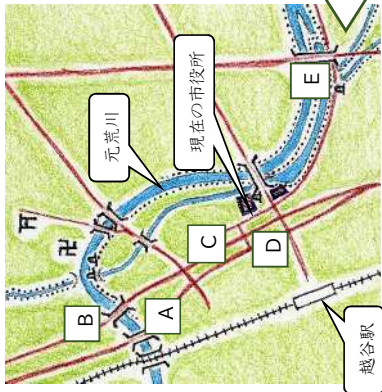
《刈り藪＝農地に肥料として敷き込むもの》

どんな音・声が聞こえますか？ どんな匂いを感じますか？

ここに掲載した写真のかつての風景をご存知の方は、当時の空気が季節の様子も思い出されることでしょう。当時の流行歌や流行語などは現代とは異なっていたことかもしれませんが、あまり変わっていないこともありますね。

しかし越谷も時代が進み変化もあって、かつての状況がわかりにくくなっている点もあります。越谷市ではデジタルアーカイブの整備によって、往時の様子を伝えていきたいと考えています。

今号に掲載した写真の撮影場所



☐ 日光街道の六蔵市
(越ヶ谷2丁目付近)

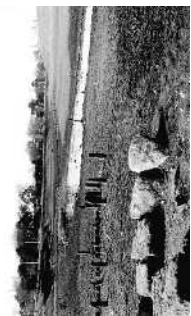
右側は昭和30年代の様子です。この辺りは以前は「新石町」と呼ばれました。オートバイにまだがける青年、当時はヘルメット不要でした。サングラスをかけています。若い人の間で「イカす!」「イカしてる!」(カッコいい)という流行語がありました。映画「太陽の季節」や「嵐を呼ぶ男」の影響もありました。

☐ 瓦葺屋根溜井の石燈籠
(しらこぼと橋付近)



石燈想像図

他地域の石塚図面等を参考にして描かれたものです。石組みの上には土のうと竹の束が置かれ、水位調節の際には取り外されました。



新旧の町並みから現在と将来を考える

町並みの今昔を比べてみることで、判ったり感じたりすることが様々あります。地域の変容(自然、産業など)、人々の服装や髪形、当時の音や匂い、等々。そしてそれらを何度も見ていると、あたかも自分がその時の場所にいるような錯覚をしてみよう方もおられるでしょう。その風景の当時の空気までも伝わってきます。それは単に懐かしさや新たな知見としてだけでなく、人や社会の在り方にまで気持ちが及んでしまうこともあるかもしれません。それはまさに“温故知新”なのでしょう。

No. 51
令和5年(2023年)1月24日(火)
越谷市教育委員会 生涯学習課

古民家だより

明けましておめでとうございます。新型コロナウイルスの世界的大流行に加え、経済的な問題や国際競争など、私達の生活を脅かすものが多々ありますが、先人の歩みに学びながら何となくよりよい方向にいくようにしていきたいものです。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

街角今昔 デジタルアーカイブ整備へ

前号で市史史料・古文書のデジタル化についてお話しましたが、その取り組みの一環で写真のデジタル化も行われています。市史編さん時に撮影・収集された写真は約1万3000点ありますが、撮影場所や撮影日を特定できないものも少なくありません。利便性のために、現在在り町並み、橋などの写真の場所や撮影年代をできるだけ特定して地図上に落としこむ作業を始めています。この一部、往時と近時の写真を並べてご紹介いたします。(すでに越谷市HPに掲載してあるものもあります。市HP子育て・学び文化・スポーツ・生涯学習-越谷市デジタルアーカイブ(意見募集)-写真で見える越谷 でご覧いただけます。)



☐ 大沢橋近くの越ヶ谷本町付近
(南を臨む)

左は大正期の様子です。日光道中はまだ舗装されていない砂利道です。徳場町の面影が残っています。



☐ 大沢4丁目交差点
(定立越谷線)

市域で初めて「三色自動信号機」が設置された場所です。左は昭和30年代の様子です。高い建物がなく、樹木が多かったです。道路は舗装されていますが、白線はありません。



☐ 184国道(現足立越谷線)
(越ヶ谷3丁目)

左の写真中、大きな建物は昭和27年頃の町役場です。大きな荷物を沢山積んだ三輪自動車やボンネットトラックが、東京方面から北へ向かっています。

もうすでに紅白梅や雛梅が咲いて、芳香を放っています。奈良時代には「花」と言えば桜よりも梅が主だったようです。万葉集には桜よりも梅を詠んだ歌の方が圧倒的に多く収められています。春の訪れが遠くないことを知らせてくれる花です。けれどもまだ「春は名のみ風の寒さや・・・」という日も少なくありませんね。

デジタル副読本の使い方

小学校では社会科の学習は3年生から始まります。3年生では主として児童が住む市町村について、4年生では都道府県について学びます。社会科の教科書には各地域の内容が記述されていないので(学び方の例は掲載)、越谷市教育委員会指導課では、小中学校の先生方から選ばれた編集委員が副読本を作成しています。その副読本では越谷市や埼玉県のことを具体的に学ぶことができます。(5年生では日本の自然や各産業について、6年生では憲法、日本の歴史などを学びます。)



この度その副読本がデジタル化されたものを用いた授業が蒲生小学校で行われ、市内の先生方と指導課、生涯学習課の職員が参観させていただきました。3年生「越谷のうつりかわり」という越谷市のまちや人の生活の変化を学ぶ単元の中で、『交通の変化』についての学習でした。児童たちは資料から変化を読み取り、鉄道路線や近年建設された国道4号線や463号線のバイパスを白地図に描き込んで変化を捉える作業をしました。

授業後の協議会の中で副読本の内容や授業での活用方法などの検証を行い、次のような意見が出されました。

- ◆紙とデジタル副読本の使い分けを今後も考えていきたい
- ◆デジタル副読本の地図が年代ごとに重ねられるとよい。
- ◆デジタル副読本利用を効果的に行うことは勿論だが、児童の手で作図することも意義あること。
- ◆地域の変化の学習で、「発展」とは何をもってそう捉えるのかを、授業者が予め踏まえておくことが大切。

生涯学習課では史史料(文書、絵図、写真等)のデジタル化を始め、学校でも利用できるコンテンツの準備を進めています。

先々が楽しみ！ 小学生の“気づき”

今年度は数年前より小学生の社会科見学が増えました。年が明けてからは北越谷小学校3年生が大間野町田村家住宅に来館しました。時間に少し余裕があり、見学・体験後にシェアリングの時間を持つことができました。その中で児童の印象的だったのが次の言葉です。

★昔は自然のものを多く使っていたんだと思います。

「自然のもの」というのは植物、粘土、石のことです。現代住宅は鉄筋やコンクリート、合板、プラスチックなどが多く使われていますので、木材がむき出しの状態で見上げられ、土間の三和土や土蔵の壁、瓦には粘土が用いられていることをこのように表現したのでしょう。他の小学校からの感想文にも同様のものが見られます。

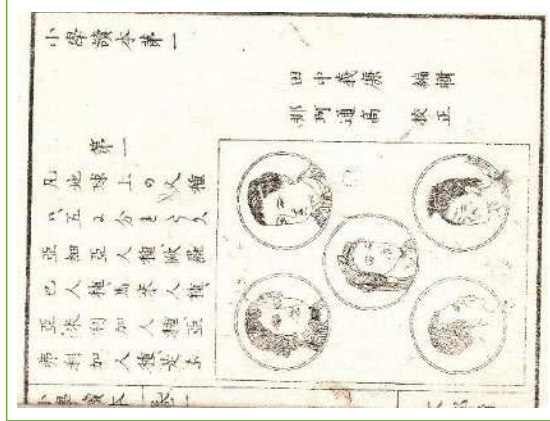
この“気づき”はとても大切なものです。それはわが国が四季の区別が明瞭で豊かな動植物に恵まれてきたことと、先人たちがそのことを受け止めて様々な生活の中に取り入れてきたこと、そしてそれらを伝承してきたこととその社会の理解に繋がるからです。いわゆる古民家には多くの種類の木材が用いられています。建物の力が非常にかかる部分には松、大黒柱にはケヤキ、天井には杉やヒノキ。そしてその加工の仕方でもその部分に応じています。建物だけでなく天枰棒や農具、大八車などもその大部分は木材です。また障子紙やワシの原料も植物由来です。稲は捨てるところがありませんでした。自然の循環を利用した(そうせざるを得ない)生活でした。児童たちの“気づき”は、やがてこのことも考えが及んでいくことになるでしょう。社会科見学では、このような言葉に沢山出合うことができます。



近代教育150年 展示を計画しています

左の写真はかつての教科書です。今の市役所近くに在った越ヶ谷学校の生徒が使ったものです。いつ頃の、何歳の子どもを対象の教科書と思われませんか？ 本文には「凡そ(おおむね)地球上の人類は五つに分かれていて、亜細亜人種、欧羅巴人種、高来入種、亜米利加人種、並南利加人種である」と書かれてあります。

明治5年(1872年)、わが国で近代教育の制度「学制」が頒布され、翌年には市域でも越ヶ谷学校や船渡学校、進文学校など20余りの学校が設立されました。それらは何度か統廃合を経て現代の越谷市立小学校となっています。中でも8つの小学校は開校から150年になります。そこで「市内小学校開校150周年記念展示」を計画しました。その【第一部 近代学校の誕生】を3月10日(金)～28日(火)にレイクタウンの旧東方村中家住宅で開催します。市域に残る史料を用いて越谷から見た近代教育の姿を紹介しながら、現代や将来の世の中について考えてみたいと企画しました。左の教科書は明治7年(1874年)発行、と企画しました。この頃の教育が目指したことも、



下等小学(6～9歳児)で初めて習う「小学読本 巻一」の最初のページです。

【第二部 終戦前後の変革】では第二次世界大戦末期～終戦後の学校の様子を、市内諸学校の史料を中心に紹介します。(8月頃予定) さらに【第三部 近代学校の夜明け前】では第一部の明治期の学校が市域にたくさん設立された背景―江戸期末期の寺子屋の様子をご紹介します。(11月頃予定) 開催時期や場所は広報でお知らせする予定です。

古民家だより

No. 53

令和5年(2023年)3月29日(水)
越谷市教育委員会 生涯学習課

「春の鶯 紅うらぬの花 下照る壁に出で立つ乙女」(万葉集) 屋外では少し様子を見ながらマスクを外してみることが出来るようになってきました。今の時期はいろいろな春の匂いがします。植物ばかりではなく、雨にさえも季節の香りがするようです。年度末、区切りの時期になりました。

まだ電氣や鉄道がなかった時代

今年度は久しぶりの2つの中村家住宅への小学生社会科見学や町探検が揃えました。延べ12校でした。(その内、市外から3校)施設の説明や民具体験を同じように行っても、児童たちの感じ取り方や表現は実に多様で、我々職員も大いに勉強になりました。これまでも、「古民家だより」では今年1月までのその様子をご紹介してきましたが、2～3月に3校の来館がありましたので、今号ではその様子を報告します。草加市立長栄小学校、越谷市立大間野小

そこに“ない”ものを想像したら...

このような質問が出る度に、「なぜ、そんな疑問を持つことができるのだろう」と逆に尋ねていきます。電氣や鉄道がなかった時代... についての質問です。

A：火のない時代はあったのですか？ (西方小)

「昔の明かり」体験では電氣が通る前、およそ100年前までの照明(火)を用いてきたことを学びました。これはその後に出た質問です。人類が火を使うようになってから数万年と言われていますが、人類はそれよりもずっと前から出現していたので、こんな疑問が起きたのでしょう。このように考えると、火が果たしてきた役割はとて大きいものですが、現在の私達の日常生活で火を見るのが非常に少なくなってきました。児童のこの疑問は大人が見逃してしまっている人間の在り方を見直させるヒントになるかもしれません。

B：電氣が通ったのに、なぜテレビがなかったの？ (西方小)

課の職員が自分が生まれた時にはすでに電氣は通っていたが小さな子供頃はまだテレビがなかったと話したことへの質問でした。この職員の体験は団塊の世代、またはそのすぐ後の世代くらいまでの人は実体験としてありますが、児童はもとよりその親御さんの世代でも生まれた時にはすでにカラーテレビも電氣洗濯機もエアコンも、様々な家電製品が家庭には普及していたので、このような疑問が湧いたのです。

多種家電機器は一度に開発・発明されたのではなく、徐々に行われました。それだけでなく電氣それ自体、普及には地域差がかなりありました。越谷市域での電氣普及は早い地域と遅い地域とは10年以上の時間差がありました。このような時間差の中で営まれていた生活、学校での活動はどういう状況だったのでしょうか。

C：寒い時にはどのように温まっていたのですか？ (大間野小)



行水(あんか)

電氣がなかったとすればファンヒーター、エアコン、電氣こたつ、電氣毛布等々は無いので、寒い冬をどのように過ごしたのが疑問に思ったのでしよう。越谷市オンドルやベアチカ、暖房のように部屋全体を温めるような物はなく、部分的に暖をとる火鉢などでして、「電氣はなくてもこたつはあったよ」と言うと、「えっ？！」という顔。こたつの床で火を焚いたことを知って驚いた様子でした。

D：時間はどのようにみていたのですか？ (大間野小)

近代になって太陽暦に改められてからはゼンマイ式の時計が徐々に家庭の中でも使われるようになりました。明治初期にまだ電氣が通ってなかった学校では、授業の開始や終了を鐘(ベル)や時計(笛)で知らせていました。



学校小鐘
林小鐘
学校所蔵

時刻は太陽や月の運行をもとに定められますが、明治以前は十二支などを用いて幅のある時刻表示でした。お昼の12時を「午の刻」と表したことを言うと、児童の中から「午前と午後！」という声がありました。

E：洗濯はどうやってしていたのですか？ (大間野小)

電氣洗濯機がなかった時代、洗濯は手で行うよりほかにありませんでした。たらいや洗濯籠を使って行ったわけですが、時には足で踏んだり大きな石に打ちつけたりもしたようです。2つの中村家住宅には電氣がなかった頃に水を汲んだ井戸があったのですが、今はありません。

古民家からの学び

中村家住宅についても様々な発見や疑問があったようです。

F：主屋の周りにたくさん木があるのは、なぜですか？ (大間野小)

大間野町旧中村家住宅の前庭に集まった時に感じたことでしょうか。新しい住宅地では高く大きな樹木が家の周囲にあることが多いありません。特に北西側にそれが多い理由は季節に関係していることを伝えると、児童たちは冬のガラッ風に気づいたようでした。

G：板戸のいくつもの穴は何ですか？ (西方小)



節穴のことです。建物の案内では特に触れなかった部分でしたが、何人もの児童が不思議そうに見ていました。人が開けた穴と穴と思ったようです。『あ、こういうのも現代住宅では見られないんだ』と、私共も認識を新たにさせられました。

ある朝、開扉準備をしていた旧東方村中村家住宅の職員が面白い現象を発見しました。右の写真です。晴天で空気が乾燥していたその日、外の建物(管理棟)が障子に逆さまに映っていたのです。ピンホールカメラの原理で節穴を通して映されていたのです。思いがけない節穴のプレゼントでした。



外の風景が障子に逆さまに

H：中村家住宅にはなぜベランダがないのですか？ (長栄小)

一見すると2階建てのように見える中村家住宅。2階から屋外に張り出していることが多いベランダがここにはないことに気づいた児童の質問でした。伝統的日本家屋には現代のようなベランダではありませんが、縁側などはベランダの要素が含まれているようです。

I：屋根の上の方が彼のようになっているのはなぜですか？ (長栄小)



式台付玄関屋根の懸魚(大間野町旧中村家住宅)



主屋の棟の青海波(大間野町旧中村家住宅)

まさに彼を表していて、「青海波」といいます。屋根は他にも雲やへびなど縁のある意匠が用いられています。家が発展することや火災に遭わないことを祈念したものでしょう。

今号で取り上げたこれらの質問は、体験・見学中には直接確認しなかったことです。一通り学習が終わった時に前庭に集まった時に

旧東方村中村家住宅で開催の「市内小 学校開放150周年記念展示 越谷から見た近代教育」『第一部 近代教育の誕生』には多くの方々が出席していただき、大変感謝しています。この様子は次号でご報告させていただきます。

行水(あんか)

防災フェス展示資料

開催日：令和4年6月4・5日開催

会場：旧東方村中村家住宅

1

近代前半の主な疫病流行

数字：その番号のパネルに関連資料があります。

西 暦	和 暦	コレラ	天然痘	チフス	赤 痢	ペスト	流行性感冒	市 域 の 様 子	備 考
1877	明治10	■							西南戦争
1878	11								
1879	12	■3(1)						県、地方衛生会設置	
1880	13								
1881	14								
1882	15	■							
1883	16								
1884	17							町村、衛生会設置	秩父事件
1885	18	■	■						
1886	19	■	■					県、衛生組合規則制定 町村、衛生組合結成	
1887	20		■						
1888	21								
1889	22							市域は2町8村になる。	大日本帝国憲法発布
1890	23	■						大水害	
1891	24								
1892	25		■	■					
1893	26		■	■					
1894	27		■	■					日清戦争
1895	28	■							下関条約
1896	29		■	■	■3(1)			水害発生	
1897	30		■	■	■			祭礼、供養、興行、盆踊り禁止4(3)	伝染病予防法
1898	31		■		■	■		県、社寺に仮隔離病舎設置指示4(1) 水害発生	
1899	32		■		■	■		仮隔離施設が設置される。 東武鉄道開通 越ヶ谷町大火	
1900	33				■	■			
1901	34				■	■		衛生講習会(天獄寺)	
1902	35	■							
1903	36								
1904	37				■	■			日露戦争
1905	38				■	■			ポーツマス条約
1906	39								
1907	40				■	■			
1908	41		■						
1909	42								
1910	43							大水害	韓国併合
1911	44			■					関税自主権回復
1912	大正元年			■	■				
1913	2			■	■			越ヶ谷・大沢地区隔離病舎建設	
1914	3				■				第一次世界大戦
1915	4			■	■	■		蒲生村外二ヶ村組合隔離病舎落成4(2)	同 上
1916	5	■			■			大袋村外二ヶ村組合隔離病舎建設	同 上
1917	6								同上 ロシア革命
1918	7						■2、3	いわゆる“スペイン風邪”の世界的大流行	同上 シベリア出兵 米騒動
1919	8						■2、3	同 上	ベルサイユ条約
1920	9	■					■2、3	同 上	

この年表は市域(旧2町8村)の状況を中心に概観したものです。

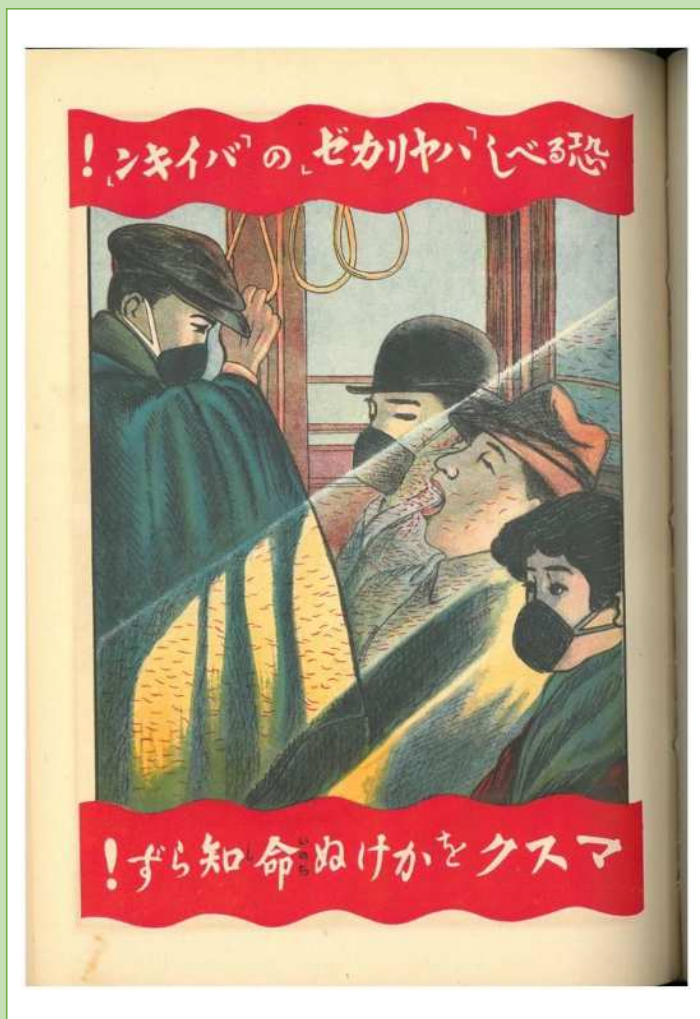
これを見ると伝染病が発生しなかった年の方が少なく、複数の疫病が流行した年も何度もありました。また流行までには至らなくても、これらの疫病は毎年のように発生していました。現代よりも医療設備が発達していなかった時代、人々はどのように取り組んだのでしょうか。後のパネルで、越谷市で保存している資料を中心にご紹介していきたいと思います。

【参考文献】

- ・越谷市近現代資料
- ・「越谷市史 二(通史下)」
- ・越谷中新田の産社祭礼帳
(越谷市指定文化財)
- ・埼玉県警本部編「埼玉県警察史」
- ・内務省衛生局「流行性感冒」
(平凡社 大正11年刊行の翻刻版)

他

2 大正時代のポスター



国立保健医療科学院図書館所蔵

内務省衛生局著「流行性感冒」(1922年3月)

このポスターは1918年(大正7年)～1920年(大正9年)に、インフルエンザが世界的^{パンデミック}大流行となった際に制作されたものです。人々が個々にとれる対策がわかりやすく示されていますが、それは現代のものと基本的に変わらないようです。

この時のインフルエンザはいわゆる“スペイン風邪”と称されました。当時は第一次世界大戦の最中であり、参戦国は情報を出来るだけ出さないようにしていましたが、中立国だったスペインが早々に情報発信したのでこの名称が用いられるようになりました。

3 感染の状況

出典：内務省衛生局「流行性感冒」（東洋文庫）、「病気の世界史」（NHKブックス）、「越谷市史 二」、「越谷市近現代資料」、「埼玉縣統計書」等

(1) 罹患者数

明治12年(1879年)コレラの流行

- 全国の感染者＝105,786人
- 全国の死者＝8,027人 (7.6%)
- 埼玉県感染者＝635人
- 埼玉県死者＝366人 (57.6%)

当時は土葬がまだ多かったのですが、コレラ死の人は火葬にすることが求められ、時には警察官が立ち会って火葬にすることもあったようです。そのため警察官が怨まれたこともあったそうです。

明治29年(1896年)赤痢の流行 【桜井村(人口2,646人)の例】

この年の村人の病死者80人 → この内、赤痢で15人(内、子供が10人)
他の感染症(結核など)での死亡6人

この年は水害も起こり、市域全体が疫病におびえました。当時、結核は“死の病”として恐れられましたが、この年は赤痢による死亡がかなり上回りました。しかも子供の犠牲が多かったのです。

100年前のインフルエンザ(スペイン風邪)の流行

人口(大正6年末現在) 埼玉県＝1,394,582人 全国＝57,190,355人

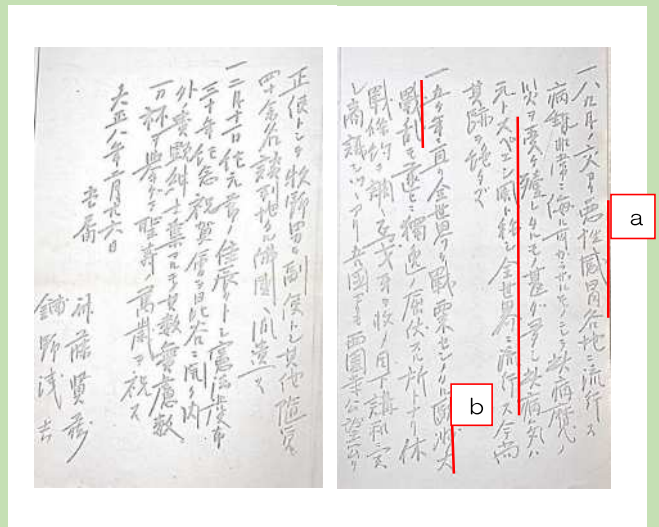
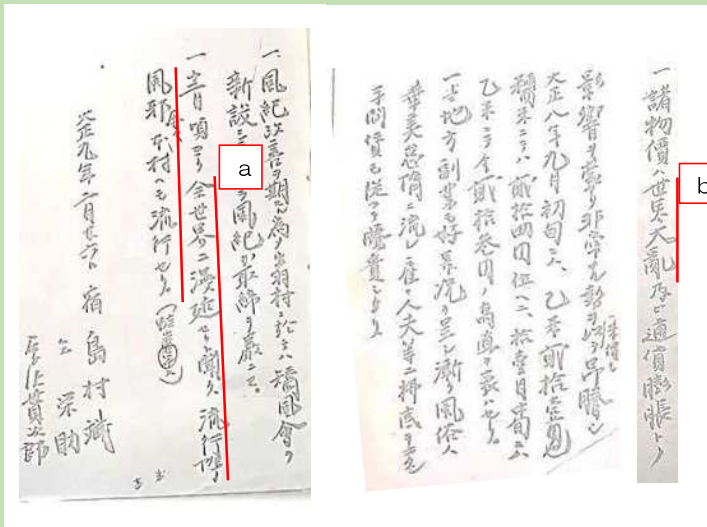
		第1回流行期	第2回流行期	第3回流行期	計
流行期間		大正7年(1918)8月 ～大正8年(1919)7月	大正8年(1919)10月 ～大正9年(1920)7月	大正9年(1920)8月 ～大正10年(1921)7月	3か年間
埼玉県	罹患者数 (人口に占める%)	799,925 (57.4)	42,548 (3.1)	5,477 (0.4)	847,950 (60.8)
	死者数 (罹患者に占める%)	10,065 (1.3)	3,029 (7.1)	89 (1.6)	13,183 (1.6)
全国	罹患者数 (人口に占める%)	21,168,398 (37.0)	2,412,097 (4.2)	224,178 (0.4)	23,804,673 (41.6)
	死者数 (罹患者に占める%)	257,363 (1.2)	127,666 (5.3)	3,698 (1.7)	388,727 (1.63)

1918年3月にアメリカの陸軍基地から感染が起こって広まったとされるこのインフルエンザは、第一次世界大戦やシベリア出兵で大規模な人の移動があり、しかも軍事機密上のこともあって情報が十分に伝達されず、瞬く間に全世界に広がりました。

世界の感染者数は人口の30%、約5億人と推定されています。この内、死亡した人は5,000万人～1億人と言われています。(第一次世界大戦の死者は約1,600万人) ワクチンも開発されて紡績工場寄宿舍の女子工員への接種も行われましたが、効果は期待されたほどではなく、流行収束は集団免疫の獲得だったという説もあります。

(2) 村の様子

① 「越巻中新田の産社祭礼帳」(越谷市指定文化財) [a]=インフルエンザ(スペイン風邪) [b]=第一次世界大戦



大正8年(1919年)の出来事

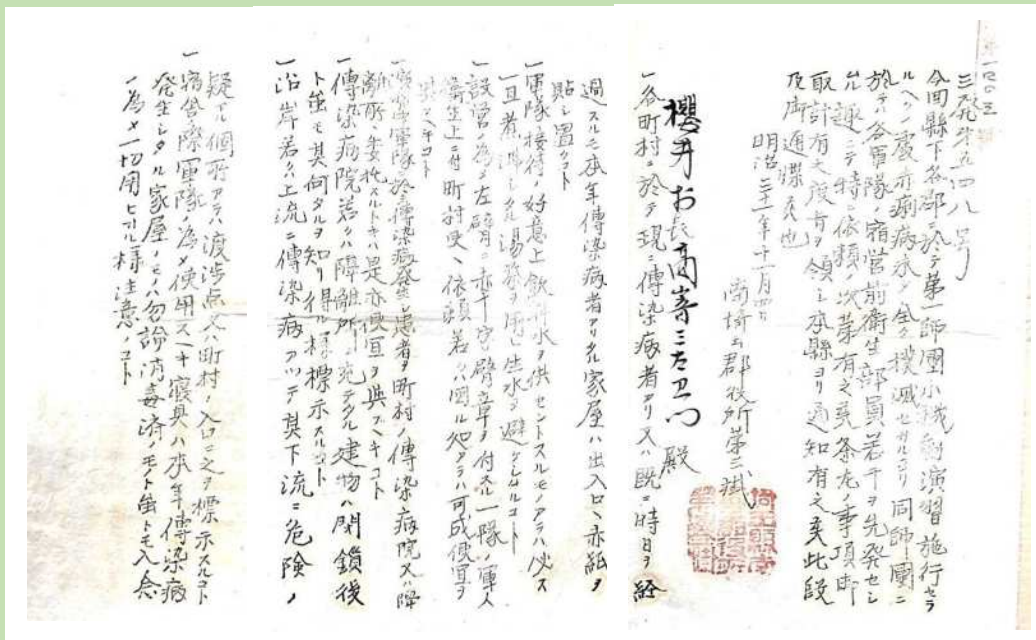
前年のシベリア出兵と世界大戦後の物価高騰のことと、村にも強烈なインフルエンザが流行している様子が記録されています。この「祭礼帳」は承応年間(江戸時代前半)からの村の記録で、今なお続けられているものです。

大正7年(1918年)の出来事

悪性感冒(インフルエンザ)は「スペイン風邪」と言われて全世界に広がったことが記録されています。また欧州大戦乱(第一次世界大戦)は独逸(ドイツ)の屈服によって終結したことが書かれています。

② 疫病流行と軍事演習

越谷市近現代資料 明治31年(1898年)



明治31年(1898年)11月、県下で陸軍第一師団の演習にあたって、郡役所から各町村に通知された文書です。この年は赤痢のほかに天然痘やペストの流行がありました。この状況下の軍事演習は伝染病感染と拡大のリスクが大変大きいものでした。

そのため、この年に伝染病患者が発生した家の戸口には赤札を貼ることや、兵士へ提供する飲料水は煮沸したものにするなどを指示しています。現代では考えられないことです。

この時期にあえて軍事演習を行う理由は、①稲刈り後なので農地を演習場にできること。②この当時は日清戦争の後で、ロシア帝国との緊張が高まっていた時期だったことが挙げられます。

4 施策と人々

(1) 産みの苦しみ・・・病舎の建設

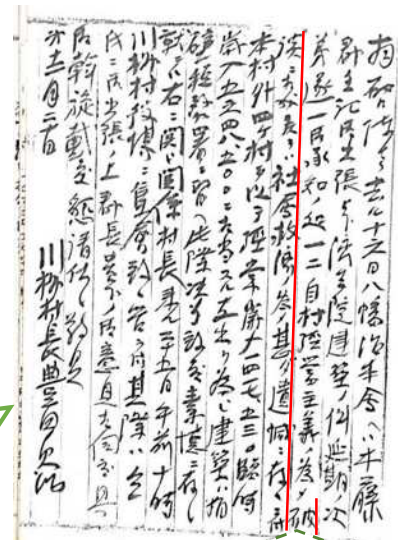
社寺境内に仮隔離病舎設置の指示

明治31年(1898年)に郡役所から各町村に通達されました。この年は天然痘、赤痢、ペストが流行しましたが、隔離専用の施設がなかった時代には寺や神社の境内に仮施設が作られました。市域南部ではこの計画に反対する請願が行われました。

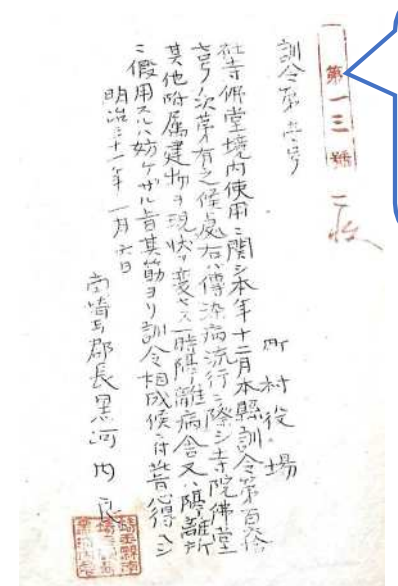
計画の断念

明治44年(1911年)、川柳村長が中心となって7ヶ村共同の隔離病舎が計画されましたが、7ヶ村が歩調を合わせる事が困難となり、せめて4ヶ村で建設しようと呼びかけた文です。結局はそれも実現できませんでした。

当時、1つの村での病舎建設は財政などの面で非常に困難だったので、複数の村による建設が計画されたのです。



(赤線部)
「破談ニ相成候テハ社会救済ノ為メ甚ダ遺憾ニ存候ニ付」と思いを述べています。

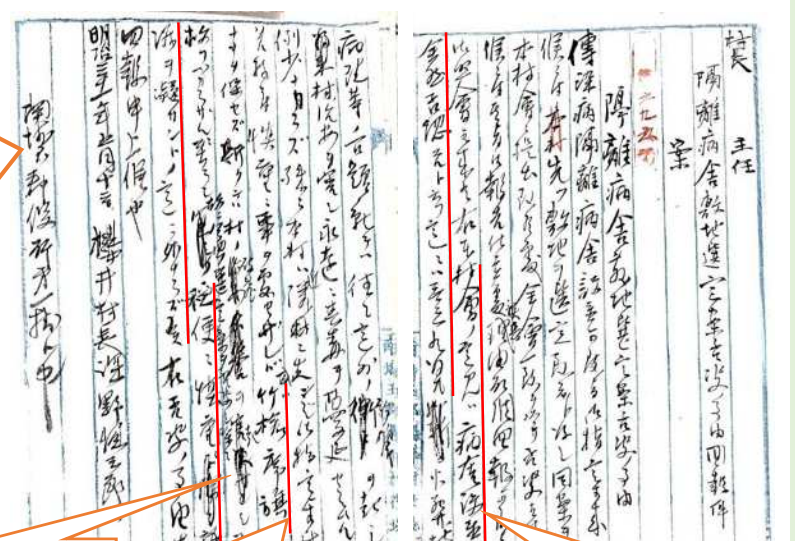


「隔離病舎敷地選定案否決ノ事由」

明治31年(1898年)

これは病舎敷地選定について県(郡)からの再三の問い合わせへの回答案を、村の幹部が協議した案文です。

この地域では様々な困難を乗り越えて、大正5年(1916年)に大袋村、新方村、桜井村の組合隔離病舎が建設されました。



「穏便に慎重に熟議を凝らしたいという意味です」

「本村は近隣に先んじて取り組んでいるので、(もし強行すれば)竹槍や蓑旗を持ち出す事態にもなりかねない…」

「病舎設置について否認する気持ちはありません」

土葬から火葬へ 明治31年(1898年)

この年の10月7日付で、県(郡)から各町村に伝染病死者の火葬状況を報告させる文書が届きました。この史料は桜井村から提出された報告書(控)です。次のことが記されています。

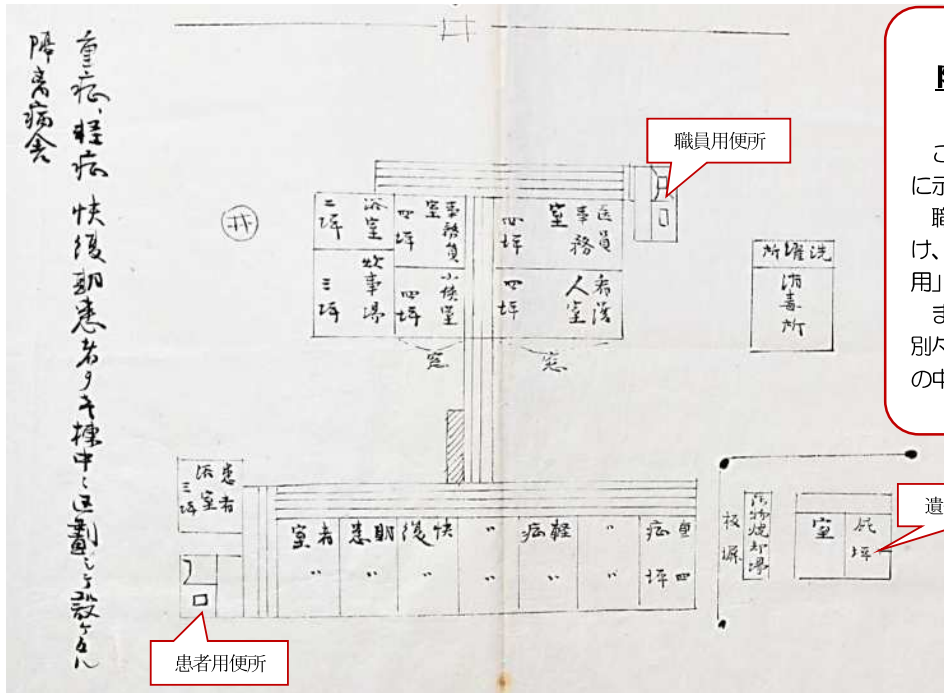
- *赤痢病患者数=10人 内、死亡者数=6人
- *火葬の村費負担額=91円50銭 患者家負担額=109円50銭

疾病の性質上、村から火葬費用の一部(約45%)を支出することで火葬を奨励しようとしたのでしょう。また、都市部では墓地が狭くなったことも一因でした。

この後、桜井村では火葬場敷地選定にも苦労しました。蒲生村では隔離病舎近くにその敷地を確保しました。両村とも大正期に入ってから建設となりました。

赤痢病患者数	拾人(死亡者六人)
全費負担額	九百九拾五圓
火葬費負担額	九拾五圓
患者家負担額	一〇九圓五拾銭
火葬場敷地	大袋村
火葬場敷地	新方村
火葬場敷地	桜井村

(2) 病舎の建設計画



隔離病舎モデル間取り図

明治31年(1898年)

これは南埼玉郡から病舎建設見積もり案と共に示された間取り図です。

職員が詰める管理棟と病室棟との間隔をあけ、病室は「重症者用」、「軽症者用」、「回復者用」に区別されています。

また、便所(トイレ)は職員用と患者用が別々になっています。右下の部分には別の囲いの中に遺体安置棟があります。



蒲生村外二ヶ村組合隔離病舎落成

大正4年(1915年)8月12日

蒲生村、大相模村、川柳村の組合隔離病舎落成を記念して撮られた写真です。ようやく念願の病舎が建設されました。これは平常は閉じていて、関係村落に伝染病患者が発生するとここに収容されて治療を受けました。医師や看護婦(看護師)は臨時で雇われました。

写真中央部に夏用制服でサーベル(洋剣)を携えた人が複数写っています。この人々は警察官です。戦前、政府の機関に「内務省」という役所がありました。戸籍や治安維持に関した業務を中心に、昭和13年(1938年)に厚生省が分離独立するまでは伝染病に関する仕事もしていました。

エコウィーク展示資料

開催日：令和4年10月1・2日開催

会場：旧東方村中村家住宅

はじめに

昭和62年（1987年）の調査によれば、市域には15棟の茅葺き住宅が報告されています。（『越谷市草葺民家調査報告』日本工業大学建築史研究室 昭和62年3月）現住の茅葺きの家は今ではほとんど見られなくなりましたが、この屋根の特長からは現代や将来に考慮しなければならないいくつかの示唆があるように思えます。



「旧東方村中村家住宅」は越谷市域で最も古い住宅とされています。（当館リーフレットをご参照下さい。）寄贈後はかつての「見田方遺跡公園」に移築されました。これはその頃の写真です。

当住宅は5つの棟を持つのが特徴で、近世の名主の家の様式を有しています。

この写真は、上の写真赤○の部分を下から見た軒の様子です。



かやぶ 茅葺き屋根のこんな疑問

- Q1：この屋根の材料・茅（萱）って何？
- Q2：どうやってこんな姿になるの？
- Q3：草なのに雨漏りしないの？
- Q4：現代の住宅とどう違うの？

これらの ^{はてな}？ に、後のパネルでお答えします。

(1) 「茅」という植物

「茅」は固有の植物名ではなく、イネ科の植物の総称です。

「萱」、「葭」とも書き、葦（よし または あし）、ススキ、
荻、おぎ 荻安、かりやす スゲ、チガヤなどが含まれます。

温帯から冷帯の広い地域に分布し、特に台地や山地にはススキ、河川や湖沼にはヨシ、オギなどが多いようです。

茅、葦などは古来建築材としてだけでなく、歌に詠まれたり染色の材料にもなってきました。

（『埼玉の草屋根葺き』（埼玉県立民俗文化センター 1997年）などより）



冬の茅場(渡良瀬遊水地): 茅は人の背丈以上あります

(2) 茅場

民家には必ず必要だった茅を安定して確保するために、あちこちに茅場がありました。市域は低地にあるため、川に沿って存在しました。かつての絵図や地図にそれが見えます。屋根葺き用に適した茅を育てるために、次のような管理が大切でした。

- ◆越冬した古茅や雑草・雑木が混在したものは不可。
- ◆肥沃な土地の茅は太くて柔らかいので屋根材としては不適。そのため、腐葉土となる枯れ葉や落ち葉を取りのぞく。
- ◆夏：蔓や雑草などを刈る 晩秋～早春：茅刈り 3月後半：野焼き

現在の市役所
辺り

瓦葺根村茅場

溜井の堰
今のしらこぼと
橋付近

現在の市役所
辺り

日光道中

江戸時代の瓦葺根溜井の絵図
（『八潮市史史料編近世II』掲載 個人蔵）

日光道中

迅速測図越ヶ谷駅及大澤町近傍 明治13年(1880年) (国土地理院)

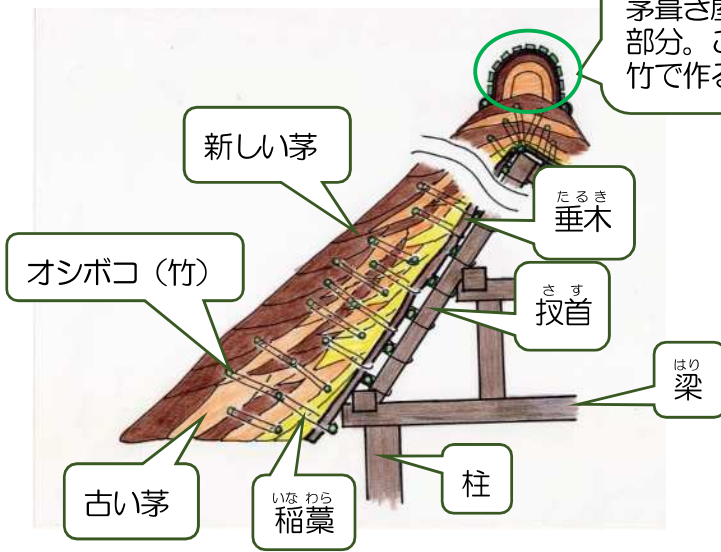


早春の溜井

写真中央対岸側に茅場がありました。現在は左側に葦原が見えます。右端は石堰があった辺りで、今はしらこぼと橋があります。

2 茅葺の屋根

(1) 構造



屋根の一番下に稲藁^{いなわら}を葺き、その上に古い茅^{かや}と新しい茅を交互に葺きました。葺いた茅の厚さは60cmにもなりました。藁や茅の層と層はオシボコ^{おしぼこ} (竹) で挟むようにして縄で結わえました。この作業で縄を通す際には竹槍のような「ハリ」を用いて、まさに縫うようにしました。

(2) 作業工程 (旧東方村中村家住宅の場合)

当住宅が寄贈後にかつての見田方遺跡公園に在った時に
行われた屋根の葺き替えの状況をご紹介します。

- ◆時期・・・昭和62年(1987年)1~2月
工期(実働期間)25日
- ◆作業人員・・・茅葺き専門職6名、補助員6名
- ◆使用材料・・・茅:10000束、稲藁^{いなわら}:6000束
荒縄:60束、杉皮:30束、竹:41束
針金:15kg、他

① 茅の分類

長めで堅いものと短めで柔らかいものに分けて束ねます。



② 古い茅を剥がす作業

それまでの茅を取り去った後の主屋の屋根。



茅を取り去った後、主屋内部から見た屋根。太い梁や桁、小屋組み、垂木などの構造物が見えます。



③ 屋根の下の方から葺いていく

最初に軒端（屋根の下部）に稲藁を葺きます。



予め束にしておいた稲藁を、荒縄で固定していきます。



④ 茅を固定していく

荒縄を付けた竹の「ハリ」を内部に差し入れます。
屋根裏にいる別の人が受け取り、差し替えます。



屋根裏から差し替えされたら、オシボコで挟むようにして荒縄で縛ります。



⑤ 茅の状態を調整する

葺いた後、「ガンギボウ」という道具で茅を整えていきます。



⑥ 棟（グシ）を作る

棟（グシ）は屋根の峰の部分です。旧東方村中村家住宅には5つの棟があり、それぞれにグシが形成されています。（当館土間のジオラマをご参照下さい。）



屋根の峰（棟）でグシの基礎を作っています。



予め作っておいた「枕」を入れて、その上に杉皮などを被せ、竹を設置します。



裂いた竹を等間隔で被せ、丸竹を両側から渡して挟み込み、針金等で縛ります。

⑦ 整形

^{はさみ}鋏を使って、屋根の上から下へと整えていきます。既成の図面はありません。その屋根に合わせて整えていきます。屋根全体を見ながら数人で整えるのは、とても難しい作業です。

完成した全体像を、最初のパネルでもう一度ご覧ください。



使っているのは植木鋏に似た鋏です。屋根全体を見ながら整えていきます。



屋根に取り付けた足場の横木を外しながら、上から下へ刈っていきます。

3 茅葺き屋根の特質

(1) 品格ある軒反り^{のきば}

右の写真は式台付玄関の屋根です。軒端が軽く反っています。これは「軒反り」という古代寺社建築の意匠を受け継いでいるものです。この曲線は鋏だけで作られます。この感性と技術を、茅葺き職人の方々は日々磨いています。



(2) 雨漏りしない仕組み



十分に乾燥させて堅くなった茅同士の間わずかな隙間に、雨水が保たれます（毛管現象又は毛細管現象）。さらに屋根の勾配（傾き）が45度くらいで急なため、その雨水は下方に流れていきます。

(3) 茅葺き屋根の長所と短所

【長所】**吸音性、断熱性、保温性、通気性**に優れています。

【短所】**火に弱い**ことです。

(4) 土間に天井がない理由^{てんじょう}

部屋に天井が張られたのは客間です。住人の居住スペース、納戸（寝所）や茶の間（板の間）には天井が張られなかったこともあります。そして土間は基本的に天井はありません。見上げると屋根の裏側が露出して見えます。土間には竈、板の間には囲炉裏が設えてあり、火を燃やしました。この時発生する煙は屋根の内側に広がって、害虫を追い出したり煤で雨漏りを防いだりしてくれるのです。

おわりに・・・

茅葺き屋根の家が伝えていること



南側から撮った写真です。敷地の北西には背の高い樹木が屋敷林としてありました。冬の北風や夏の強い西日から守る役割をしました。落ち葉や枯れ枝は焚き付けや肥料に使いました。門と建物入口の間は広いスペースで、作業をする場所だけでなく、名主を務めた家では行政の場（村人に布令を伝えるなど）でもあったでしょう。

この写真のような住宅が現代住宅と異なるのは次の点です。

◆“孫・子の代まで”使えるように考えられた造り。

短くとも100年、できれば150年以上保たせられるように造られています。それは今のよう
に物資の大量生産が十分ではなかったことや、三世代以上の同居が当たり前だったこともあるで
しょう。

◆建築材のほとんどは植物由来。

- ・建物の骨格材（柱、梁、桁、敷居、鴨居 等） ・屋根の部材（垂木、棟木、隅木、葺材）
- ・壁の中の材（竹、縄、藁） ・建具の紙（楮、ミツマタ）

→2つと同じ材料はないので、一つ一つの材の特徴を把握して適材適所で用いています。

→使えなくなった部分は補修、リフォーム→再利用と廃棄。廃棄物は焼却して灰を肥料にする。

◆軒の深さが場所・方位によって異なる。

雨や日差し、風の通りを現代よりも考慮して造られています。

以上のことから・・・

★自然の営みの循環や社会の状況を考えて建築されています。

市内小学校 150 周年記念展示

「『越谷から見た近代教育』

第一部 近代学校の誕生」

開催日：令和4年10月1・2日開催

会場：旧東方村中村家住宅

2 明治初期の教科書

(1) 昭和以降の教科書との比較

何歳用の教科書でしょう…



『小学読本 巻一』

明治7年(1874年)文部省

(越谷市教育委員会所蔵)

「凡地球上の人種は五に分れたり。亞細亞人種、歐羅巴人種、馬來人種、亞米利加人種、亞弗利加人種、是なり」とあります。この教科書は6歳用でしたが(配布資料をご参照下さい)、越谷市所蔵のこの教科書表紙には子供の筆跡で「四級生」(8歳または12歳)と書かれてあり、他の年齢でも使われたようです。いずれにしても当時の人々にとって新鮮な内容だったようで、北海道教育大学附属図書館HPによれば、冒頭の文は「酒屋や魚屋の小僧までがそれをさえずった」と言われたようです。



現代の小学1年生用『国語』教科書の初めのページには、海や野原が見渡せる丘で子どもたちがのびのびしている絵に「さあ、いこう、ひろい、せかいへとびだそう」と呼びかけの言葉が記されています。その時代の様子や目指したことの一端が教科書にも表れています。

『小学国語読本 尋常科用 巻一』

昭和8年(1933年)文部省

(国立教育政策研究所教育図書館蔵)

絵のカラー刷りが行われるようになりました。最初のページがきれいな桜のことだったので、『サクラ読本』と言われた教科書です。このあとのページには兵隊について書かれた個所もあります。中国東北部(いわゆる旧満州)での戦争が始まった頃でした。



教科書編集の苦勞

編集者・田中義兼の文(『小学読本』裏表紙)(越谷市教育委員会所蔵)

【現代語の要約】

私が師範学校を創立する際に、小学校教科書が乏しいことに悩んだ。適切な内容だろうかと思いながら様々な書を抜粋したり訳したりして、試しに家僮(家事を行う雇人)に授けたら、前日よりよく理解するようになったので、上梓して世に問うことにした…

明治初期の『小学読本』はアメリカのウィルソン・リーダーを翻訳したものです。近代教育を授ける小学校でどのような教科書を作ったらよいのか、エネルギーを費やして様々な試行錯誤をしながら編集した様子がうかがえます。

田中義兼：幕末、信濃国飯田生まれ。江戸で蘭学を学ぶ。後に上野の彰義隊に加わり、維新後には海軍操練所から文部省に転じて教科書編集に携わった。
(『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社出版局)

(2) 言葉や歴史に関する教科書

(このパネルの教科書は越谷市教育委員会所蔵)



『単語篇』

明治5年(1872年)文部省

下等小学8・7級(6歳児)用の言葉の教科書です。

方位を表す単語は「東西南北」と、従来から使われてきた十二支で表す言葉が併記されています。(乾=北西、坤=南西、巽=南東、艮=北東)

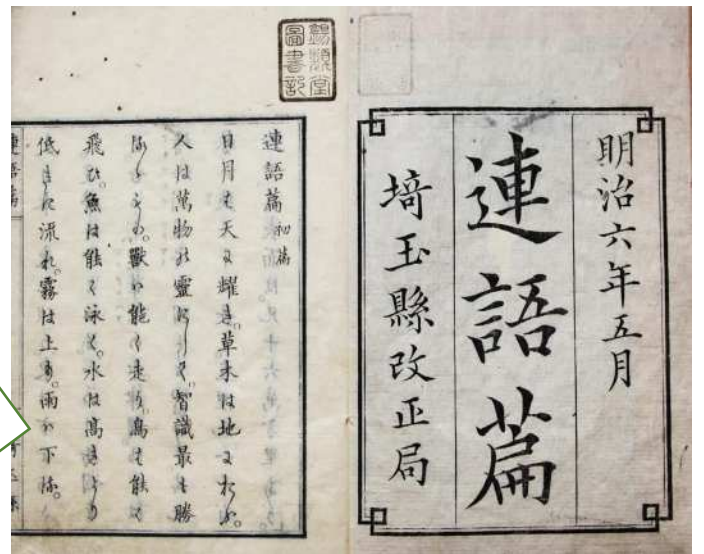


『連語篇』

明治6年(1873年)埼玉県改正局

下等小学8・7級(6歳児)用の言葉の教科書です。短い文章で構成されています。助詞の文字に用いられている変体仮名(平仮名の異体字、くずし字)は、明治30年頃までの教科書で使われていました。(変体仮名の例・・・「^{へんたいがな}そ」=「は」)

“埼玉県改正局”は明治6年に設立され、教則(教育課程)や教授法の講習などを行いました。後に埼玉県師範学校となりました。



『日本略史 卷之一』

明治6年(1873年)

下等小学3~4級(8歳児)以降で用いられた歴史教科書です。初代天皇・神武帝のことから始まっています。左下の地図はその巻末にある「神武天皇海内平定図」で、古い国名が記されています。例えば武蔵は古代前半までは「无(無)邪志」や「胸刺」の文字が充てられていました。(この地図では「无那志」とあります。)また北陸は「越」とあります。越国は後世に越前、加賀、能登、越中、越後となります。

(3) 地理や数学に関する教科書

このパネルの教科書は越谷市教育委員会所蔵です。



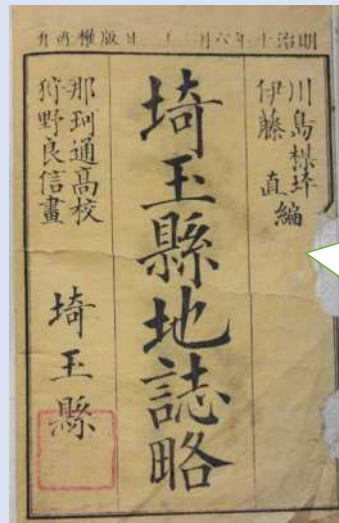
『習字本 大日本國盡』
明治7年頃 埼玉県蔵版

「下等小学 第七級科」とあるので、6歳児用の習字手本です。旧国名の文字を練習しました。この表紙には「啓明学校生徒」と持ち主の氏名が記されています。

『地理初歩』

明治11年(1878年) 文部省

下等小学6~5級(7歳児)の教科書です。「人民住居スル所ノ地球ハ、一ノ行星ニシテ、其形、^{まる}圓キコト、^{ほとん}殆ド橙(だいだい=ミカン)ノ如シ」と記述されています。地図には大陸名を記しています。



『埼玉縣地誌略』

明治10年(1877年) 埼玉県

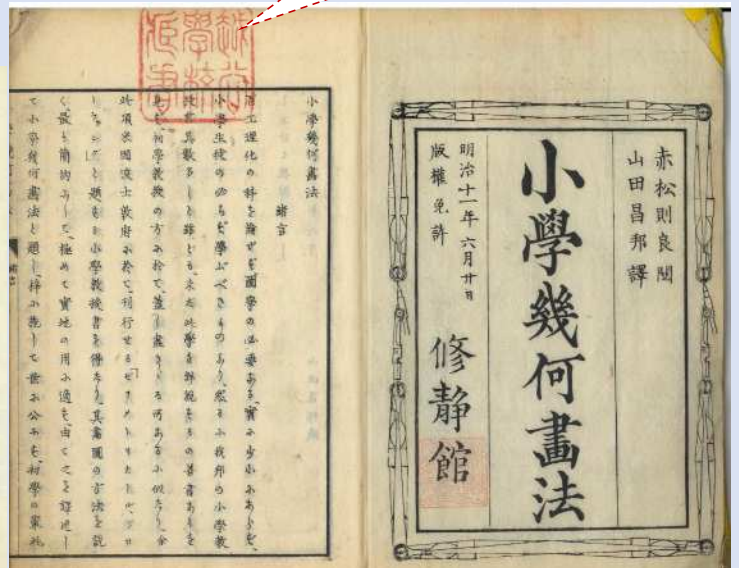
古利根川や松伏溜井について記している部分です。

「越谷学校蔵書」の印

『小学幾何画法』

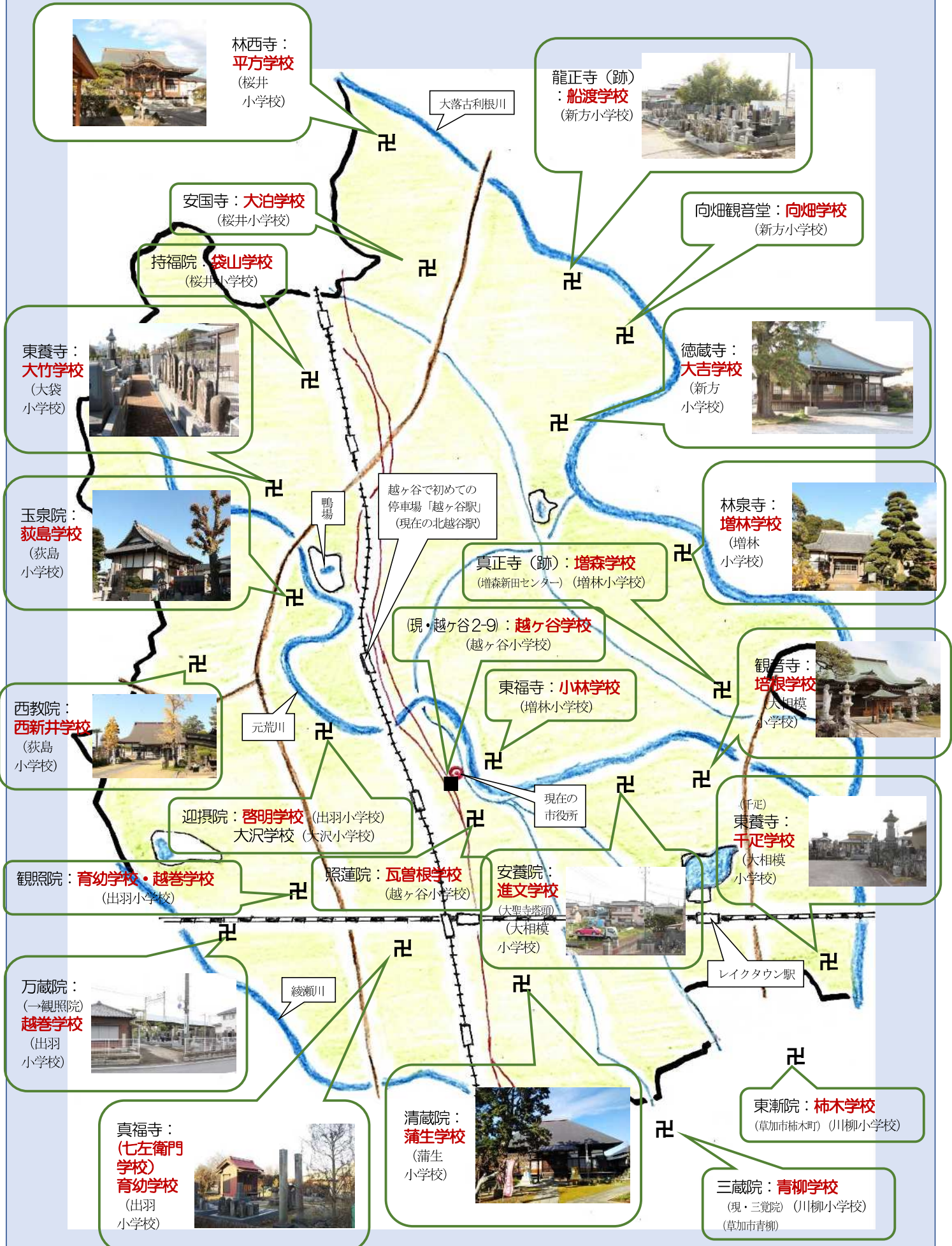
明治11年(1878年)

上等小学(10~13歳)の図形数学の教科書です。一番左のページは学習の最初のページで、「点」の定義を説明しています。



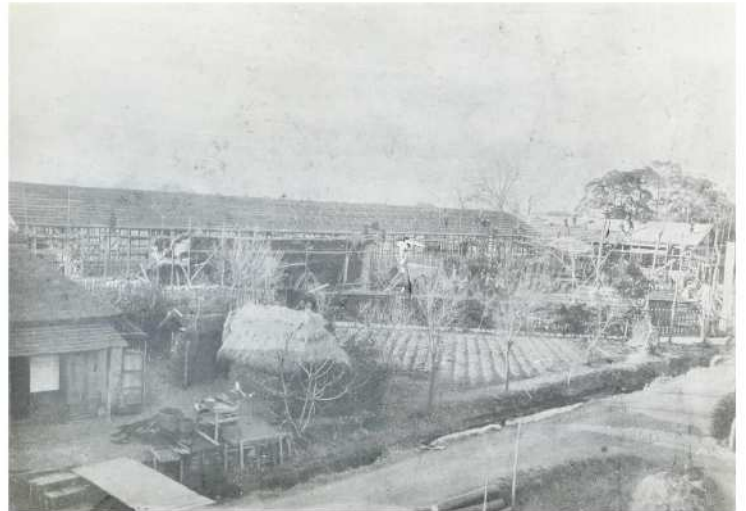
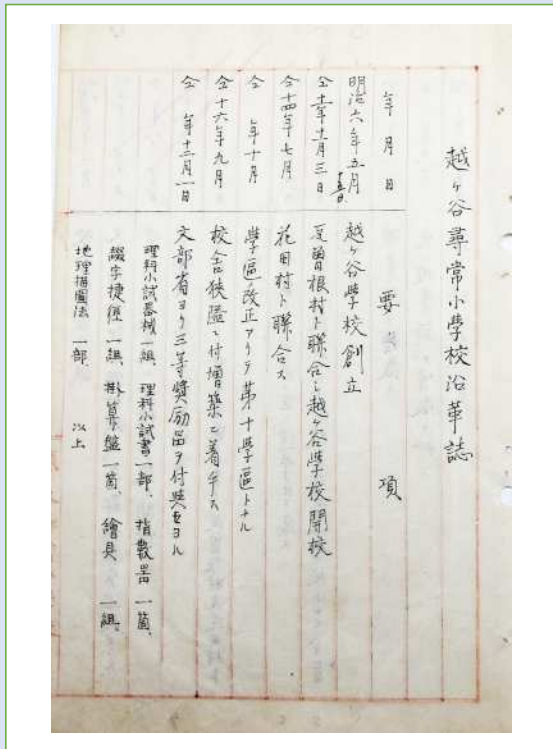
3 明治初期の学校所在

() 内は現在の小学校名



4 明治期開校（市域の学校）の沿革誌

越ヶ谷小学校

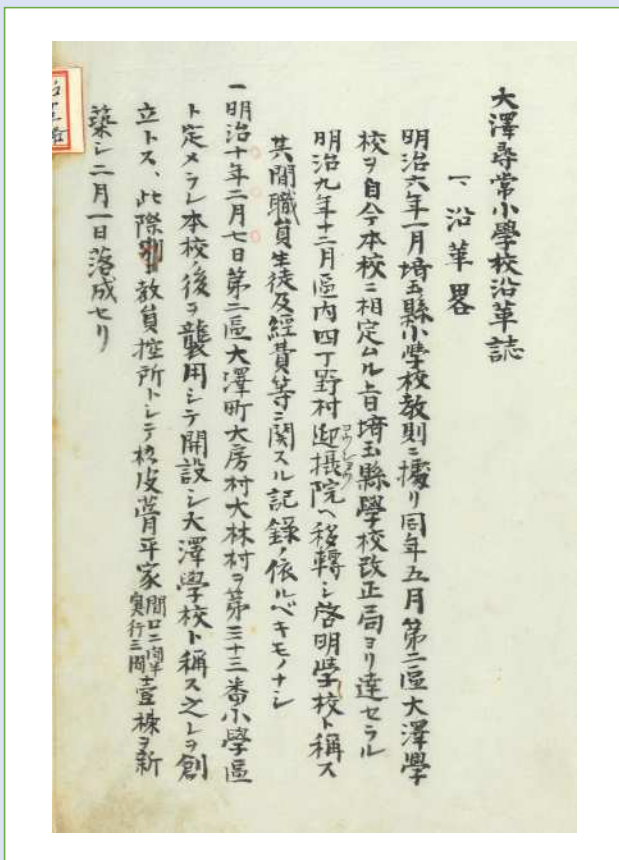


建設中の越ヶ谷尋常小学校
(明治34年(1901年)秋頃?) (越ヶ谷小学校蔵)

越ヶ谷宿の中程、元荒川土手沿いにあった越ヶ谷尋常小学校が現在の地に移転したのは明治35年(1902年)でした。これはその新築中の様子です。

(土手沿いの校舎については配布資料の5ページをご覧ください。)

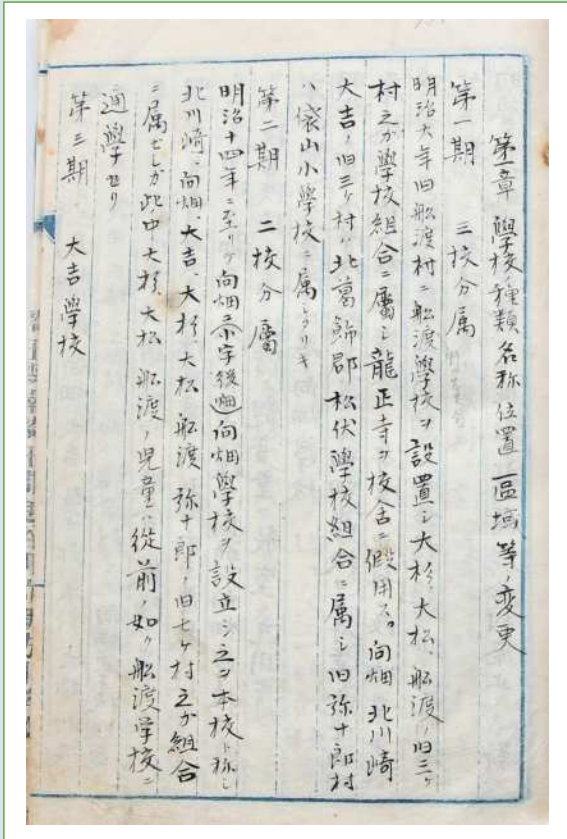
大沢小学校



尋常高等小学校時代の校旗
(越谷市立大沢小学校所蔵)

剣・鏡・勾玉(三種の神器)をあしらった意匠です。来歴を示す史料が見つかりませんが、当校の近くには宮内庁(戦前は宮内省)の鴨場があり、皇族が度々来訪された折には児童らが送迎したと関わるものかもしれません。

新方小学校

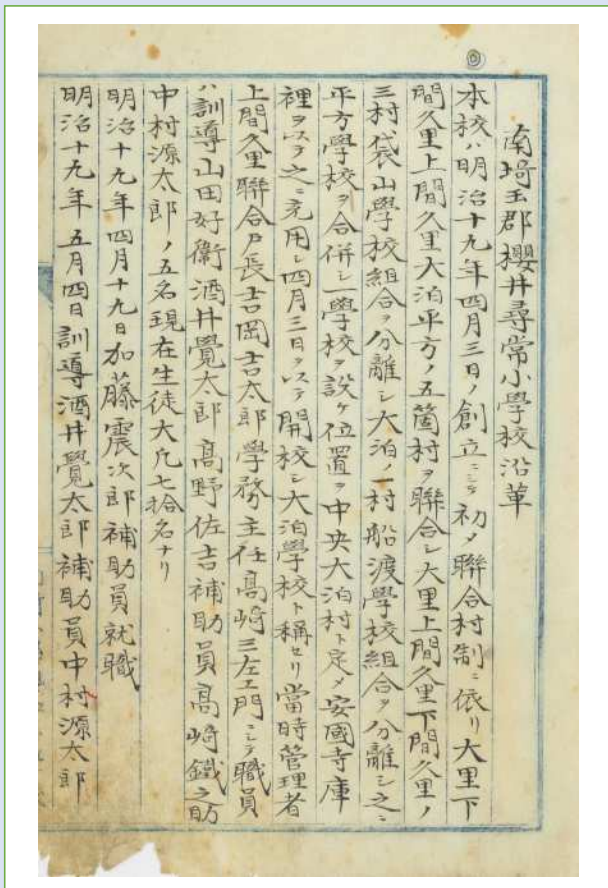


校舎正面の写真

(越谷市立新方小学校所蔵)

明治 20 年代以降に撮影されたと思われる校舎風景です。

桜井小学校



記念写真

(越谷市立桜井小学校所蔵)

明治期後半～大正初期の撮影と思われる。卒業など特別の記念だったようで、女の子は稚児髷に袴姿です。

大袋小学校

大袋小学校のうりつかわり

明治
六、四、一 大竹村東養寺に大竹小学校として開校する。
一九、二、一 尋常小学校大竹学校と改め、袋山、大林の二か村を加える。
二二、四、一 町村制となり村を字とし、大房、恩間新田を加え、大袋尋常小学校と改める。
二二、五、八 大字大竹東畑（現在地内）に校舎を新築する。（この日が後に開校記念日となる）
二二、二、二七 勸語贈本贈られる。
二五、三、七 人口等の調査行われる。
二六、三、一〇 学年試験を行う。（受験数：一四一）
二六、三、一〇 授業料の額を定める。
二六、四、八 運動場を拡げることが決まる。（約二〇〇㎡）
三三、一、九 高等校をおくことが認められる。
三四、六、四 新校舎落成する。（入学児：六九名）
三五、四、二〇 一日付で歌唱、裁縫が加えられる。
三八、二、一 校地拡がる。（約一三六㎡拡張）
四一、三、一 尋常科が六年になり、高等科がなくなる。
四二、三、一 本村に埼玉かも場ができる。
六、一、七 皇后陛下おいでになる。



修学旅行記念

（越谷市立大袋小学校所蔵）

撮影年代は不明ですが、戦前の修学旅行の様子です。背景に江の島が写っています。

荻島小学校

荻島尋常高等小学校沿革誌

明治五年學制、編布セルヤ、大字南荻島、玉泉院ヲ校舎ニ假用シテ第十番學級、荻島學校ト稱シ、大字西新井、北後谷、長萬、西教院ニ於テ児童ヲ教養シ、第十番學区西新井學校ト稱セリ、大字西島、小曾川、砂原、児童ハ隣村ニシテ高曾根學校ニ通學セリ。

而シテ明治十九年以前ノ状況ハ記録ニ微ス、キモノナケレバ之ヲ先輩ニ問ヒ、僅ニ當時ノ職名ヲ知レトヲ得タリ。即チ第十番荻島學校ニ於テ、大塚貞、最初校長トシ、半歳シテ布施施如、之ニ代リ、以テ十九年ニ至リ、其間職ヲ奉ゼシモノハ左ノ諸氏ナリ、萬原千代松、小島重太郎、三島信之助、泉吉長、宇田川

奇玉孫首奇玉郎次郎編撰 小曾川



荻島尋常高等小学校落成記念

（越谷市立荻島小学校所蔵）

大正 11 年頃の撮影と思われる。屋根の棟の両端には鯨か鵜尾（しび）と思われるものが乗っています。

出羽小学校

出羽尋常高等小学校沿革誌
一沿革略
當校ハ明治三十三年十二月一日火災ニ罹リ校舍全部焼失ト共ニ記録等々多クハ烏有ニ歸シ為ニ舊未ニ沿革ヲ詳ニスルコト能ハズ元村長井生庸造氏並ニ元教員吉田元次郎氏等ハ訖語ニ依リ僅カニ其ノ一般ヲ記述セルノミ
明治五年本村大字四丁野ニ創立セラレ校舍ニ寺院迎攝院ヲ利用シ同年十月中教授鈴木泰三
小教員吉田元次郎教師トシテ着任教授ス
明治六年塔明學校ト改稱シ田島辰五郎田口嘉吉郎等着任ス同年更ニ大字七右衛門ニ育幼學校ヲ創立シ泉寛貞外教員教師トシテ着任ス又大字越巻藥師堂ニ越巻學校ヲ創設シ竹内岡吉外教員赴任セリ



3・4年生女子 明治36年

(越谷市立出羽小学校所蔵)

12月撮影とあります。何の記念写真かは不明です。

大相模小学校

大相模尋常小学校沿革史
本校明治六年十月ノ創立ニ係リ旧名ニ培根興學校ト稱スル培根ハ元東方村ニ培根翁ト稱スル儒者アリニ學舎ヲ設ケ子弟ヲ教育シ就ニ學ガモノ有餘名及ベリ學制改革結果學校ヲ設立スルニ以テ翁ノ思堂ヲ率テ校舎を出テ教鞭ヲ執リテ之ヲ故ニ校名ニ存シ翁ノ幼績ヲ後世ニ傳ヘトス茲ニ商學ノ盛ニシテハ(東方村南目村)ノ児童ニシテ總計百四十有餘名ナリ其ノ時ノ管理者ハ中村正迪學務委員ハ鈴木新六教員ハ中村培根外雇員ニ名ナリ
明治十七年四月時村聯合ト併シ校舎モ亦合併トナリ西方村ニ進文校トシテ足村ノ足校併セ校名ヲ東方學校ト改



中村培根（義徳）肖像写真

(「大相模小学校開校120周年記念誌」より)

大相模小学校の前身だった学校の一つ、培根学校を設立した人です。西袋村（現八潮市）の小澤家から東方村の中村家に養子に入り、名主を務めました。

5 明治期の学校運営

「第8級」とは当時の下等小学で最初の学年で、半年後に7級になりました。（配布資料の「初等教育体系の移り変わり」をご参照下さい。）

(1) 学校生活



「進文学校 規則」 明治8年（1875年）（越谷市教育委員会所蔵）

進文学校は西方村の安養院に設けられた学校で、培根学校や千疋学校と共に大相模小学校の前身となった学校です。右の図はその間取りです。

夏休みは地方によって異なりますが、明治6~7年頃はお盆の数日でした。その後は一週間、10日間、2週間と延び、明治30年以降は30日の地域が増えたようです。（『近代日本の学校文化誌』[徳文閣] ほか） 遠足や運動会などの行事も徐々に行われるようになっていきました。



（『大相模小学校沿革誌』より）

(2) 運営費用

「新貨」と記されています。明治4年（1871年）にそれまでの1両は1円と定められました。



「学校入費積立金 七左衛門村」明治5年（1872年）（『越谷市近現代資料』）

当村では『学制』頒布直後には学校設立準備をしていました。55名の村民と3つの寺が15銭~4円16銭ほど出資しています。当時の4円は今の20万円位なので、積立総額55円は275万円ほどになります。

明治30年(1897年)の桜井村と蒲生村の授業料収入・教育費支出

（『越谷市近現代資料』より作成）

	歳入		歳出の内、 教育費【B】 (総額に占める%)	【B-A】 円 銭 厘
	授業料収入【A】 円 銭 厘	歳入総額 円 銭 厘		
桜井村	250.00.0	1413.07.6	544.97.6 (38.6%)	344.97.6
蒲生村	132.00.0 (この内訳は右下の表に)	1391.54.4	430.78.0 (31.0%)	298.78.0

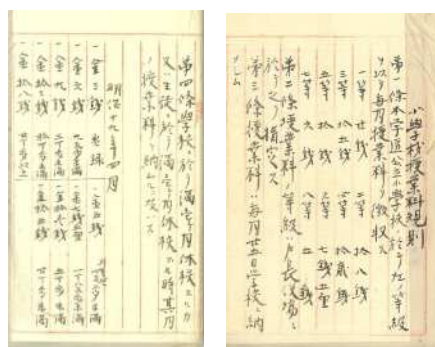
《参考》

- * 【B】教育費：教職員給料、旅費、備品費、消耗品費、修繕費、雑費
- * 教員給料：一人月額12円（cf.当時の巡査の初任給8円）
- * 【B-A】：学校運営のために授業料収入以外から繰り入れた金額。
国や県からの交付金の一部以外では地域の人々の積立金や寄付金で賄われ、授業料は就学児の家庭から徴収しました。

学校借家料の支払い

明治22年（1889年）
（個人蔵）

蒲生学校が開設された清蔵院の檀徒総代に、村役場が借家料を支払うので受け取りに来るよう伝えた文書です。



「小学校授業料規則」明治19年（1886年）
（『大泊学校授業料 指定簿』所収『越谷市近現代資料』）
財産＝土地所有の割合によって授業料を定めています。

蒲生村・授業料収入の内訳 (明治30年度)

	生徒人数	一人当たり	計(円, 銭)
最初月	50	27銭	15. 50
第2月	100	25銭	25. 00
第3月	50	23銭	11. 50
第4月	100	21銭	21. 00
第5月	50	19銭	9. 50
第6月	50	17銭	8. 50
第7月	50	15銭	7. 50
第8月	100	13銭	13. 00
第9月	50	11銭	5. 50
第10月	50	9銭	4. 50
第11月	100	7銭	7. 00
第12月	110	5銭	5. 50
			132. 00

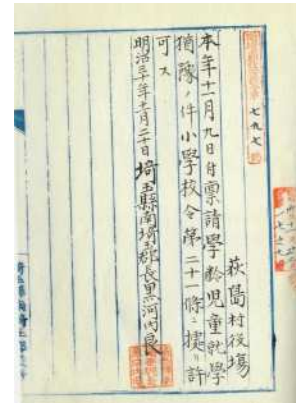
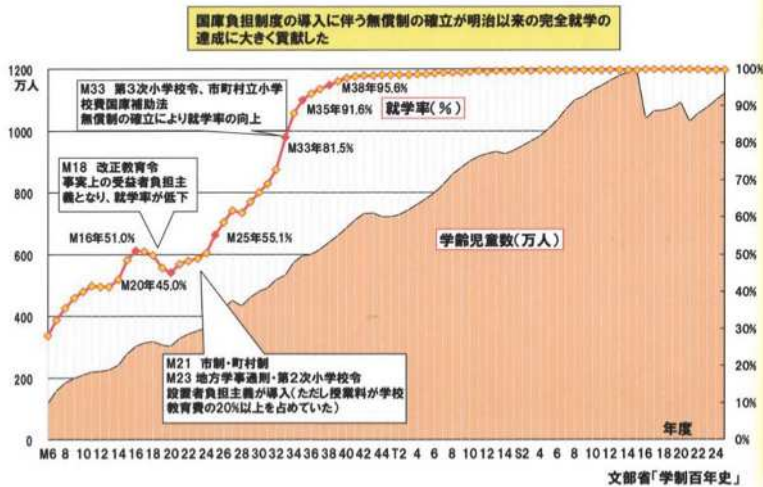
この史料からは最初月が何月かはわかりません。月毎に2銭ずつ減額して徴収されています。また、月によって生徒数が50人か100人（110人）となる理由は不明です。

「国民皆学」を目指しながらも「受益者負担」の原則により、学校運営費用の多くは町村やその住民が負担しました。これらの史料はそのことを示しています。全国の中には学校反対の声があがった所もありました。

授業料徴収の仕方は町村や時期によって異なった様子も史料から知ることができます。

(3) 就学率

小学校の就学率(明治6-昭和24) [推移]



就学猶予の認可 明治30年(1897年) 荻島村

(越谷市近現代資料)

この史料では就学猶予を認められた生徒数やその事由はわかりませんが、荻島村では明治30、35、36、37年に県の認可を受けています。他村の史料では経済困窮家庭や障害のある生徒について猶予された記録があります。

就学率は明治20年代後半から急速に上昇して、明治30年(1897年)には90%を超えるようになりましたが、このような変化は他に例を見ないほどです。この背景には産業革命を起し近代的軍隊を整備し、そして不平等な条約の改正をする課題がありました。

この改革で近代化が一層進んだ半面、国内では徴兵や地租改正、そして学制にも反対する一揆が起きました。また東アジアに対しては抑圧する動きを見せました。欧米は日本より一足先に帝国主義の時代に入っていました。

わが国の近代化はこうした世界的な動向の中で行われていきました。

おわりに

わが国の近代教育が始まってから150年になりました。史料からは、当時の世界状況を背景として、試行錯誤、推進と躊躇、あるいは反対などの姿が浮かび上がってきます。地域の先人たちがその動きに唯々諾々と従ったのではなく、ある時は積極的に、またある時は迷い苦渋の選択をしながらも、主体的に取り組んできた様子もうかがえます。

今私たちは近代教育の3度目の大きな試練に面しています。150年を振り返りながら、今後の社会を支え自立していく子どもたちを育むためのよりよい方向を目指していきたいものです。

今回の展示に当たりまして、地域の方々、特に市内10校の小学校では貴重な資料を拝見させていただきました。また、唐澤博物館(練馬区)の方からは多くのご教示を頂きました。改めて御礼申し上げます。

年度末のご多用の時節にもかかわらずご来館下さった皆様、大変有難うございました。

今後は今回の続編として、以下の展示を計画しています。

【第二部 終戦前後の学校】 (8月頃 場所は未定)

兵士の出征や英霊帰還、物資の不足、度々の空襲警報などが毎日のようにあった時期、子どもたちはどんな学校生活をしていたのかを、貴重な記録で紹介いたします。そして終戦後、地域の人々は人間的な生活を取り戻そうと奮闘しました。

【第三部 近代学校の夜明け前】 (11月頃 レイクタウンの旧東方村中村家住宅にて)

今回の第一部で紹介した明治期の学校が誕生する前の教育活動はどのようなものだったのか、明治6年の学校誕生にも関わった地域の人物を中心に紹介いたします。

今回同様に、また宜しく願い申し上げます。

【参考文献】

- 『学制百年史』(文部省)
- 『学校の歴史』(第一法規)
- 『近代子ども史年表 明治・大正編』(河出書房新社)
- 『埼玉県教育史』(埼玉県教育委員会)
- 論文「明治中期の地域別就学率の推移と地域再編」(玉井康之)
- 講演記述「明治初期の子どもと学校」(橋本美保)
- 企画展図録『開化期の教科書』(三重大学附属図書館)
- 企画展図録『さいたま近代教育の幕開け』(さいたま市立博物館)

越谷市文化財関連条例・規則等

1	越谷市文化財保護条例	1
2	越谷市文化財調査委員に関する規則	4
3	越谷市指定文化財一覧	5
4	越谷市埋蔵文化財分布図	8
5	越谷市保存民家設置及び管理条例	9
6	越谷市保存民家設置及び管理条例施行規則	12
7	越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例	14
8	越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例施行規則	17
9	越谷市文化財保存事業費補助金交付要綱	19
10	越谷市市史専門員の勤務等に関する要領	23
11	越谷市文化財ボランティア活動要項	24

越谷市文化財保護条例

昭和33年9月12日
条例第16号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の区域内にある文化財を保存し、かつその活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともにわが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅、その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(措置)

第3条 住民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。
- 3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(文化財調査委員会)

第4条 市の区域内に所在する文化財の調整保存及び活用に関し教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し重要事項を審議しかつこれらに関し必要と認める事項を建議するため文化財調査委員を置く。

(会議)

第5条 文化財調査委員会の会議その他必要な事項は別に教育委員会規則で定める。

第2章 市指定の文化財

(文化財の指定)

第6条 教育委員会は市の区域内にある文化財のうち重要なものを市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定民俗文化財及び市指定史跡、市指定名勝、市指定天然記念

物に指定することができる。

- 2 第1項の指定にあたっては、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権限に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権限に基づく占有者が判明しない場合を除く。
- 3 無形文化財の指定にあたっては、その文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。)を認定しなければならない。
- 4 第1項及び第3項の指定及び認定をなすには教育委員会はあらかじめ文化財調査委員会の同意を得なければならない。

(指定の解除)

第7条 前条第1項の規定により指定された文化財(以下「市指定文化財」という。)が市の区域内に所在しなくなつたとき、または市指定文化財としての価値を失つたときはその指定を解除することができる。

- 2 市指定文化財が県又は国の指定を受けたときは、当該指定の日から市の指定はその効力を失うものとする。

(管理)

第8条 市指定文化財の所有者は、この条例並びにこれに基く教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い指定文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定文化財の所有者は特別の事情があるときは他の適当なものにこれを管理させることができる。この場合にあつては当該所有者はすみやかに教育委員会にその旨を書面で届け出なければならない。
- 3 教育委員会は指定文化財について所有者が判明しない場合または所有者による管理が困難若しくは不適當と認められる場合は所有者の同意を得て適当な管理団体を指定しまたは自ら管理者となつてこれを管理することができる。
- 4 管理団体が行う管理に要する費用は管理団体の負担とする。

第9条 所有者または管理者若しくは管理団体(以下「管理者」という。)が変更したときまたは名称、住所等を変更したときはすみやかに教育委員会に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第10条 指定文化財の管理または修理につき多額の経費を要し所有者または管理者がその負担にたえない場合その他特別の事情がある場合においては市はその経費の一部を予算の範囲内において補助金として交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には教育委員会はその補助の条件として管理または修理に関し必要な事項を指示するとともに必要があると認めるときは当該管理または修理について指揮監督をすることができる。

(現状の変更)

第11条 指定文化財の管理者が当該指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は前項の許可を与える場合においてはその許可の条件として同項の現状変更に関し必要な指示をなすことができる。

(指定文化財の修理)

第12条 指定文化財を修理しようとするときは、管理者はあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の修理について教育委員会は技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第13条 教育委員会は、指定文化財の管理に対して教育委員会の行う公開の用に供するため、指定文化財の出品を勧告することができる。

(報告)

第14条 教育委員会は必要があると認めるときは、指定文化財の管理者に対し、その文化財の現状または管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

2 教育委員会は必要があると認めるときは管理者若しくは権限に基く占有者の同意を得てその文化財を調査することができる。

附 則

この条例は、告示の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

越谷市文化財調査委員に関する規則

昭和33年11月6日

教委規則第2号

第1条 この規則は、越谷市文化財保護条例(以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、設置する越谷市文化財調査委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この委員の数は7人とし、任期は2ケ年とする。

2 委員は学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

第3条 前条に掲げる委員をもつて越谷市文化財調査委員会(以下「委員会」という。)を組織する。

第4条 委員会は教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

(1) 文化財の指定及び解除に関すること。

(2) 埋蔵文化財の発掘に関すること。

(3) 無形文化財の助成に関すること

(4) 指定文化財の修理復旧又は滅失、き損防止の措置に関すること。

(5) 指定文化財の現状変更の許可及び環境の保全のため必要な施設の勧告に関する
こと。

(6) 指定文化財の買収に関すること。

(7) 文化財の出品公開に関すること。

(8) 前各号に掲げるものの外、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

2 委員は文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項を教育委員会に建議することができる。

第5条 委員に欠員を生じたときは、補充することができる。

2 補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第6条 教育委員会は委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めたとき、若しくは委員に適しない行為があると認めたときは、これを解職することができる。

第7条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は会議を主宰し、委員会を代表する。

3 委員会は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代行する委員をあらかじめ定めておかなければならない。

第8条 委員会は教育委員会が招集する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

附 則

この規則は、昭和33年11月3日から施行する。

越谷市内指定文化財等一覧

* 網掛け部分は看板が設置されていません。

No.	指定区分	種別・種類	名称（ふりがな）	所在地	所有者など	指定年月日など	文化財保存謝礼金額
1	国	有・彫	もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう 木造地藏菩薩立像	野島32	浄山寺	※1 H28.8.17	3,500円
2	国	記・天	こしがやのしらこぼと 越ヶ谷のシラコバト	越谷市周辺		S31.1.14	—
3	県	有・彫	もくぞうてんしやうかんのんぼさつざぞう 木造伝正観音菩薩坐像	増林3818	林泉寺	S56.3.27	3,500円
4	県	有・考	にじゅういちぶつたいしとうば 廿一仏板石塔婆	増森 薬師堂	個人	S36.3.1	3,500円
5	県	無 民	しもまくりのししまい 下間久里の獅子舞	下間久里（香取神社）	下間久里獅子舞連中	指 定 S37.3.10	100,000円
						指定替 S54.3.27	
6	県	記・史	がもうのいちりづか 蒲生の一里塚	蒲生愛宕町876	蒲生愛宕町自治会	S60.3.5	3,500円
7	県	記・天	ひさいずじんじやのふじ 久伊豆神社のフジ	越ヶ谷1700	久伊豆神社	S16.3.31	8,000円
8	県	記・旧	ひらたあつたねかぐうあと 平田篤胤仮寓跡	越ヶ谷1700	久伊豆神社	指 定 S7.3.11	3,500円
						指定替 S38.8.27	
9	県	無 民	きたかわさきのむしおい 北川崎の虫追い	川崎神社 ※2	北川崎自治会	選択指定 S52.3.29	100,000円
						指定替 H20.3.14	
10	市	有・建	だいしょうじのさんもん 大聖寺の山門	相模町6-442	大聖寺	S42.1.11	8,000円
11	市	有・建	きゅう ひがし かたむらななむらげじゅうたく 旧 東 方村中村家住宅	レクタウン9-51	越谷市	S50.5.2	—
12	市	有・絵	さいとうとよさきいさく「ふうけい」 斎藤豊作遺作「風景」	東越谷4-9-1	越谷市	S47.10.25	—
13	市	有・絵	たぶんさいさきのえび 鳥文斎栄之筆「瓦曾根溜井」	東越谷4-9-1	越谷市	S50.5.2	—
14	市	有・工	のじまじょうきんじのおおわにぐち 野島浄山寺の大鰐口	野島32	浄山寺	S42.1.11	3,500円
15	市	有・工	かけぼとけ 懸仏	越ヶ谷1700	久伊豆神社	S47.10.25	3,500円
16	市	有・工	りんせんじのこうろ 林泉寺の香炉	増林3818	林泉寺	S61.2.26	3,500円
17	市	有・彫	あんこくじのえんくうぶつ 安国寺の円空仏	大泊910	安国寺	S50.5.2	3,500円
18	市	有・彫	さいふくいんのえんくうぶつ 西福院の円空仏	谷中町3-90	西福院	S61.2.26	3,500円
19	市	有・彫	こうふくいんのえんくうぶつ 弘福院の円空仏	北越谷1-21-26	弘福院	S63.2.27	3,500円
20	市	有・彫	もくぞうあみだによらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像	大泊910	安国寺	S57.2.23	3,500円
21	市	有・彫	もくぞうあみだによらいざぞう 木造阿弥陀如来坐像	大松60	清浄院	H2.2.20	3,500円
22	市	有・彫	もくぞうあみだによらいざぞう 木造阿弥陀如来坐像	大松60	清浄院	H2.2.20	3,500円
23	市	有・彫	もくぞうあいだしちざえもんふうふざぞう 木造会田七左衛門夫婦坐像	七左町7-278	観照院	S57.2.23	3,500円
24	市	有・彫	もくぞうじぞうぼさつりゅうぞう 木造地藏菩薩立像	瓦曾根1-5-43	照蓮院	S57.2.23	3,500円
25	市	有・彫	もくぞうしゃかによらいねはんぞう 木造釈迦如来涅槃像	越ヶ谷2549	天嶽寺	S57.2.23	3,500円
26	市	有・彫	かとりじんじやのちようこく 香取神社の彫刻	大沢3-13-38	香取神社	S58.3.31	3,500円
27	市	有・彫	どうぞうごちによらいりゅうぞう 銅造五智如来立像	北越谷4-8-5	浄光寺	S61.2.26	3,500円
28	市	有・彫	どうぞうあみだによらいりゅうぞう 銅造阿弥陀如来立像	増林3818	林泉寺	H18.3.23	3,500円
29	市	有・古	ほうじょううしげおきてがき 北条氏繁提書	相模町6-442	大聖寺	S45.3.23	3,500円

越谷市内指定文化財等一覧

* 網掛け部分は看板が設置されていません。

30	市	有・古	いなびぜんさしぞえしよ 伊奈備前差添書	越ヶ谷本町	個人	S45.3.23	3,500円
31	市	有・古	ほんじんしりょういつかつ(ふくいけもんじよ) 本陣資料一括(福井家文書)	大沢 ※3	個人	S47.10.25	—
32	市	有・古	じょうざんじのしゅいんじょう 浄山寺の朱印状	野島32	浄山寺	S47.10.25	3,500円
33	市	有・古	だいだいのしゅいんじょう 代々の朱印状	平方249	林西寺	S47.10.25	3,500円
34	市	有・古	じりょうきしんしゅいんじょう 寺領寄進朱印状	宮本町2-54	迎摂院	S58.3.31	3,500円
35	市	有・古	かんちこくしよじょう 観智国師書状	大泊910	安國寺	S59.9.27	3,500円
36	市	有・古	にしかたむらきゅうき 西方村旧記	東越谷4-9-1	越谷市	H3.3.28	—
37	市	有・考	けんちょうがんねんいたび 建長元年板碑	御殿町3-36	越谷市	S45.3.23	—
38	市	有・考	ぶんめいさんねんじゅうさんぶついたび 文明3年十三仏板碑	増林2687	勝林寺	S47.10.25	3,500円
39	市	有・考	ぶんなさんねんろくじみょうごういたび 文和3年六字名号板碑	大成町 (相模町 5丁目櫻堂墓地)	個人	S47.10.25	3,500円
40	市	有・考	じょうじろくねんなじだいまくいたび 貞治6年七字題目板碑	大道280-6	個人	S47.10.25	3,500円
41	市	有・考	てんもんにじゅうにねんみださんぞんずざういたび 天文22年弥陀三尊图像板碑	大成町	個人	S47.10.25	3,500円
42	市	有・考	じょうおうにねんこうしんとう 承応2年庚申塔	大成町1-2254	個人	S47.10.25	3,500円
43	市	有・考	にじゅういちぶついたいしとうば 廿一仏板石塔婆	東町5-238	金剛寺	S59.9.27	3,500円
44	市	有・歴	とくがわいえやすのやぐ 徳川家康の夜具	相模町6-442	大聖寺	S58.3.31	3,500円
45	市	有・歴	せいぞういんのさんもん 清蔵院の山門	蒲生本町13-41	清蔵院	S59.9.27	3,500円
46	市	有・歴	いちじょういんのたてぐ 一乗院の建具	三野宮618	一乗院	S59.9.27	3,500円
47	市	有・歴	あいだけれきだいのぼしよ 会田家歴代の墓所	神明町1-83	個人	S61.2.26	3,500円
48	市	有・歴	どんりゅうしうにんくようぼせき 吞龍上人供養墓石	平方249	林西寺	S62.1.29	3,500円
49	市	有・歴	ひらたあつたねぼうのうおえま 平田篤胤奉納大絵馬	越ヶ谷1700	久伊豆神社	S62.1.29	3,500円
50	市	有・歴	こしがやごさんくようぼせき 越谷吾山供養墓石	越ヶ谷2549 (天 嶽寺)	個人	H4.11.28	3,500円
51	市	有・歴	きゅうみんきゅうさいのひ 窮民救済の碑	瓦曾根1-5-43	個人	H6.3.28	3,500円
52	市	有・歴	こしまきなかしんでんのおびしやさいれいちょう 越巻中新田の産社祭礼帳	新川町2-118	個人	H7.4.28	3,500円
53	市	有・歴	こしがやじゅんせいはいかんれんしりょう 越ヶ谷順正会関連資料	東越谷4-9-1 越ヶ谷4-2-1	越谷市	H9.3.28	—
54	市	有・歴	さん みやうのすけめい ちからいし 三ノ宮卯之助銘の力石	越ヶ谷1700 三野宮333 三野宮235	久伊豆神社 三野宮香取神社 個人	H25.3.29	3,500円×3件
55	市	有・民	だいろくてんのさんがく 第六天の算額	下間久里60	個人	S50.5.2	3,500円
56	市	有・民	「かんのんどうのえんにちふうけい」えま 「観音堂の縁日風景」絵馬	大泊104	安國寺	S59.9.27	3,500円
57	市	無・民	こしがやのきやうりうた 越谷の木遣歌		越谷市木遣 保存会	H2.2.20	60,000円
58	市	記・史	みたかたいせき 見田方遺跡	大成町5丁目	越谷市	S42.1.11	—

越谷市内指定文化財等一覧

* 網掛け部分は看板が設置されていません。

59	市	記・史	清浄院開山塚 <small>しょうじょういんかいざんづか</small>	大松60	清浄院	S52.1.25	3,500円
60	市	記・史	越谷吾山句碑 <small>こしがやごさんくひ</small>	越ヶ谷1700	久伊豆神社	S58.3.31	3,500円
61	市	記・名	久伊豆神社社叢 <small>ひさいずじんじやしやそう</small>	越ヶ谷1700	久伊豆神社	S42.1.11	20,000円
62	市	記・天	林泉寺駒止のマキ <small>りんせんじこまどめのまき</small>	増林3818	林泉寺	S42.1.11	8,000円
63	市	記・天	ラクウシヨウ <small>らくうしゅう</small>	越ヶ谷2536-1	越谷巾（アリタキ植物園）	S42.1.11	—
64	市	記・天	有瀧家のタブノキ <small>ありたきけのたぶのき</small>	中町8-26	個人	S42.1.11	相続人不明で未払い
65	市	記・天	大聖寺のタブノキ <small>だいしょうじのたぶのき</small>	相模町6-442	大聖寺	S58.3.31	8,000円
66	市	記・天	浅間神社のケヤキ <small>せんげんじんじやのけやき</small>	中町7	中町浅間神社	S58.3.31	8,000円
67	市	記・天	中村家のイチヨウ <small>なかむらけのいちよう</small>	東越谷1-13	個人	S58.3.31	8,000円×3本
68	市	記・天	聖徳寺のイチヨウ <small>しょうとくじのいちよう</small>	北川崎18	聖徳寺	S59.9.27	8,000円
69	市	記・天	森家のイチヨウ <small>もりけのいちよう</small>	平方1376	個人	H1.3.31	8,000円
70	市	記・天	田中家のクスノキ <small>たなかのくすのき</small>	川柳町2-251-1	個人	S62.1.29	8,000円
71	市	記・天	中村家のクスノキ <small>なかむらけのくすのき</small>	大成町2-331-1	個人	S63.2.27	8,000円
72	市	記・旧	越ヶ谷御殿跡 <small>こしがやごてんあと</small>	御殿町3番周辺		S47.10.25	—
73	市	記・旧	千徳丸供養塔 <small>せんとくまるくようとう</small>	瓦曾根 照蓮院	個人	S50.5.2	3,500円
74	国	登・有	木下半助商店店舗及び土蔵 <small>きのしたはんすけしょうてんぼおよどぞう</small>	中町	個人	H27.11.17	—
75	国	登・有	木下半助商店石蔵 <small>きのしたはんすけしょうてんいしくら</small>	中町	個人	H27.11.17	—
76	国	登・有	木下半助商店主屋 <small>きのしたはんすけしょうてんしゅおく</small>	中町	個人	H27.11.17	—
77	国	登・有	木下半助商店稻荷社 <small>きのしたはんすけしょうてんいなりしゃ</small>	中町	個人	H27.11.17	—
78	国	登・有	旧大野家住宅主屋 <small>きゅうおのおのけじゅうたくしゅおく</small>	越ヶ谷本町8-8	(株)中央住宅	H31.3.29	—
79	国	登・有	旧大野家住宅土蔵 <small>きゅうおのおのけじゅうたくどぞう</small>	越ヶ谷本町8-8	(株)中央住宅	H31.3.29	—

<凡例> 有・建有形文化財 建造物

有・絵有形文化財 絵画

有・彫有形文化財 彫刻

有・工有形文化財 工芸品

有・古有形文化財 古文書

有・考有形文化財 考古資料

有・歴有形文化財 歴史資料

登・有登録有形文化財（建造物）

無 文無形文化財

有 民有形民俗文化財

無 民無形民俗文化財

記・史記念物 史跡

※1 県指定文化財（H27.3.13指定）から重要文化財へ移行

※2 「北川崎の虫追い」は、県（選択）無形民俗文化財（S52.3.29指定）であったが、H20.3.14指定替となり（選択）が削除された。

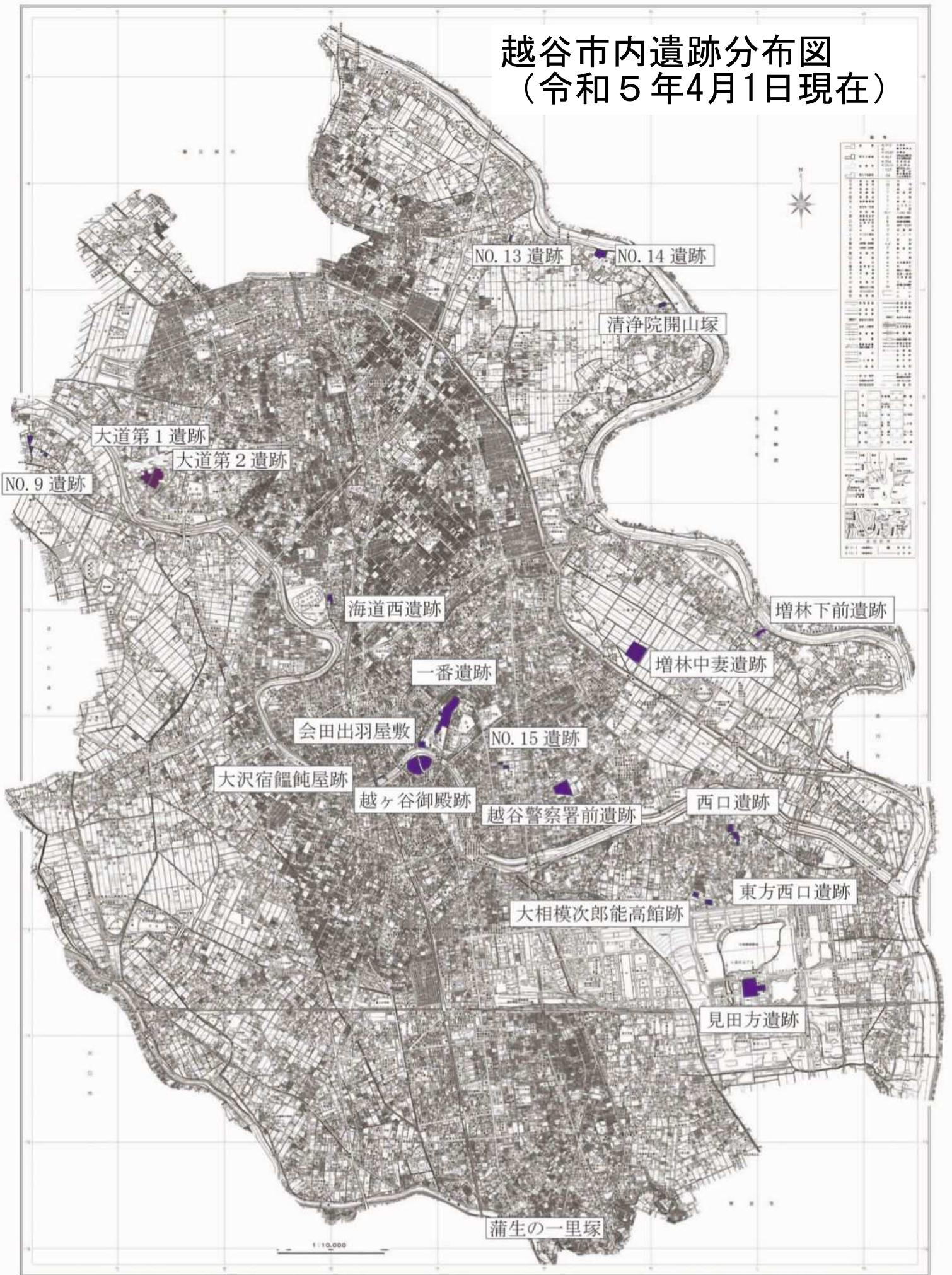
※3 県立文書館（さいたま市高砂4-3-18）寄託

記・旧 記念物 旧跡

記・名 記念物 名勝

記・天 記念物 天然記念物

越谷市内遺跡分布図 (令和5年4月1日現在)



越谷市保存民家設置及び管理条例

(設置)

第1条 市内の歴史上価値の高い民家を保存及び管理し、かつ、その活用を図り、もって市民文化の向上に資するとともに、郷土文化の理解、継承及び発展に寄与するため、越谷市保存民家（以下「保存民家」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保存民家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大間野町旧中村家住宅

位置 越谷市大間野町一丁目100番地4

(管理)

第3条 保存民家は、越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第4条 保存民家は、一般に公開するとともに、保存民家の設置目的を達成するため、展示、体験学習その他の必要な業務を行う。

(開館時間)

第5条 保存民家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(入館時間)

第6条 保存民家の入館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 保存民家の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23

年法律第178号)に定める休日にあたる時は、その翌日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館料等)

第8条 保存民家の入館料は、1人1回につき100円とする。ただし、小学生及び中学生にあつては50円、小学校就学前の者にあつては無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は規則で定めるところにより、入館料を免除することができる。

(入館料の還付)

第9条 既に納めた入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、還付することができる。

(入館の禁止)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保存民家への入館を禁止することができる。

(1) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬を除く。)を連れている者

(2) 保護者等の同行しない小学校就学前の者

(3) 建物又は展示品を毀損し、又は汚損するおそれのある物品を携行している者

(4) 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携行している者

(5) その他保存民家の管理上支障があると認める者

(行為の制限等)

第11条 保存民家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用する行為
- (2) 喫煙をする行為
- (3) 建物又は展示品を毀損し、又は汚損する行為
- (4) 指定された場所以外で飲食をする行為
- (5) 騒音を発する行為
- (6) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれのある行為
- (7) 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある行為
- (8) その他保存民家の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為を行う者に対し、退館を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第12条 保存民家に入館する者は、保存民家の建物及び展示品を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が保存民家に入館する者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか保存民家の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月14日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

越谷市保存民家設置及び管理条例施行規則

平成16年10月27日

教委規則第12号

改正 平成26年7月28日教委規則第3号

平成31年3月26日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市保存民家設置及び管理条例（平成16年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館券)

第2条 越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、越谷市保存民家（以下「保存民家」という。）に入館しようとする者に対し、入館券を発行するものとする。

(入館料の免除)

第3条 条例第8条第2項の規定により入館料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程に基づく学習活動として入館するとき。
- (2) 市及び教育委員会が主催する事業に参加して入館するとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 入館料の免除を受けようとする者は、越谷市保存民家入館料免除承認申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(既納入館料の還付)

第4条 条例第9条ただし書の規定により入館料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により、保存民家に入館することができなくなったとき。

- (2) 条例第10条の規定により入館を禁止したとき。
 - (3) 条例第11条第2項の規定により退館を命じたとき。
 - (4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。
- 2 入館料の還付を受けようとする者は、越谷市保存民家入館料還付請求書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。
- （その他）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月14日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第3号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例

(設置)

第1条 市の指定有形文化財である旧東方村中村家住宅を保存し、かつ、その活用を図り、もって郷土の歴史及び文化に対する市民の理解と関心を高めるため、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅（以下「旧東方村中村家住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 旧東方村中村家住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅

位置 越谷市レイクタウン九丁目5 1 番地

(管理)

第3条 旧東方村中村家住宅は、越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第4条 旧東方村中村家住宅は、一般に公開するとともに、旧東方村中村家住宅の設置目的を達成するため、展示、体験学習その他の必要な業務を行う。

(開館時間)

第5条 旧東方村中村家住宅の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(入館時間)

第6条 旧東方村中村家住宅の入館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 旧東方村中村家住宅の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週水曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日にあたる時は、その翌日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館料等)

第8条 旧東方村中村家住宅の入館料は、1人1回につき100円とする。

ただし、小学生及び中学生にあつては50円、小学校就学前の者にあつては無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより、入館料を免除することができる。

(入館料の還付)

第9条 既に納めた入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、還付することができる。

(入館の禁止)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、旧東方村中村家住宅への入館を禁止することができる。

- (1) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬を除く。）を連れてくる者
- (2) 保護者等の同行しない小学校就学前の者
- (3) 建物又は展示品を毀損し、又は汚損するおそれのある物品を携行している者
- (4) 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携行している者

- (5) その他旧東方村中村家住宅の管理上支障があると認める者
(行為の制限等)

第11条 旧東方村中村家住宅においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用する行為
- (2) 喫煙をする行為
- (3) 建物又は展示品を毀損し、又は汚損する行為
- (4) 指定された場所以外で飲食をする行為
- (5) 騒音を発する行為
- (6) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれのある行為
- (7) 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある行為
- (8) その他旧東方村中村家住宅の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 教育委員会は、前項各号に掲げる行為を行う者に対し、退館を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第12条 旧東方村中村家住宅に入館する者は、旧東方村中村家住宅の建物及び展示品を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が旧東方村中村家住宅に入館する者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか旧東方村中村家住宅の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例施行規則

平成26年7月28日

教委規則第4号

改正 平成31年3月26日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例（平成26年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館券)

第2条 越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅（以下「旧東方村中村家住宅」という。）に入館しようとする者に対し、入館券を発行するものとする。

(入館料の免除)

第3条 条例第8条第2項の規定により入館料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程に基づく学習活動として入館するとき。
- (2) 市及び教育委員会が主催する事業に参加して入館するとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 入館料の免除を受けようとする者は、越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅入館料免除承認申請書(第1号様式)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(既納入館料の還付)

第4条 条例第9条ただし書の規定により入館料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により、旧東方村中村家住宅に入館することができなくなったとき。

- (2) 条例第10条の規定により入館を禁止したとき。
 - (3) 条例第11条第2項の規定により退館を命じたとき。
 - (4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。
- 2 入館料の還付を受けようとする者は、越谷市旧東方村中村家住宅入館料還付請求書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。
- （その他）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
（越谷市教育委員会事務局組織規程の一部改正）
- 2 越谷市教育委員会事務局組織規程（昭和46年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年教委規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

越谷市文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、文化財を保存するため、文化財の所有者又は管理者に対し、越谷市文化財保護条例（昭和33年条例第16号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号。以下「県条例」という。）及び条例により定められた文化財で、市内に現に存するもの又は存していたものをいう。
- (2) 文化財保存事業 文化財の管理、修理、復旧、公開その他文化財の保存に必要な事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、文化財保存事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、文化財の所有者又は管理者であって、前条の事業を行うものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる文化財に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例により定められた文化財 文化財保存事業に係る経費の2分の1以内の額

(2) 県条例により定められた文化財 次に掲げる額

ア 文化財保存事業に係る経費から県費補助金（埼玉県が定める文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき交付される補助金をいう。以下同じ。）を差し引いた額の2分の1以内の額

イ 文化財保存事業に係る経費が小額のため県費補助金の交付対象としない事業は、第1号に準ずる額

(3) 法により定められた文化財 文化財保存事業に係る経費から国庫補助金（重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に基づき交付される補助金をいう。）及び県費補助金を差し引いた額の2分の1以内の額

（申請書の様式等）

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第1項第3号に係る事項は、記載することを要しない。

3 規則第5条第1項第5号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 文化財の名称

(2) 指定年月日

(3) 文化財の所在地

4 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、添付を要しない。

5 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業計画書及び説明書

(2) 収支予算書

(3) 文化財の現状を示す写真又は図画

(4) 地上に工作物を設置する場合は、当該地の土地所有者の承諾書
(交付決定の通知)

第7条 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第2号様式により行うものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容に変更を生じ、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、越谷市文化財保存事業費補助金変更等承認申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、越谷市文化財保存事業費補助金変更等承認通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、越谷市文化財保存事業費補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第15条第1項の報告書の様式は、第6号様式のとおりとし、その提出時期は、補助事業の完了後20日以内とする。ただし、年度を越えることはできない。

2 規則第15条第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の実施に係る支払いを証する書類の写し
- (4) 補助事業の実施が確認できる記録物
(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定に係る通知は、第7号様式により行うものとする。

(請求書の様式)

第13条 規則第18条第2項の請求書の様式は、第8号様式のとおりとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

越谷市市史専門員の勤務等に関する要領

令和2年3月30日
教育長決裁

第1条 趣旨

この要領は、市史専門員の勤務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 任用

市史専門員は、会計年度任用職員とする。

第3条 勤務条件等

- 1 市史専門員の任期は、1年以内とし、再任を妨げないものとする。
- 2 教育長は、市史専門員が任期途中で欠けたときは、補充を行うことができる。ただし、当該補充の市史専門員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 市史専門員は、所属長の定める週4日、所属長の定める勤務場所に勤務するものとする。
- 4 市史専門員の勤務時間は、午前9時から午後4時までとする。
- 5 所属長は、業務の特殊性等により、前項の規定により難しいと認めるときは、市史専門員の勤務時間を変更できるものとする。

第4条 職務内容等

- 1 越谷市市史専門員は、郷土史等に関し学識を有する者とする。
- 2 市史専門員は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 郷土史の調査に関すること。
 - (2) 歴史史料の収集、保存及び活用等に関すること。
 - (3) 文化財の調査及び発掘に関すること。
 - (4) その他市史に関し必要なこと。

第5条 その他

この要領に定めるもののほか市史専門員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

越谷市文化財ボランティア活動要項

- 1 趣 旨 本市に残る貴重な文化財を後世に継承するため、文化財の保存と活用を促進する担い手としての文化財ボランティアを養成する。
- 2 活動内容 (1) 遺跡の発掘作業
(2) 出土品の整理作業
(3) 古文書の整理作業
(4) 小中学生の学習活動補助
(5) ボランティア活動内容の広報・発表・報告
(6) 越谷市教育委員会が主催する文化財関係イベントの運営における補助
(7) その他教育委員会が実施する文化財保護事業
- 3 対 象 者 以下の全てを満たすもの。
(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学している者
(2) 年齢満16歳以上の者
(3) 養成講座を受講した者
- 4 活動時間 午前9時から午後5時までの間で文化財ボランティアが活動可能な時間帯
- 5 登 録 登録の期間は1年間とし、継続については意向確認を行う。
- 6 登録の取消し 教育委員会は、文化財ボランティアの活動内容又は言動が文化財ボランティアとしてふさわしくないと判断した場合は、登録を取り消し、活動を中止させることができる。
- 7 守秘義務 文化財ボランティアは、活動上知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏えいし、又は開示してはならない。登録期間を終えた後又は登録を取り消した後も同様とする。
- 8 報酬及び旅費 なし
- 9 保 険 越谷市民総合災害補償の規定による

年次計画(R3~R12)

- 第5次総合振興計画 前期基本計画 第1期実施計画 掲載事業
- ▲ 第5次総合振興計画 前期基本計画 第1期実施計画 不掲載事業
- ◎ 計画策定中事業

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第5次総合振興計画 (R3年度からR12年度)										
第5次総合振興計画 (前期基本計画)	第1期実施計画									
			第2期実施計画							
第5次総合振興計画 (後期基本計画)						第1期実施計画				
								第2期実施計画		
1 デジタルアーカイブ事業		●システム構築	●運用1年目 コンテンツの追加	◎運用2年目 コンテンツの追加	◎運用3年目 コンテンツの追加					
2 郷土資料館のあり方検討事業	▲全国中核市の 状況確認	▲県内自治体の 資料保存の状況 確認	▲市が所有する歴 史資料等の整理 (民具類) ▲近隣中核市等 の状況確認	◎コンサルタントを 活用しての施設の設 置モデルの検討	◎あり方の検討					
3 文化財調査事業 【文化財基礎調査】 ①越ヶ谷秋まつり	●間取り調査 (概報刊行)	×まつり実施 ●類別調査:大沢 山車人形・川柳奉 納絵馬調査	×まつり実施	●まつり実施 ●概要報告書刊 行	●補足調査 ◎調査報告書刊行					
4 文化財調査事業 【文化財基礎調査】 ②石造物調査		※3地区調査 出羽・蒲生・川柳	※2地区調査 大沢・荻島	◎市内8地区	◎報告書刊行					
5 文化財調査事業 【文化財基礎調査】 ③諸家文書調査	●所在確認	●山崎家文書目 録作成 ●所在確認	●所在確認	◎所在確認	◎所在確認					
6 文化財調査事業 【埋蔵文化財調査】 ①大道遺跡		●調査1か所	●調査1か所	◎調査2か所 ◎大道遺跡の発掘 調査終了			◎報告書2冊目刊 行	※西大袋土地区 画整理事業終了 予定年度		
7 文化財調査事業 【埋蔵文化財調査】 ②東方西口遺跡		●報告書刊行								
8 文化財調査事業 【埋蔵文化財調査】 ③海道西遺跡		●調査 ●報告書刊行								
9 文化財調査事業 【埋蔵文化財調査】 ④西口遺跡			●調査① 4か所	●調査② 9か所 ●報告書刊行 調査①分			◎報告書刊行 調査②分			
10 歴史的公文書の選別			▲選別着手(H29 ~R3まで)	▲選別 (H29~R3まで)	▲選別(R4~)	▲選別(R4~)				